

事例 2 - 1 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理〔法務省実績評価〕

平成 19 年度事後評価実施結果報告書

| | | | |
|----------------|-------------------------|------------|-----------|
| 1. 施策名等 | | | |
| 評価実施時期 | 平成20年 5 月 | 政策体系上の位置付け | IV-11-(1) |
| 評価対象 | 国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 | | |
| 所管部局 | 大臣官房訟務部門 | | |
| 評価方式 | 実績評価方式 | | |

| | | | |
|---|--|------|-------|
| 2. 評価目標 | | | |
| 基本目標 | | | |
| 国の利害に関係のある本案訴訟を適正・迅速に追行することにより、国民の期待にこたえる司法制度の実現に寄与する。 | | | |
| 達成目標 1 | | | |
| 国の利害に関係のある本案訴訟の第 1 審の訴訟手続をすべて 2 年以内に終了させる。 (平成15年度から平成20年度までの目標) | | | |
| 指 標 | 判決により終了した本案訴訟の第 1 審のうち、審理期間が 2 年以内であったものの率 | 目標値等 | 100% |
| 達成目標 2 | | | |
| 行政機関のための法律意見照会制度 ^{※1} の利用の促進を図る。 | | | |
| 指 標 | 法律意見照会事件数 | 目標値等 | 対前年度増 |

3. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

国の利害に関係のある訴訟を適正・迅速に追行することは、国の正当な利益を擁護するとともに、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法の支配による行政の確保に寄与することであるから、国民の権利利益が実現されるためにも、裁判が迅速に行われなければならない。しかし、国の利害に関係のある民事訴訟・行政訴訟の審理期間は、全体としては相当の迅速化が図られてきているが、依然として長期間を要しているものが少なくない状況にある。

(2) 目的・意図（施策の必要性）

司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。

また、法律意見照会制度は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、紛争の初期段階から訟務組織が関与することにより、本案訴訟を適正・迅速に追行することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割を果たすものであることから、その利用の促進を図る必要がある。

(3) 施策の実施方法

適正・迅速な訴訟追行のため、訟務組織における人的・物的体制の充実・強化を図るとともに、所管行政庁等に対する迅速な訴訟対応に関する周知及び協力要請並びに法律

意見照会制度の積極的利用の促進を図るための周知を行う。

(4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、第1審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要があることから（裁判の迅速化に関する法律第2条第1項）、上記達成目標1（指標）とした。

また、法律意見照会制度は、訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものであって、行政機関からの積極的な利用により有効となることから、上記達成目標2とした。そして、法律意見照会制度の利用を促進するためには、同制度を行政機関に広く周知し、照会があった場合に迅速に対応できるよう態勢を整える必要があるが、その達成度合いについては、法律意見照会事件数の推移によって測ることができることから、「法律意見照会事件数」を指標として設定した。

4. 測定方法等

訟務組織が追行する本案訴訟で、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの1年間に地方裁判所において言渡しがされた第1審判決のうち、訟務組織が訴状の送達を受け、又は提訴してから判決が言い渡されるまでの期間が2年以内のもの率を算出する。

法律意見照会事件数の対前年度との比較により、制度利用の促進の程度を測る。

5. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

訴訟の迅速化のためには、訟務組織の訴訟追行体制の一層の整備・充実が必要であるから、施策として昨年度も有効であった準備書面作成支援システム^{※2}の充実等を引き続き行い、訴訟追行の効率化を図った。また、各種打合せ会において、裁判の迅速化に対応するための方策や、施行後3年が経過した改正行政事件訴訟法に適切・迅速に対応するための事務処理体制の充実・強化方策等について、検討・協議を進め、その結果を担当職員へ周知し、かつ実践を徹底するなどして、審理計画に基づく訴訟追行の進行管理と期限の遵守の徹底を図った。さらに、訴訟の迅速化には、所管行政庁等の訴訟追行への協力も不可欠であることから、打合せ会・説明会を随時開催し、訴訟追行の適正・迅速な対応についてより一層の協力を求めた。

(2) 必要性

司法制度改革を推進する国の一機関である訟務組織として訴訟を追行するに当たっては、第1審の訴訟手続を2年以内のできるだけ短い期間に終結させること等を規定した裁判の迅速化に関する法律の趣旨に従い、継続的に、訴訟手続の適正・迅速化に努める必要がある。

(3) 効率性

①平成16年度以降継続して講じた施策である準備書面作成支援システムの充実等による事務の効率化、②各種会議等における担当職員への周知徹底、③所管行政庁等に対し、裁判の迅速化の趣旨に即した行政機関の適切な対応と連携協力の重要性について、継続的に説明を行い、訴訟対応への協力要請を行っていること等、限られた行政資源で最大

限の効果を挙げるべく努めているところである。

(4) 有効性

訟務組織が担当している訴訟をどれだけ迅速に処理することができるかについては、個々の事件の性質や、相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の外部要因に大きく左右され、必ずしも訴訟の一方当事者のみが努力すれば裁判の迅速化が実現できるものではない。特に、訟務組織が処理を担当する訴訟の多くは、国の行政機関が法律に基づいて行った業務の結果生じた紛争の最終的な解決手段として提訴されるもので、行政の在り方をめぐって最も激しく対立し、その紛争が迅速に解決されるためには相当の困難を伴うこととなる。その中には、最先端の科学技術に関する訴訟、新たな法律問題を含む訴訟、多数の原告を擁する訴訟、所管行政庁が存在しない訴訟などがあり、その処理に多くの困難と時間を要することとなる。

このような状況の下、本案訴訟で平成19年度中に地方裁判所で判決言渡しのあった第1審判決1,421（平成18年度1,209）のうち、訟務組織が訴状の送達等を受け、又は提訴してから判決言渡しまでの期間が2年以内のもの数は、1,170（平成18年度1,001）で、その率は82.3パーセントであり、平成18年度に比し0.5ポイント下降し、指標の目標値にはいまだ到達してはいないものの、裁判の迅速化を示す達成率は当初（平成15年度）の71.7パーセントから年々増加し、平成19年度においても達成率80パーセント台を維持するに至っており、また、平成18年度に比して件数では212件増加していることから、有効性の観点から一定の効果があったものと認められる。

（単位：％）

| 指標 | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | 目標値（H20年度） |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|------------|
| 達成率 | 71.7 | 78.0 | 83.5 | 82.8 | 82.3 | 100.0 |

（参考）達成率…判決により終了した本案訴訟の第1審のうち、審理期間が2年以内であったものの率

【達成目標2】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

法律意見照会制度の利用促進を図るためには、行政機関に同制度の周知を図る必要があるため、各種打合せや研修会等の際に同制度の説明を行ったり、パンフレット等を作成し、行政機関との打合せ等において配付するなどの積極的な周知活動を行った。また、平成19年6月の「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく^{※3}勧告」を踏まえ、平成20年2月に中央省庁債権管理事務担当者を対象とした説明会を開催した際に、債権管理に関する説明とともに、法律意見照会制度の趣旨、利用方法等の説明を行い、同制度の積極的利用の促進を図った。

さらに、同制度の利用促進のためには、行政機関からの照会に対する事務処理体制の充実強化が不可欠であることから、体制の見直しを図ったり、打合せ会を開催するなどして、適正・迅速な回答に努めることとした。

(2) 必要性

法律意見照会制度については、その制度の活用により、本案訴訟を適正・迅速に追行することができるほか、紛争を未然に防ぐ予防司法的役割をも果たすものであることから、その必要性は高いものである。

(3) 効率性

①各種会議等における担当職員への周知徹底、②所管行政庁等に対し、法律意見照会制度の積極的な活用について、継続的に説明・周知を行っていること等、限られた行政

資源で最大限の効果を挙げるべく努めているところである。

(4) 有効性

法律意見照会制度の積極的運用に取り組んできたこと、同制度の趣旨及び積極的な利用について、行政機関に周知活動を行ったことにより、同制度については、平成19年度に新規に受け付けた事件数は、1,759（平成18年度1,559）であり、平成18年度に比し113パーセントとなった。このことは、行政機関においても、同制度が訴訟のより適正・迅速な追行に寄与することができる制度として認識されてきたことを示すものであり、今後も積極的に活用されることが期待できることから、有効性が認められる。

(単位：件)

| 指 標 | H18年度 | H19年度 | 目標値 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 法律意見照会 事件数 | 1,559 | 1,759 | 対前年度増 |

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

以上のように、必要性、有効性、効率性のいずれにおいても相応に評価することができることから、適正・迅速な訴訟追行のため、引き続き、訟務事務担当職員の育成と人的・物的資源の充実強化等の体制整備及び所管行政庁等との協力関係の一層の充実・強化を図るとともに、法律意見照会制度の積極的運用及び同制度の利用促進のための周知活動を実施する必要性がある。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号）第2条第1項、第3条
- 法務省設置法（平成11年法律第93号）第4条第31号
- 第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成17年1月21日）

「国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまいります。」

8. 備考

※1 「法律意見照会制度」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門において、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律の見解を述べたり、助言などを行う制度。

※2 「準備書面作成支援システム」

大臣官房訟務部門、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門のパソコン、プリンタ、OCR装置（光学式文字読取装置）、判例・文献のCD-ROMを組み合わせたもので、ネットワークで結ぶことによって、訴訟に必要な準備書面作成の効率化・迅速化を図るもの。

※3 「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」

平成19年6月に、総務大臣から法務大臣あての「国等の債権管理等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」において、「法務省は、各府省が強制履行の請求等の手続を進め

る上で必要な助言を行うとともに、各府省が実施する研修について必要な協力を行うこと」とされている。

事例 2-2、2-19 保護観察対象者等の改善更生〔法務省実績評価〕

平成 19 年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

| | | | |
|--------|---------------|------------|---------|
| 評価実施時期 | 平成20年5月 | 政策体系上の位置付け | Ⅱ-6-(1) |
| 評価対象 | 保護観察対象者等の改善更生 | | |
| 所管部局 | 保護局 | | |
| 評価方式 | 実績評価方式 | | |

2. 評価目標

| | | | |
|--------------------------------------|---|------|----------|
| 基本目標 | | | |
| 更生保護活動を通じて、保護観察対象者等の改善更生を図る。 | | | |
| 達成目標 1 | | | |
| 保護観察処遇の充実強化を図る。 | | | |
| 指標 1 | 覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合 | 目標値等 | 対前年増 |
| 指標 2 | 性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合 | 目標値等 | 対前年増 |
| 指標 3 | 社会参加活動の活動場所の確保 | 目標値等 | 前年度の数を維持 |
| 指標 4 | 保護観察終了者に占める無職者の割合 | 目標値等 | 対前年減 |
| 参考指標 1 | 保護観察種類別の類型の認定割合 | | |
| 参考指標 2 | 協力雇用主の数 | | |
| 達成目標 2 | | | |
| 長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する。 | | | |
| 指標 | 中間処遇実施予定者の選定率（実施予定者/仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者） | 目標値等 | 対前年増 |
| 達成目標 3 | | | |
| 更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等の自立更生を促進する。 | | | |
| 指標 1 | 全更生保護施設の保護率（年間の収容保護人員/年間の収容可能人員） | 目標値等 | 対前年度増 |
| 指標 2 | 更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数 | 目標値等 | 対前年度増 |

3. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

近年、保護観察において、複雑かつ深刻な問題性を抱える、又は就労の確保に困難を伴う等の改善更生が困難な保護観察対象者の割合が増加しており、保護観察対象者等の改善更生を図る上で大きな課題となっている。

(2) 目的・意図（施策の必要性）

保護観察対象者等の改善更生を図るため、その基本となる保護観察処遇自体を充実強化し、また、社会復帰に困難を伴う長期刑受刑者の円滑な社会復帰を促進し、自力では更生が困難な保護観察対象者に対しては、更生保護施設をより積極的に活用することで、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。

(3) 施策の実施方法

ア 保護観察処遇の充実強化のため、「類型別処遇」^{*1}、「社会参加活動」^{*2}を充実させる。

特に覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を全国の保護観察所で実施し、また、成人の性犯罪保護観察対象者に対しては、性犯罪者処遇プログラムを全国の保護観察所で実施する。また、保護観察対象者等に対する積極的就職促進支援や保護観察対象者の雇用等に積極的に協力しようとする民間事業者である協力雇用主の拡大を図る。

イ 長期刑受刑者を仮釈放させる場合に地方更生保護委員会が行っている中間処遇（仮釈放後の一定期間、仮釈放者を更生保護施設に居住させて行う社会適応訓練等）実施対象者の選定を積極化することにより、その増加を図る。

ウ 更生保護施設を積極的に活用するため、更生保護施設に対する委託の増加を図るとともに、SST（Social Skills Training：社会生活技能訓練）や酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムを実施する。

(4) 基本目標と達成目標・指標との関係

ア 基本目標を実現するためには、保護観察処遇自体の充実強化が基本となることから、「保護観察処遇の充実強化を図る」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、類型別処遇の効果や社会参加活動の充実の程度によって測ることができるとの考えから、指標として、「覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績『良好』の占める割合」、「性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績『良好』の占める割合」、「社会参加活動の活動場所の確保」を設定した。また、就労を確保することは、保護観察対象者が自立した生活を営む上で不可欠であることを踏まえ、保護観察処遇の充実強化の達成度合いを測る更なる指標として、「保護観察終了者に占める無職者の割合」を設定した。

イ 基本目標を実現するためには、社会復帰に特に困難を伴う長期刑受刑者に対する措置を講ずる必要があるため、「長期刑仮釈放者の社会復帰を促進する」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、中間処遇実施予定者として選定されている長期刑受刑者の割合によって測ることができるとの考えから、その達成程度を図る指標として、「中間処遇実施予定者の選定率」を設定した。

ウ 基本目標を実現するためには、頼るべき親族がない等の理由により自力で更生が困難な保護観察対象者等にも措置を講じる必要があることから、このような者を保護し専門的処遇を行う「更生保護施設の積極的な活用を通じ、保護観察対象者等

の自立更生を促進する」ことを達成目標とした。そして、その達成度合いについては、全更生保護施設の年間の収容可能人員に応じた積極的な更生保護施設への保護がなされているか、及び自立更生を促進するための専門的プログラムの実施人員により測ることができるとの考えから、指標として、「全更生保護施設の保護率」、「更生保護施設における専門的自立促進プログラム（SST、酒害・薬害教育等）の年間実施延べ人数」を設定した。

4. 測定方法等

- (1) 保護観察処遇の充実強化については、保護観察対象者の抱えている問題点は多様であり、保護観察を実施する期間も個々に異なるため、一定の期間における改善更生の度合い等について、一律の指標、目標等を設定して評価することは困難であることから、4つの指標を設定し、各指標における施策の実施状況から達成目標の達成度合いを総合的に分析する。
- (2) 長期刑仮釈放者の社会復帰の促進については、平成19年に、長期刑受刑者の中から選定される中間処遇実施予定者について、選定の調査対象となる仮釈放の法定期間を経過している長期刑受刑者数と実際の選定者数の割合で測定する。
- (3) 更生保護施設の積極的な活用については、平成19年度中の全更生保護施設の収容可能人員に対して、実際に収容保護した人員の割合を測定する。また、更生保護施設におけるSSTや酒害・薬害教育等の専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数を併せて測定し、本達成目標の達成度合いを総合的に分析することとする。

5. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施（指標1関係）

保護観察所において、覚せい剤取締法違反により受刑した仮釈放者等の自発的意思に基づき、定期的に保護観察官による簡易試薬を用いた尿検査を実施することにより、当該保護観察対象者の断薬努力の達成感を与え、もって、断薬意思の維持及び促進を図ったものである。

過去5か年における覚せい剤事犯仮釈放者で保護観察を終了したもののうち、終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は次のとおりである。

（目標値：対前年増）

| 指 標 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|-----------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 覚せい剤事犯仮釈放者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合（%） | 41.8% | 46.1% | 45.9% | 48.4% | 47.6% |

（保護局調査による。平成19年は速報値）

（注）保護観察の成績について

保護観察の成績の評定は、保護観察対象者の改善更生に関し、その居住状況、同居している家族の状況、健康状況、就学又は就業の状況、交友関係及び余暇の利用状況、遵守事項の遵守状況等についての問題の有無及び程度並びに指導監督及び補導援護上の注意の要否及び程度について判断し、「良好」、「普通」、「不良」の3段階で評定している。

なお、「良好」の評定基準は、「当該保護観察対象者の改善更生上特に問題がなく、又はやや問題

があっても、指導監督及び補導援護の実施上格別の注意を要しないと認められる状態にあるもの」としている。

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標 2 関係）

性犯罪により刑を言い渡された仮釈放者及び保護観察付執行猶予者に対し、保護観察官との個別又は集団面接方法により、認知行動療法^{*3}の理論を基礎とした処遇プログラムを実施することにより、当該保護観察対象者に、性犯罪に結び付く要因を認識させ、再犯防止に向けた動機付け等の指導を実施したものである。

なお、本施策は平成18年から実施されており、過去2か年における性犯罪処遇プログラム受講者で保護観察を終了したもののうち、終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は次のとおりである。

（目標値：対前年増）

| 指 標 | 平成18年 | 平成19年 |
|---------------------------------------|-------|-------|
| 性犯罪者処遇プログラムを受講した者の保護観察終了時成績「良好」の占める割合 | 55.6% | 65.2% |

（保護局調査による。）

ウ 社会参加活動の実施に必要な活動場所の確保（指標 3 関係）

主な社会参加活動として、清掃・環境美化活動、創作・体験活動、介護活動等を実施しているところ、これらの活動の実施を担保するため、関係機関、団体に協力を求めるなどして活動場所の確保を図ったものである。

過去5か年における社会参加活動の活動場所数は次のとおりである。

（目標値：前年度の数を維持）

| 指標 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 社会参加活動の活動場所の確保 | 312か所 | 310か所 | 298か所 | 332か所 | 322か所 |

（保護局調査による。）

エ 厚生労働省との連携によるトライアル雇用^{*4}等の総合的就労支援制度の実施（指標 4 関係）

法務省及び厚生労働省が連携して、無職の刑務所出所者等に対する積極的、かつ、きめ細かな就労支援を行う「総合的就労支援対策」に加え、平成19年度は、農林水産省、経済産業省等様々な分野を所管する省庁との間で協議を行い、無職の刑務所出所者等が幅広い産業分野において安定的な就労が確保できるよう努めたものである。

過去5か年における保護観察終了者全体（終了時の職業が不詳の者を除く）に占める無職者（定収入のある無職者、学生・生徒、家事従事者を除く）の割合及び無職者数は次のとおりである。

（目標値：対前年減）

| | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|----------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
| 全体 | 23.8% (11,858人) | 23.2% (11,488人) | 22.3% (10,532人) | 21.4% (9,617人) | 18.9% (8,561人) |
| 保護観察処分少年 | 14.6% (3,673人) | 14.2% (3,355人) | 12.9% (2,787人) | 12.5% (2,545人) | 10.6% (2,055人) |
| 少年院仮退院者 | 26.3% | 24.1% | 23.3% | 22.7% | 17.9% |

| | | | | | |
|------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | (1,445人) | (1,346人) | (1,230人) | (1,101人) | (830人) |
| 仮釈放者 | 32.7% (4,786人) | 31.3% (4,859人) | 29.3% (4,575人) | 27.5% (4,171人) | 24.4% (4,011人) |
| 保護観察付執行猶予者 | 40.6% (1,990人) | 39.9% (1,928人) | 40.6% (1,940人) | 38.5% (1,795人) | 34.5% (1,665人) |

(保護局調査による。平成19年は速報値)

○参考指標1 保護観察種類別の類型の認定割合(平成19年)

「類型別処遇」の実施の前提となる、保護観察対象者全体に占める「覚せい剤類型」及び「性犯罪類型」の認定割合の状況は下記のとおりである。

| | 覚せい剤 | 性犯罪 |
|------------|-------|------|
| 全体 | 7.3% | 4.6% |
| 保護観察処分少年 | 0.8% | 2.1% |
| 少年院仮退院者 | 3.3% | 3.8% |
| 仮釈放者 | 22.7% | 4.2% |
| 保護観察付執行猶予者 | 10.5% | 8.4% |

(保護局調査による。)

(注) 保護観察の種類

「保護観察処分少年」とは、家庭裁判所の決定により保護観察処分に付されている者をいう。

「少年院仮退院者」とは、少年院からの仮退院を許されて保護観察に付されている者をいう。

「仮釈放者」とは、刑事施設等からの仮釈放を許されて保護観察に付されている者をいう。

「保護観察付執行猶予者」とは、刑の執行を猶予され、猶予の期間中、保護観察に付されている者をいう。

○参考指標2 協力雇用主の数について

※ 全国の協力雇用主数及び被雇用者数(各年とも4月1日現在)

| | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 協力雇用主数 | 5,547 | 5,745 | 5,734 | 5,750 | 6,556 |
| 被雇用者数 | 492人 | 597人 | 655人 | 685人 | 678人 |

(保護局調査による。平成20年は速報値)

(2) 必要性

(1)に掲げた施策はいずれも、犯罪的傾向の改善、社会性のかん養、就労の確保等保護観察対象者が抱える個々の問題性等に対応した保護観察処遇を実施するものであり、保護観察対象者の改善更生を図るために必要なものである。

(3) 効率性

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施(指標1関係)について
本施策は、覚せい剤事犯保護観察対象者が自発的意思により簡易尿検査を定期的
に受けることによって、当該保護観察対象者が家族や周りの人々の信頼を得ると
ともに、自信を持つことができるため、その他の生活指導や薬害教育と組み合わせて
実施することにより、自発的な断薬意思の強化につながるという点で、効率的な
ものであると考えられる。

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施(指標2関係)に
ついて

本プログラムは、矯正局及び保護局において、性犯罪者に対する効果的な処遇を
実施するため、先行する海外の知見や専門家の意見を基に、科学的・体系的に策定

したものであり、矯正施設及び保護観察所において処遇情報を共有する等、処遇に一貫性・連続性を持たせて実施していることから、効率的なものであると考えられる。

ウ 社会参加活動の実施に必要な活動場所の確保（指標3関係）について

社会参加活動は多くの保護観察対象少年を一度に集めて行うものであり、個別的な処遇と比較して効率的な処遇の実施が可能である。

エ 厚生労働省との連携によるトライアル雇用等の総合的就労支援制度の実施（指標4関係）について

保護観察対象者の就労の確保については、これまでは主として保護観察所における個別的就労指導を行っていたが、法務省と厚生労働省が連携することで、保護観察所と公共職業安定所が総合的に、かつ、強力に就労支援事業を進めた結果、保護観察終了者に占める無職者の割合が低下したことから、厚生労働省との連携により効率的に就労支援が行われたものといえる。

(4) 有効性

ア 覚せい剤事犯保護観察対象者に対する簡易尿検査の実施（指標1関係）について

覚せい剤事犯保護観察対象者に対しては、本人の自発的意思に基づく簡易尿検査を積極的に実施している。保護観察が終了した覚せい剤事犯仮釈放者のうち、保護観察終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は、平成18年の48.4パーセントから47.6パーセントへとやや減少しているが、施策実施前の平成15年における成績が「良好」であった者の占める割合である41.8パーセントに比べ、5.8ポイント上昇していることから、本施策は有効であったと考えられる。

イ 性犯罪保護観察対象者に対する性犯罪者処遇プログラムの実施（指標2関係）について

性犯罪保護観察対象者に対し、平成18年から導入された性犯罪者処遇プログラムを実施した結果、同プログラムを受講した者で保護観察を終了したもののうち、保護観察終了時の成績が「良好」であった者の占める割合は平成18年の55.6パーセントから65.2パーセントへと9.6ポイント上昇した。同プログラムは我が国に先駆けて諸外国で実施されてきた性犯罪者処遇プログラムに用いられている認知行動療法)の一技法である「リラプス・プリベンション」を基本技法として取り入れたもので、同技法を取り入れた処遇プログラムは諸外国において再犯防止効果が認められており、その信頼性は高く、相応の効果が期待できることから、今後もプログラムの内容を充実させることで、性犯罪者処遇の一層の充実強化が期待できることから、本施策は、有効であったと考えられる。

ウ 社会参加活動の実施に必要な活動場所の確保（指標3関係）について

社会参加活動の活動場所については、平成19年度は322か所と平成18年度の332か所に比べて約3パーセント減少している。これは、社会参加活動の参加対象である保護観察処分に付された少年（交通短期保護観察を除く）が、前年の19,475人から17,848人へと約8.4パーセント減少していることが影響しているものと思われる。

しかしながら、社会参加活動を実施した保護観察所における調査では、活動に参加した少年から自己有用感や達成感の獲得、視野の拡大、社会性のかん養などに関する肯定的な感想が多く寄せられ、社会参加活動が保護観察対象者の社会適応能力の向上、ひいては改善更生につながっているといえることから、本施策は有効であ

ったと考えられる。(人数は保護局調査による。なお、平成19年の保護観察処分につ
された少年の人数及び同年度の活動場所数は速報値である。)

エ 厚生労働省との連携によるトライアル雇用等の総合的就労支援制度の実施（指標
4 関係）について

総合的な就労支援対策等の結果、平成19年の保護観察終了者に占める無職者の割
合は、前年に比して全体で2.5ポイント減となっており、また、保護観察の種類別を
見ても、保護観察処分少年については1.9ポイント、少年院仮退院者については4.8
ポイント、仮釈放者については3.1ポイント、保護観察付執行猶予者については4ポ
イントといずれも減少している。このように、就労支援対策が一定の効果を上げて
いることから、本施策は有効であったと考えられる。

【達成目標 2】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

長期刑仮釈放者に対する中間処遇は、年間を通じて選定や実施が行われている。

具体的には、①地方更生保護委員会の保護観察官が、刑事施設において長期刑受刑
者と面接を実施し、その内容等を踏まえて長期刑受刑者の中から中間処遇実施対象者
を選定し、②これにより選定された中間処遇実施対象者が、事後、仮釈放を許す旨の
決定を受け、刑事施設から仮に釈放されたときには、一定期間、仮釈放者を更生保護
施設に居住させ、社会適応訓練等を実施している。

過去5か年における中間処遇実施予定者の選定率、仮釈放の法定期間を経過してい
る長期刑受刑者数、中間処遇予定者として選定された者の数、仮釈放審理事件新受件
数の推移は次のとおりである。

(目標値：対前年増)

| | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 選定率 | 32.3% | 30.4% | 29.2% | 28.0% | 28.6% |
| 長期刑受刑者数 | 2,310人 | 2,487人 | 2,933人 | 3,182人 | 3,505人 |
| 選定者数 | 745人 | 756人 | 857人 | 891人 | 1,004人 |
| 仮釈放審理事件新受件数 | 17,452人 | 18,665人 | 17,916人 | 18,085件 | 18,127件 |

(保護局調査及び保護統計年報による。平成19年は速報値)

(2) 必要性

長期刑受刑者が社会に復帰するに際しては、特に困難を伴うことが多いことから、
その仮釈放審理及び仮釈放後の保護観察においては、通常の仮釈放者とは異なる処遇
等を行い、その円滑な社会復帰を促進する必要がある。

(3) 効率性

長期刑仮釈放者に対する中間処遇については、長期刑受刑者に限らず保護観察対象
者の更生に必要な保護を、その者を宿泊させて行う施設である更生保護施設において
行っていると同時に、特に社会復帰に際して困難な問題が最も生じやすい、仮釈放当
初から一定の期間に集中した処遇を効率的に行っている。

(4) 有効性

平成19年末における中間処遇実施予定者の選定率は28.6パーセントであり、昨年
における選定率(28.0パーセント)と比較して、0.6ポイントの増加となっている。選
定率が昨年比で微増したものの、中間処遇実施予定者の前年比増加率12.7パーセント
に比べて上げ幅が小さいのは、母数である仮釈放の法定期間を経過している長期刑受

刑者数の前年比増加率が10.2パーセントと高い数値を示していることによるものである。

長期刑受刑者は、犯した罪が重大であることや、その資質面等において複雑困難な問題を有することが少なくないこと、長期にわたり社会から隔離されていることなどにより、その社会復帰に際しては特に困難を伴うことが多いため、仮釈放当初に手厚い処遇が必要となるところ、本施策は、長期刑受刑者の仮釈放当初に、更生保護施設という生活の枠組みを与え、雇用情勢や経済情勢に関する知識を付与し、実社会に適応するための基本的な生活訓練を施すというものであり、社会での生活リズムの確立や金銭管理、求職等の面において、長期刑仮釈放者の社会復帰の促進に一定の効果を有することが認められるため、本施策は有効であるといえる。

【達成目標3】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

平成18年度末に全国更生保護法人連盟とともに策定した更生保護施設職員の研修体系モデルに基づき、平成19年度は酒害・薬害教育プログラムや女子被保護者の研究会等テーマ別特別研修、また、更生保護施設長研修、更生保護施設補導主任中央研修等役職ごとの研修を実施し、更生保護施設職員の計画的、体系的な資質向上を図った。その結果、各施設で専門的自立促進プログラムの導入が推進され、効果的な処遇技法や施設運営の知識を深めた職員による指導により、施設全体の処遇の充実につながった。

ア 過去5か年における全更生保護施設の保護率（年間収容保護人員／年間の収容可能人員）は次のとおりである。（指標1関係）

（目標値：対前年度増）

| 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 73.6% | 74.9% | 75.1% | 75.7% | 74.6% |

（保護局調査による。）

イ また、過去3か年における更生保護施設における専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数は次のとおりである。（指標2関係）

（目標値：対前年度増）

| 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------|--------|--------|
| 6,458人 | 7,885人 | 7,927人 |

（平成17年度に開始した保護局調査による。）

(2) 必要性

近年、刑事施設被収容者数が著しく増加していることに加え、厳しい経済社会情勢から犯罪前歴者である保護観察対象者等の自立は、引き続き困難な状況にあり、更生保護施設に保護を求める者の数は高水準にある。このため、自力では更生が困難な保護観察対象者等について、更生保護施設をより積極的に活用し、宿泊場所の供与、食事の給与及び就職の援助とともに、SST、酒害・薬害教育などの専門的処遇を行い、保護観察対象者等の社会復帰を促進して再犯を防止する必要がある。

(3) 効率性

自力での更生が困難な保護観察対象者等については、宿泊場所の供与、食事の給与、就職の援助とともにSSTや酒害・薬害教育等の専門的処遇を行う必要がある者が多いところ、更生保護施設においてはこれらの処遇を個別的又は集団的に実施すること

ができることから、本施策は効率的であるといえる。

(4) 有効性

平成19年度の数値では、指標1の全更生保護施設の保護率については、平成18年度の75.7パーセントから対前年度比で1.1ポイント減となったものの、更生保護施設職員の研修体系モデルに基づいた各種研修を実施することなどしたことから、職員の専門性が向上し、各施設で専門的自立促進プログラムの実施が推進された。指標2にあるとおり専門的自立促進プログラムの年間実施延べ人数については対前年度比42人の増加（平成17年度に比べると1,469人の増加）となり、更生保護施設内での処遇が充実強化されていることが読み取れる。以上から、更生保護施設の積極的活用を図るとの当該施策は有効であると認められる。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【達成目標1】

類型別処遇の実施、社会参加活動の実施及び保護観察対象者に対する就労支援活動の実施等が保護観察処遇の充実強化に有効であったという評価結果を踏まえ、引き続き、保護観察処遇の充実強化並びに関係各省との連携を図っての就労支援を推進することとする。

【達成目標2】

中間処遇の実施が、長期刑仮釈放者の社会復帰を促進することに有効であるという評価結果を踏まえ、引き続き中間処遇実施予定者の選定率の向上等中間処遇の積極的実施に努める。

【達成目標3】

全更生保護施設の保護率は若干低下しているものの、更生保護施設における自立促進プログラムの年間実施延べ人数は増加し、更生保護施設の積極的活用を通じた保護観察対象者等の自立更生の促進という目標は達成されているといえる。しかし、刑事施設被収容者等における高齢者の増加や昨今の厳しい経済社会情勢を考慮すると、今後自力では更生が困難な保護観察対象者等は増加していくと考えられる。そのような者の受け入れ態勢を強化するために、更生保護委託費を一層充実させ、更生保護施設職員の人材育成や専門的処遇プログラムの開発、普及を図っていく予定である。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

- 犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）
- 執行猶予者保護観察法（昭和29年法律第58号）
- 犯罪に強い社会の実現のための行動計画（平成15年12月犯罪対策 閣僚会議決定）
第4-2-⑥＜治療、社会復帰支援による薬物再乱用の防止等＞
- 子ども安全・安心加速化プラン（平成18年6月20日犯罪対策閣僚会議・青少年育成推進本部合同会議了承）
Ⅲ-1-(1)＜関係機関の連携強化による立ち直り支援の推進＞
- 犯罪から子どもを守るための対策（平成18年12月19日犯罪から子供を守るための対策に関する関係省庁連絡会議改定）
第一章第一節3(2)＜犯罪防止・再犯防止＞

8. 備考

※1 「類型別処遇」

保護観察対象者の問題性その他の特性に焦点をあて、犯罪や非行の態様等に着目してこれを類型化して把握し、各類型に応じた処遇方針に基づく処遇を実施するもの。

※2 「社会参加活動」

保護観察における処遇の一環として、社会性のかん養、自己有用感の獲得等を目的とし、当該保護観察対象者の自発的意思に基づき、清掃活動、野外活動、介護活動などの活動を行うもの。

※3 「認知行動療法」

問題行動の原因となる自らの認知の誤りやゆがみ、行動面における問題、情緒面における問題に気付かせ、これを修正させることによって、問題行動自体を変容、改善させようとする心理療法をいう。

※4 「トライアル雇用」

事業主が、刑務所出所者等を試行的に雇用することにより、正規採用への円滑な移行を促進させる制度。1か月以上の試行雇用を実施する事業主に対し、1か月分4万円、最大3か月分の奨励金が交付される。

事例 2 - 3 感染症の発生・まん延の防止を図ること〔厚生労働省実績評価〕

(I-5-1)

実績評価書

平成20年8月

| | |
|--------------|--------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 感染症の発生・まん延の防止を図ること |
|--------------|--------------------|

1. 政策体系上の位置付け等

| | | |
|--|-----------------|---|
| 基本目標 | 1 | 安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること |
| 施策目標 | 5 | 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること |
| 施策目標 | 5-1 | 感染症の発生・まん延の防止を図ること |
| 個別目標 | 1 | 感染症対策の充実を図ること ※重点評価課題6（感染症対策の充実・強化） (主な事務事業) ・直接服薬確認療法事業 ・感染症発生動向調査事業 ・感染症指定医療機関の施設整備 |
| 個別目標 | 2 | 病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと (主な事務事業) ・病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務 ・病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査等 |
| 個別目標 | 3 | 法に基づく予防接種の実施を推進すること (主な事務事業) ・普及啓発事業 |
| 個別目標 | 4 | 肝炎対策を推進すること ※重点評価課題5（総合的な肝炎対策の実施） (主な事務事業) ・肝炎対策事業 ・特定感染症検査等事業 |
| 施策の概要（目的・根拠法令等） 1 目的等 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保することにより、感染症のまん延を防止し、安心できる衛生環境を確保する。このために、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、予防接種法等により、必要な措置等を行うとともに、予算事業として啓発事業等を行うものとする。 2 根拠法令等 ○感染症の予防及び感染症の患者に対する法律(平成10年法律第114号) ○予防接種法(昭和23年法律第68号) | | |
| 主管部局・課室 | 健康局結核感染症課 | |
| 関係部局・課室 | 健康局疾病対策課肝炎対策推進室 | |

2. 現状分析

世界保健機関（WHO）は、「我々は、今や地球規模で感染症による危機に瀕してい

る。もはやどの国も安全ではない。」との警告を発しており、我が国においても、普段から感染症の発生及びまん延を防止していくことに重点を置いた事前対応型行政の構築が求められている。

このため、国内への病原体の侵入を防止するための水際対策の強化、緊急時における国内での感染症対策の強化等、総合的な感染症予防対策の推進を図る必要がある。

感染症対策の充実については、平成19年3月に結核予防法を廃止し、感染症法に統合したところであり、保健師などが服薬状況を確認する直接服薬確認療法事業の推進により、結核患者の早期発見、早期対応に加えて再発防止等の対応が可能となっている。

病原体等所持者からの許可及び届出の受付等については、平成19年6月1日の省令施行後の許可申請及び所持の届出に対応するため、受付事務及び検査等についての適正な執行体制を確保する必要がある。

予防接種の実施の推進については、法律において、市町村への実施の義務、被接種者（保護者）の受ける義務が定められ、現状では、概ね適正に行われていることにより、高い接種率が確保されている。

また、肝炎については、本人の自覚がないまま、肝硬変や肝がんといった重篤な疾病に進行するおそれがあること等にかんがみ、従来から総合的な対策を行ってきたが、いまだ国内最大の感染症として国民全体の健康課題となっている。

3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標

(達成水準/達成時期)

※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)

| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--|-------------------|--------------------|------------------|--------------------|-------------------|
| 1 結核患者罹患率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度) | 24.8 | 23.3 | 22.2 | 20.6 | 集計中 |
| 2 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合(単位:%) (90%以上/毎年度) | - | - | - | - | 100.0 【111.1%】 |
| 3 予防接種の接種率(ポリオ・麻疹・風疹)(単位:%) (おおむね95%/毎年度) | | | | | |
| ----- ポリオ ----- | 98.4 | 94.6 | 95.4 | 集計中 | 集計中 |
| ----- 麻疹 ----- | 102.4 | 93.7 | 97.8 | 集計中 | 集計中 |
| ----- 風疹 ----- | 100.3 | 98.1 | 143.6 | 集計中 | 集計中 |
| 4 保健所等における肝炎検査受診者数(単位:人) (前年度以上/毎年度) | 4,940 【117.0%】 | 11,773 【238.3%】 | 7,041 【59.8%】 | 36,480 【518.1%】 | 集計中 |

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、「結核の統計2007」((財)結核予防会調べ)によるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成20年9月に確定値等公表予定である。
- ・ 指標2は、結核感染症課調べである。なお、平成19年6月から実施されたものであることから、平成18年度以前の数値は集計不可。
- ・ 指標3は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度分は、平成20年9月公表予定であり、平成19年度分は平成21年9月公表予定である。
- ※予防接種の接種率が100%を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。
- ・ 指標4は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。

施策目標の評価

【有効性の観点】

結核の直接服薬確認療法事業等を実施することで多剤耐性結核菌の発生を防ぐことは有効である。

病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うことは、病原体等の管理体制を確立することになり、生物テロ等を未然に防止することとなり有効である。

また、高い予防接種率を維持することは、これら感染症の罹患者を減少させることができ有効である。

肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備を進めることで、肝炎患者の早期発見・早期治療を行うことが可能となる。

【効率性の観点】

結核の直接服薬確認療法事業を実施することにより、早期治療につながり、効率的な手段である。

病原体等の管理体制を確立することは、国が病原体等の所持の状況を一元的に把握することができ、効率的に管理することができる。

また、予防接種率の向上させることは、該当感染症への罹患者を減少させることができ、国民の健康の確保に資することになる。

肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から早期発見・早期治療が極めて重要である。保健所等における肝炎検査体制の整備等の肝炎対策の推進は、肝炎患者の早期発見・早期治療に資するものであり、感染症の発生・まん延防止を図る上で効率的な手段といえる。

【総合的な評価】

結核の罹患者率は着実に減少しているところであるが、平成19年4月に感染症法が改正され、結核についても感染症法の中で対策が推進されることとなったところであり、今後は、入院の勧告手続等について、人権を尊重しつつ、より適確に入院手続を実施することが可能になったほか、法第15条に基づき積極的疫学調査の実施等更なる対策の推進が可能となることから、着実に罹患者を減少できるものと考えることができ、評価できる。

病原体等取扱施設については、感染症法の改正に伴い、情報提供や検査等による施設の適正な管理の確保、病原体等の適正な管理を法令に基づき遵守する義務が生じたところであり、今後は、感染症法第56条の30に基づく報告や感染症法第56条の31の立入検査の状況を見極めて適確な対応をしていくことにより、施策が推進できると考える。

感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要であり、一定の感染症について予防接種可能な状況を確認するとともに、現時点での接種率は、高水準で維持されており、概ね適正に実施されていると考えられ評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。

また、肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要であり、検査体制のさらなる充実が必要である。特に平成20年1月からは、肝炎ウイルス検査をより一層推進するため、これまでの保健所での無料検査に加えて、都道府県等が委託した医療機関における検査についても無料で受診できるよう措置を行った。また、平成20年度からは、B型及びC型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成制度の創設や研究の推進等を柱とする新しい肝炎総合対策を開始したところであり、今後とも、肝炎対策のより一層の推進が求められる。

近年、その発生が危惧されている新型インフルエンザに対応するため、感染症法及び検疫法を改正(平成20年5月2日公布、5月12日施行)し、その対策を進めているところである。

4. 個別目標に関する評価

| 個別目標1 感染症対策の充実を図ること | | | | | | |
|------------------------|--|------|------|------|------|-----|
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 結核患者罹患者率の推移(単位:人) (人口10万人対比18人以下/平成22年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。 | 24.8 | 23.3 | 22.2 | 20.6 | 集計中 |

| | | | | | | |
|---|--------------------------------------|------|------|------|------|------|
| 2 | 定点医療機関の全国充足率(単位：%) (おおむね100%/毎年度) | 80.6 | 80.0 | 81.2 | 79.5 | 集計中 |
| 3 | 感染症指定医療機関充足率(単位：%) (おおむね100%/毎年度) | 76.2 | 76.7 | 79.4 | 82.7 | 84.2 |

(調査名・資料出所、備考)

- ・ 指標1は、結核の統計2007((財)結核予防会調べ)によるものである。平成19年の数値は現在集計中であり、平成19年9月に確定値等公表予定である。
- ・ 指標2は、健康局結核感染症課調べである。
- ・ 指標3は、健康局結核感染症課調べである。(平成15年及び平成16年は各年の6月30日現在、平成17年から平成19年は各年の3月31日現在の病床数を元に算出)

※ 感染症指定医療機関の概要については、別添の参考1を参照のこと。

※ 定点医療機関の全国充足率：定点医療機関とは、その必要数(分母)は、平成17年度までは平成12年度国政調査に、平成18年度からは平成17年度国勢調査に基づき、保健所管内人口を基に算出した必要定点数を合計した数値であり、感染症の発生動向を把握するために、患者発生数の報告を依頼している医療機関である。定点把握対象の28疾患について、人口比で一定数を確保することにより、発生の傾向を把握し、対策に資するための指標となる数値である。

※ 感染症指定医療機関充足率：全国の第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の指定数÷通知(感染症指定医療機関の指定について(平成11年3月19日付け健医発第457号))に示した配置基準に基づいた数値

| 参考指標 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--------------------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 1 定点医療機関数 | 10,237 | 10,164 | 10,316 | 9,963 | 集計中 |
| 2 感染症指定医療機関数(単位：床) | 1,721 | 1,761 | 1,685 | 1,700 | 1,692 |
| 3 二次医療圏の総数(単位：数) | 369 | 370 | 365 | 358 | 358 |

- ・ 参考指標1は、健康局結核感染症課調べである。(インフルエンザ定点、小児科定点、眼科定点、性感染症定点、基幹定点を合算したもの)
- ・ 参考指標2は、結核感染症課調べである。(平成15年及び平成16年は各年の6月30日現在、平成17年から平成19年は各年の3月31日現在の病床数)
- ・ 参考指標3は、医政局指導課調べ(毎年度末現在)

個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)

結核患者罹患率は直接服薬確認療法事業などの取組の結果、毎年減少してきており、感染症対策の充実に向けて進展していると評価できる。今後は更に、感染症法に基づく国の指針及び都道府県の予防計画を踏まえ、調査研究事業や各自治体の実情に応じた施策(直接服薬確認療法等)を推進することにより、結核患者罹患率の減少に向けた結核対策を実現する。

定点医療機関の充足率は、平成11年の感染症法の制定直後は74.7%であったが、会議等での継続的な依頼による理解の深まりなどにより、充足率は徐々に上昇し、ここ数年は80%前後で推移しており、感染症の流行の傾向を把握するという制度の目的を果たしていると評価できるが、理想的な充足率である100%に到達しない原因を分析し、政策の見直しを検討する等により、感染症対策の一層の充実役に役立ててまいりたいと考えている。

感染症指定医療機関充足率については、その設置基準を二次医療圏ごととしていることもあり、二次医療圏の見直しにより基準となる配置基準に基づいた数値が変動しているが、着実に充足率は上昇している。なお、引き続き会議等での継続的な依頼や設備補助等増加させるための取組を行っているところである。

これらの対策から、重篤な症状を引き起こす感染症のまん延はほぼ発生することがなく、概ね目的を達成できているものと評価できる。

(※太字部分は、重点評価該当部分)

| | |
|----------------------------|-----------------------|
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 結核対策特別促進事業(直接服薬確認療法等) |

| | |
|---|--|
| 平成19年度 予 算 額 | 3 5 0 百万円 (補助割合 : [国 1 / 2][都道府県等 1 / 2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 () |
| 実 施 主 体 | 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () |
| 概要 : 結核罹患率の減少を目的として、結核に係る定期健康診断、結核に係る予防接種の着実な実施、直接服薬確認療法による発病予防の充実等を図り結核対策の推進を図る。 | |
| 事務事業名 : 感染症発生動向調査事業 | |
| 平成19年度 予 算 額 | 8 2 7 百万円 (補助割合 : [国 1 / 2][都道府県等 1 / 2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 () |
| 実 施 主 体 | 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () |
| 概要 : 感染症に関する医師等からの情報を全国規模のコンピュータ・オンライン・システムにより迅速に収集、専門家による解析、国民・医療関係者等への還元を図るとともに、必要に応じ感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための調査を行い、感染症発生動向調査体制の整備・確立を図り、もって国内の感染症発生・拡大に備えた事前対応型行政を構築する。 | |
| 事務事業名 : 感染症指定医療機関の施設整備費 (保健衛生施設等施設整備費) | |
| 平成19年度 予 算 額 | 1, 6 2 7 百万円の内数 (補助割合 : [国 1/2、3/4、10/10][県 1/2、1/4]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 () |
| 実 施 主 体 | 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 (厚生労働大臣が指定した者) |
| 概要 : 都道府県等が設置する感染症指定医療機関の整備を図り、感染症発生時の医療提供体制の確保を行う。 | |
| ※補助割合 : 国1/2 通常 国3/4 沖縄県振興特別措置法に基づく沖縄県に対する補助 国10/10 国が指定する特定感染症指定医療機関に対する補助 | |

| | | | | | | |
|---|--|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 個別目標 2 病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 アウトカム指標 ※【 】内は、目標達成率 (実績値 / 達成水準) | | | | | | |
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 | 病原体等取扱施設の検査結果の適正割合 (単位 : %) (90%以上 / 毎年度) | — | — | — | — | 100 【111.1%】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 は、結核感染症課調べによる。 | | | | | | |
| ※ 平成 1 9 年 6 月 1 日 施行 の た め 、 平成 1 8 年 度 以 前 の 数 値 は 集 計 不 可 。 | | | | | | |
| 参考指標 | | | | | | |
| | | H 1 5 | H 1 6 | H 1 7 | H 1 8 | H 1 9 |
| 1 | 病原体等取扱施設の検査数 | — | — | — | — | 1 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 参考指標は、結核感染症課調べによる。 | | | | | | |
| 個別目標 2 に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| 本施策は、感染症法の改正が平成 1 9 年 6 月 1 日 から 施行 された こと に 伴 い 、 病原体等を取り扱う施設についてその設備等の基準を定め、さらに当該施設に関する保管方法等の情報を国への報告や立入検査の実施により、国の管理下に置こうとするものである。 | | | | | | |

なお、平成19年度においても、通報により立入検査を実施したところである。
 今後、当該指標から得られる数値を以て評価とするが、この数値が高水準で維持されることは、施設が適正に管理されていることを担保するものであり、所持者に対する検査結果の通知や情報提供により、各施設の管理状況を自ら確認してもらう等により、適正管理を確保することができると考えられる。

| | |
|----------------------------|--|
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 病原体等所持者等からの許可及び届出の受付に関する事務 |
| 平成19年度 予算額 | 百万円（補助割合： ） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） 事業としての予算はありません |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区） |
| 概要 | 感染症法の規定に基づき、二種病原体等取扱施設は本省に許可申請を、三種病原体等取扱施設については、厚生局に届出を行うこととなっていることから、それらを受理し、内容等の確認を行う。 |
| 事務事業名 | 病原体等取扱施設における保管等の基準の確認検査等 |
| 平成19年度 予算額 | 百万円（補助割合： ） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） 事業としての予算はありません |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区） |
| 概要 | 感染症法の規定に基づき、病原体等所持者等からの許可申請及び届出を受理した後に、その施設を必要に応じて立入検査することにより、施設が適正な状態にあることを確認する。 |

| | | | | | | |
|---|---------------------------------|-------|------|-------|-----|-----|
| 個別目標3 | | | | | | |
| 法に基づく予防接種の実施を推進すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準） | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | ポリオの予防接種の接種率（単位：％）（おおむね95％／毎年度） | 98.4 | 94.6 | 95.4 | 集計中 | 集計中 |
| 2 | 麻しんの予防接種の接種率（単位：％）（おおむね95％／毎年度） | 102.4 | 93.7 | 97.8 | 集計中 | 集計中 |
| 3 | 風しんの予防接種の接種率（単位：％）（おおむね95％／毎年度） | 100.3 | 98.1 | 143.6 | 集計中 | 集計中 |
| （調査名・資料出所、備考） | | | | | | |
| ・ 指標の数値は、健康局結核感染症課調べである。平成18年度は平成20年9月に、平成19年度は平成21年9月に公表予定である。 | | | | | | |
| ※ 予防接種の接種率が100％を超えていることについては、接種年齢が複数年に渡っている一方で、その分母については、未接種者等の対象者をその全学年で把握することは困難であるため、対象となる年に実施する者が多いことから、対象年齢になる年の対象者数を分母にして計算しているためである。 | | | | | | |
| 個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） | | | | | | |
| 感染症については、発病を防ぐ予防策等の手段として予防接種が極めて重要である。各自治体の予防接種従事者への適切な予防接種に関する情報提供及び各市町村や保健所を通じての予防接種に関する冊子等の宣伝媒体を用いた一般市民への広報活動により、予防接種に関する情報が浸透し、予防接種の接種率がおおむね95％を超えており、高い接種率が維持されていると評価できる。感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。 | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 普及啓発事業費（予防接種健康被害者保健福祉相談事業） |
| 平成19年度 予算額 | 13百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要： 予防接種対象者とその保護者及び予防接種従事者に対して、予防接種に関する適切な情報を提供する等、正しい知識の啓発普及を行い、より安全な予防接種の実施の推進に資するものである。 | |

| | | | | | | |
|---|--|-------------------|--------------------|------------------|--------------------|---------------|
| 個別目標4 | | | | | | |
| 肝炎対策を推進すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトカム指標 | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準） | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 肝疾患診療連携拠点病院の設置数 （単位：数） （47都道府県／平成19年度） | — 【 %】 | — 【 %】 | — 【 %】 | — 【 %】 | 17 【36.2%】 |
| 2 | 肝炎対策協議会の設置数（単位：数） （47都道府県／平成19年度） | — 【 %】 | — 【 %】 | — 【 %】 | — 【 %】 | 40 【85.1%】 |
| （調査名・資料出所、備考） | | | | | | |
| ・ 指標1及び2は、平成20年3月31日時点の健康局疾病対策課肝炎対策推進室調べによるもの。事業の開始が平成19年度からのため、H15～H18の欄は記載できない。 | | | | | | |
| 【参考】厚生労働省ホームページ 新しい肝炎総合対策の推進 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/index.html 都道府県における肝炎検査後肝疾患診療体制に関するガイドライン http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekaku-kansenshou09/03.html | | | | | | |
| アウトプット指標 | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準） | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 保健所等における肝炎検査受診者数（単位：受診者数） （前年度以上／毎年度） ※施策目標に係る指標4と同じ | 4,940 【117.0%】 | 11,773 【238.3%】 | 7,041 【59.8%】 | 36,480 【518.1%】 | 集計中 【 %】 |
| （調査名・資料出所、備考） | | | | | | |
| ・ 指標1は、健康局疾病対策課及び結核感染症課調べであり、B型肝炎ウイルスとC型肝炎ウイルスの検査数を合計したのべ人数である。平成19年度の数値は平成20年9月頃に公表予定である。 | | | | | | |
| 参考指標 | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 保健所で無料検査を実施している都道府県等の数（単位：数） | 40 | 38 | 41 | 59 | 115 |
| 2 | 委託医療機関での無料検査を実施している都道府県等の数（単位：数） | — | — | — | — | 81 |
| （調査名・資料出所、備考） | | | | | | |
| ・ 指標1及び2は、平成20年3月12日時点の健康局疾病対策課肝炎対策推進室調べによるもの。都道府県等とは、保健所を設置する自治体（都道府県、政令市、中核市、特別区を合わせた134自治体）を指す。 | | | | | | |
| ・ 指標2については、事業の開始が平成19年度からのため、H15～H18の欄は記載できない。 | | | | | | |

【参考】厚生労働省ホームページ
 肝炎対策に係る各自治体の取組状況について
<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2008/03/h0314-6.html>

| | |
|--|---|
| 個別目標4に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） | |
| <p>肝炎対策においては、肝炎ウイルスの感染者が自身の感染に気付いていないことが多いこと、また放置すると肝硬変や肝がんという重篤な疾病に進展するおそれがあること等から、早期発見・早期治療が極めて重要である。</p> <p>そのうち早期発見については、平成19年度より保健所での肝炎ウイルス検査を委託医療機関でも無料で実施できるよう拡大するなど、利便性に配慮した検査体制を整備することで、保健所等における肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しており、取組が着実に進展していると評価できる。</p> <p>また、早期治療については、各都道府県において肝疾患対策の中核を担う肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎対策協議会の設置を進めるよう、会議等で継続的に協力依頼を行った結果、各地域の実情や財政事情等がある中で平成19年度3月時点で、肝疾患診療連携拠点病院は17県、肝炎対策協議会は40都道府県で設置されており、肝疾患診療の質が総じて向上したと評価できる。</p> <p>なお、平成20年度においても、これらの取組が全都道府県において行われるよう、引き続き個別の働きかけを行うこととしている。</p> | |
| （※太字部分は、重点評価該当部分） | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | 肝炎対策事業 |
| 平成19年度 予算額 | 633百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区） |
| 概要： 肝炎の医療提供体制の確保・充実や患者への情報提供を行い、地域における肝炎診療の充実及び向上に資する。また、街頭キャンペーンやシンポジウムなどの普及啓発を行うことにより、感染予防と早期発見・早期治療の推進を行う。 | |
| 事務事業名 | 特定感染症検査等事業 |
| 平成19年度 予算額 | 1,775百万円（補助割合：[国1/2][都道府県等1/2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（政令市、特別区） |
| 概要： 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、性感染症、後天性免疫不全症候群及び肝炎について、検査及び相談事業などを推進することで、これら感染症の発生の予防・まん延防止及び治療対策の推進を図ることを目的としている。 | |

5. 評価結果の分類

| | |
|--|--------------------------------|
| 1 施策目標に係る指標の目標達成率 | |
| 指標1 | 目標達成率（集計中）% |
| 指標2 | 目標達成率 100% |
| 指標3 | 目標達成率（集計中）% |
| 指標4 | 目標達成率（集計中）% |
| （目標達成率を算定できない場合、その理由） 現在集計中であり、集計後に公表予定である。 | |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性 | |
| i | 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） |
| ii | 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） |
| | （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 |
| | （ロ）見直しを行わず引き続き実施 |
| | （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 |
| iii | 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） |

| |
|---|
| <p>(理由)</p> <p>感染症対策の充実については、現在重篤な感染症の蔓延を防ぐためには、動向調査や医療機関の充足は必要であり、個別目標に向け、現在の取組を引き続き、続けて行くことが重要なため。また、予防接種率もおおむね、目標を達成しているが、感染の更なる防止のため、より積極的に推進し、感染者の発生を抑制していく必要がある。肝炎対策についても、肝炎検査受診者数はほぼ毎年増加しているところであり、肝炎対策のさらなる推進に向けて、引き続き現在の取組を続けていく必要がある。</p> |
| <p>3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）</p> <p>(施策目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> <p>(個別目標に係る指標)</p> <p>i 指標の変更を検討</p> <p>ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討</p> |
| <p>(理由)</p> <p>(指標4)引き続き、全都道府県における肝疾患診療連携拠点病院及び肝炎対策協議会の設置を目指すため。</p> |

6. 特記事項

| |
|--|
| <p>①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第165回国会における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律に関する附帯決議 ○ウイルス性肝炎問題の全面解決に関する件（平成20年1月8日衆議院厚生労働委員会決議） <ul style="list-style-type: none"> ・「約三百五十万人と推計されているウイルス性肝炎患者・感染者が最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、医療費助成措置等の早期実現を図ること。」 ○肝炎対策における総合的施策の推進に関する決議（平成20年1月10日参議院厚生労働委員会決議） <ul style="list-style-type: none"> ・「三、肝炎ウイルス検査の質の向上と普及を促進するとともに、肝炎医療に係る専門知識・技能を有する医師等の育成及び専門的な肝炎医療を提供する医療機関の整備・拡充を図ること。」 ○特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法附則第4条 <ul style="list-style-type: none"> ・「政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」 ○第169回国会における感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律に関する附帯決議 <p>②各種政府決定との関係及び遵守状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第169回国会における福田内閣総理大臣施政方針演説（平成20年1月18日） <ul style="list-style-type: none"> ・「医療費助成や無料検診の拡大などの総合的な肝炎対策を実施してまいります。」 ○経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月27日閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> 「・（難病対策や）肝炎対策を一層推進する。」 「・ワクチン等の研究開発・備蓄、医療体制の整備など、新型インフルエンザ対策の強化を行う。」 <p>③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況</p> <p>なし。</p> <p>④会計検査院による指摘</p> <p>なし。</p> <p>⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項</p> <p>肝炎対策の有識者を構成員とする全国肝炎対策懇談会において、厚生労働省及び各都道府県における総合的な肝炎対策について専門的な協議を行っている。</p> |
|--|

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

(I - 5 - 1)

I - 8 - 1 希少疾病ワクチン・抗毒素の国家備蓄を行うとともに、各種ワクチンの需要に応じた安定供給を図ること

感染症指定医療機関について

(概要)

厚生労働大臣又は都道府県知事は、新感染症、一類感染症及び二類感染症の患者の医療を担当する感染症指定医療機関(一定の基準に合致する感染症指定病床を有する医療機関)を指定する。

特定感染症指定医療機関

- ・厚生労働大臣が指定
- ・全国に数箇所
- ・新感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

第一種感染症指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・原則として都道府県域毎に1箇所
- ・一類感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

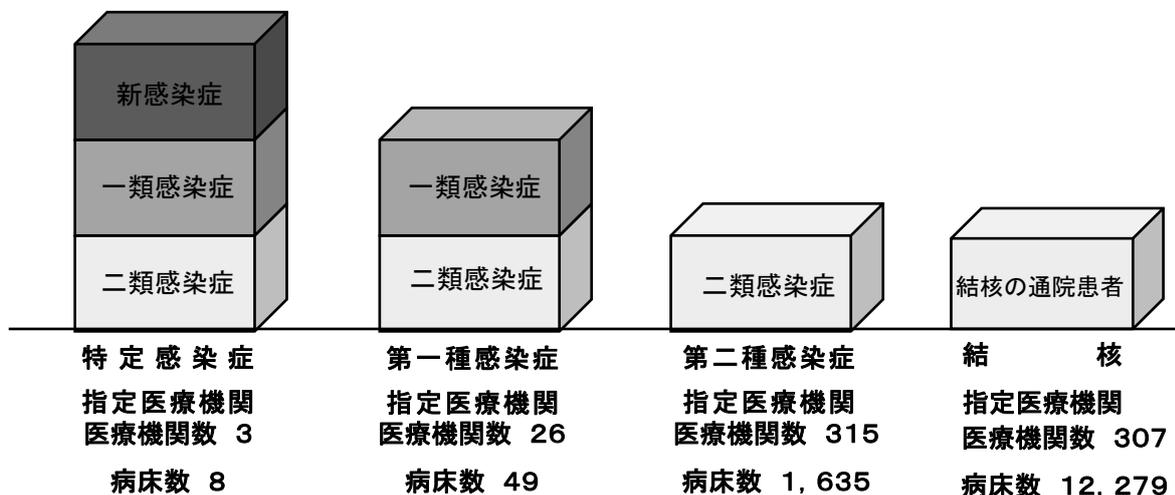
第二種感染症指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・原則として2次医療圏域毎に1箇所
- ・二類感染症の患者の入院医療を担当できる基準に合致する病床を有する

結核指定医療機関

- ・都道府県知事が指定
- ・結核の患者の通院医療を担当できる医療機関

(参考) 感染症指定医療機関と感染症類型の関係(19. 3現在、結核については17. 10)



事例 2 - 4 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること〔厚生労働省実績評価〕

(VII-2-1)

実績評価書

平成20年8月

| | |
|--------------|--|
| 評価の対象となる施策目標 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること |
|--------------|--|

1. 政策体系上の位置付け等

| | |
|---|---|
| 基本目標 VII | 利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること |
| 施策目標 2 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること |
| 施策目標 2-1 | 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上を図ること |
| 個別目標 1 | ホームレスの自立を促進すること |
| | (主な事務事業) ・ホームレス自立支援事業 ・ホームレス緊急一時宿泊事業(シェルター事業) ・ホームレス総合相談推進事業 |
| 個別目標 2 | 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること |
| | (主な事務事業) ・日常生活自立支援事業 ・地域福祉等推進特別支援事業 |
| 個別目標 3 | 福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること |
| | (主な事務事業) ・運営適正化委員会の設置、運営 |
| 施策の概要(目的・根拠法令等) | |
| 1 目的等 地域社会のセーフティネット機能を強化し、地域の要援護者の福祉の向上に資することを目的として、地域福祉等推進特別支援事業等の要援護者の自立に向けた事業を実施する。 | |
| 2 根拠法令等 ○社会福祉法(昭和26年法律第45号) ○ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年法律第105号)等 | |
| 主管部局・課室 | 社会・援護局地域福祉課 |
| 関係部局・課室 | 社会・援護局福祉基盤課 |

2. 現状分析

地域社会の支えを必要とする要援護者の自立・就労を支援するため、福祉サービスの利用援助や苦情解決、住民が相互に支え合う地域づくりの支援等により、地域社会におけるセーフティネット機能を整備することが期待されている。
しかしながら、少子高齢化の進行や地域の連帯感の希薄化の問題、高齢者や障害者等の電球交換といった軽微な生活課題など既存の制度のみでは充足できない問題や制度の狭間にある問題など多くの課題があり、地域における支え合いの強化が求められている。

3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
|--|---|--------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------|
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位:人) (一) | 3,322 【-】 | 3,588 【-】 | 3,546 【-】 | 3,734 【-】 | 5,335 【-】 |
| 2 | ふれあい・いきいきサロンの設置数(単位:か所) (前年度以上/毎年度) | 26,729 【136.0%】 | - | 39,496 【-】 | - | - |
| 3 | 苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位:%) (95%以上/毎年度) | 94.9 【99.9%】 | 95.7 【100.7%】 | 95.0 【100.0%】 | 96.7 【101.8%】 | 93.0 【97.9%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。 ・指標2は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。 ・指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。なお、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。 ※「運営適正化委員会」については、個別目標3の主な事務事業欄を参照。 | | | | | | |
| 施策目標の評価 | | | | | | |
| 【有効性】 ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成19年度中に退所した者の約70%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性があると認められる。 また、地域福祉計画の策定率は平成15年度の10.4%から平成19年度の38.4%へ、日常生活自立支援事業の利用契約者数は平成15年度の6,252人から平成18年度の7,626人へ増加しており、地域の要援護者に対する支援の推進に有効性があると認められる。 | | | | | | |
| 【効率性】 ホームレス総合相談推進事業等によりホームレス個々の状況に応じて、効率的に自立が図られている。 また、地域福祉推進の一環として、日常生活自立支援事業や地域福祉等推進特別支援事業等をメニュー事業として実施しており、地域の実情に応じた事業の実施を図っている。 | | | | | | |
| 【総合的な評価】 ホームレス自立支援センターを利用し、就労及び福祉の措置により退所した者の数が増加しており、着実に事業が行われていると評価できる。 また、「ふれあい・いきいきサロン」の設置数についても、平成18年度以降は調査を実施していないが、平成15年度と比較すると増加傾向にある等、地域福祉の推進に向けて着実に事業が展開されていると評価できる。 苦情受付件数に占める解決件数の割合についても、平成16年度から平成18年度までは95%以上と目標を達成しており、福祉サービス利用者からの苦情解決に向けて適切に努めていると評価できる。 | | | | | | |

4. 個別目標に関する評価

| | |
|-----------|------------------------|
| 個別目標1 | ホームレスの自立を促進すること |
| 個別目標に係る指標 | アウトカム指標 (達成水準/達成時期) |

| ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準） | | | | | | |
|---|---|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | ホームレス自立支援センター退所者のうち、就労及び福祉等の措置により退所した者の数(単位：人) (一) ※施策目標に係る指標1と同じ。 | 3,322 【-】 | 3,588 【-】 | 3,546 【-】 | 3,734 【-】 | 5,335 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。 | | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準／達成時期) ※【 】内は、目標達成率（実績値／達成水準） | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | シェルター（緊急一時的な宿泊施設）に入所した者の数(単位：人) (一) | 204,601 【-】 | 378,408 【-】 | 352,307 【-】 | 335,982 【-】 | 326,030 【-】 |
| 2 | 総合相談推進事業における相談活動により関係機関へ繋いだ件数(単位：件) (一) | 3,834 【-】 | 6,108 【-】 | 4,556 【-】 | 5,041 【-】 | 8,451 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1及び2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。 | | | | | | |
| 参考指標 | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | ホームレスの数(単位：人) | 25,296 | - | - | - | 18,564 |
| 2 | ホームレス自立支援センターの退所者数(単位：人) | 5,059 | 5,575 | 5,781 | 6,307 | 7,966 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、ホームレスの実態に関する全国調査により各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課において取りまとめたものであり、平成15年は1～2月、平成19年は1月の数値である。なお、平成16年～18年は調査を実施していない。 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/homeless.html ・指標2は、各自治体が調査した数値を社会・援護局地域福祉課で取りまとめたものである。 | | | | | | |
| 個別目標1に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） ホームレス総合相談推進事業等を通してホームレス自立支援センターに入所した者のうち、平成19年度中に退所した者の約70%が、就労または福祉等の措置により自立を果たしていることから、その事業に有効性が認められる。 シェルター（緊急一時的な宿泊施設）についても、平成19年度は、延べ30万人以上のホームレスに対して、雨風に晒されることのないよう宿泊する場を提供したことにより、これらの者の健康状態の悪化の防止等に効果があったものと評価できる。 | | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | | |
| 事務事業名：ホームレス自立支援事業 | | | | | | |
| 平成19年度 予算額 | セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 ・都道府県（指定都市・中核市）が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県（指定都市・中核市）1/2]） ・市区町村（指定都市・中核市を除く。）が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） | | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） | | | | | |

| | |
|---|---|
| 概要：ホームレスが地域社会の中で可能な限り自立した生活を営むことができるよう、ホームレスに対し、宿所及び食事の提供、健康診断、生活相談・指導等を行い、就労意欲を助長するとともに、公共職業安定所との密接な連携の下で職業相談等を行うことにより、就労による自立を支援する。 | |
| 事務事業名 | ホームレス緊急一時宿泊事業（シェルター事業） |
| 平成19年度 予算額 | セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 ・都道府県（指定都市・中核市）が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県（指定都市・中核市）1/2]） ・市区町村（指定都市・中核市を除く。）が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：ホームレスに対して、緊急一時的な宿泊場所を提供し、健康状態の悪化を防止すること等により、その自立を支援する。 | |
| 事務事業名 | ホームレス総合相談推進事業 |
| 平成19年度 予算額 | セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 ・都道府県（指定都市・中核市）が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県（指定都市・中核市）1/2]） ・市区町村（指定都市・中核市を除く。）が実施する場合（補助割合：[国1/2][都道府県1/4][市区町村1/4]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：ホームレス又はホームレスとなるおそれのある者に対し、巡回相談等による相談活動を行い、これらの者が抱える問題を把握し、必要な援助が受けられるようにすることにより、その自立を支援する。 | |

| | | | | | | |
|--|---|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 個別目標2 | | | | | | |
| 地域福祉を推進することにより、地域の要援護者に対する支援を促進すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトプット指標 | | | | | | |
| (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | ふれあい・いきいきサロンの設置数（単位：か所） （前年度以上/毎年度） ※施策目標に係る指標2と同じ。 | 26,729 【136.0%】 | — | 39,496 【—】 | — | — |
| 2 | 地域福祉計画の策定率（単位：%） （前年度以上/毎年度） | 10.4 【231.1%】 | — | 24.0 【—】 | 33.8 【140.8%】 | 38.4 【113.6%】 |
| 3 | 日常生活自立支援事業の利用契約者数（単位：人） （前年度以上/毎年度） | 6,252 【135.0%】 | 6,488 【103.8%】 | 7,247 【111.7%】 | 7,626 【105.2%】 | 8,580 【112.5%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査によるが、平成16、18、19年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。 指標2は、社会・援護局地域福祉課が実施した調査によるが、平成16年度は調査を実施していないため、数値を把握していない。 | | | | | | |
| 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/c-fukushi/kekka0504.html | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標3は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が実施した調査による。 | | | | | | |
| 【参考】厚生労働省ホームページ http://www.mhlw.go.jp/shingi/2007/11/dl/s1119-7e.pdf | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） | |
| <p>地域福祉計画に関しては、平成19年に、災害時等にも対応する要援護者支援方策として、日頃から要援護者情報を適切に把握し、関係機関間で共有することが必要であることから、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むことを助言したこと等により、策定率は38.4%へと増加しており、行政と住民の協働による総合的かつ計画的な地域福祉推進が図られていると評価できる。</p> <p>日常生活自立支援事業に関しては、事業利用契約者数は平成15年度の6,252人から平成19年度の8,580人へと増加傾向にあり、要援護者が地域において自立した生活を送るための支援が進展していると評価できる。</p> <p>また、地域住民の集いの場となる「ふれあい・いきいきサロン」については、平成18年度以降は調査を実施していないが、平成17年度において39,496か所となり、平成15年度に比べて10,000か所以上増加していることから、地域における住民主体の福祉活動が進展していると評価できる。</p> <p>以上のとおり、地域の要援護者に対する支援の促進が着実に進められていると評価できる。</p> | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名：日常生活自立支援事業 | |
| 平成19年度 予算額 | セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 (補助割合：[国1/2][都道府県(指定都市)1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要：認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。 | |
| 事務事業名：地域福祉等推進特別支援事業 | |
| 平成19年度 予算額 | セーフティネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 ・都道府県・指定都市等が実施する場合(補助割合：[国1/2][都道府県(指定都市)1/2]) ・市町村等が実施する場合(補助割合：[国1/2][市町村1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(特定非営利活動法人) |
| 概要：災害時要援護者支援に向けた取組み等の地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組みに対する支援を通じて、地域福祉の一層の推進を図る。 | |

| | |
|---|--|
| 個別目標3 | |
| 福祉サービスに関する苦情解決により、福祉サービスの利用者の保護を図ること | |
| 個別目標に係る指標 | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | |
| | H15 H16 H17 H18 H19 |
| 1 苦情受付件数に占める解決件数の割合(単位：%) (95%以上/毎年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。 | 94.9 95.7 95.0 96.7 93.0 【99.9%】 【100.7%】 【100.0%】 【101.8%】 【97.9%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | |
| ・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。なお、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合を記載している。 | |

| 参考指標 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|---|---|-------|-------|-------|-------|
| 1 苦情受付件数(単位:件) | 2,322 | 2,364 | 2,571 | 2,515 | 2,518 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、社会福祉法人全国社会福祉協議会調べによる。 | | | | | |
| 個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 福祉サービスの利用者からの苦情については、事業者が、社会福祉士、民生委員・児童委員、弁護士等を第三者委員として設置するなどして、苦情解決に努めることとされており、都道府県社会福祉協議会に置く運営適正化委員会は、補完的な役割を担うことにより、効率的な実施が図られている。 また、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の割合は、平成16年から平成18年度までは95%以上と目標を達成しており、その有効性が認められる。なお、運営適正化委員会における苦情受付件数は平成18年度は横ばいであるものの、苦情解決事業が実施された平成12年度以降、増加傾向を示していることから、運営適正化委員会の認知度が高まっていると評価できる。 | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | |
| 事務事業名: 運営適正化委員会の設置、運営 | | | | | |
| 平成19年度 予算額 | セーフティーネット支援対策等事業費補助金18,000百万円の内数 (補助割合:[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(都道府県社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会) | | | | |
| 概要: 社会福祉法第83条の規定により、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に公正・中立な第三者機関として運営適正化委員会を設置しており、その運営に要する経費を都道府県に補助する。 | | | | | |

5. 評価結果の分類

| 1 施策目標に係る指標の目標達成率 |
|---|
| 指標1 目標達成率 -% |
| 指標2 目標達成率 -% |
| 指標3 目標達成率 -% |
| (目標達成率を算定できない場合、その理由) |
| ・指標1は、景気等の経済状況を始め、ホームレスの全体数、センターへの入所者数、個々のホームレスの状況等多くの要因が影響し、一定の数値目標を立てることが困難であるため。 |
| ・指標2は、平成19年度は調査を実施しておらず、数値を把握できないため。 |
| ・指標3は、平成19年度の数値は現在集計中であるため。 |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性 |
| i 施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○) |
| ii 施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○) |
| (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 |
| (ロ) 見直しを行わず引き続き実施 |
| (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 |
| iii 機構・定員要求を検討(該当する場合に○) |
| (理由) |
| 個別目標1については、ホームレス数が減少していることから、現行のホームレス事業が有効に機能していることが評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。 |
| 個別目標2については、地域の要援護者に対する支援の促進が着実に行われていると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。 |
| 個別目標3については、運営適正化委員会における苦情受付件数に占める解決件数の |

割合が平成16年度以降95%以上を示し施策目標を達成しており、現行の苦情解決事業が有効に機能していると評価できるため、引き続き施策目標として継続、実施する。

なお、セーフティネット支援対策等事業費補助金において、日常生活自立支援事業、地域福祉等推進特別支援事業等の事業を実施し、地域福祉の推進を支援してきたところであるが、平成20年度においては、地域福祉活性化事業等の新規事業を実施するとともに、既存の事業についても見直し、充実等を行っているところである。また、平成20年3月に「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書が取りまとめられたところであり、本報告書を踏まえ、今後、よりいっそうの地域福祉の推進を図ることとしている。

3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○）

（施策目標に係る指標）

- ① 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（個別目標に係る指標）

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

（理由）

指標2「ふれあい・いきいきサロンの設置数」については、毎年継続して数値を把握していないため、指標として見直しを検討する。

6. 特記事項

①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。

④会計検査院による指摘
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
個別目標2に関しては、平成19年10月から平成20年3月に開催された「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の報告書に沿って、今後、地域福祉に係る既存の施策について見直しを行う予定である。（別添参照）

【参考】厚生労働省ホームページ

「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7.html>

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。

事例 2-5 女性のがん緊急対策：女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費（女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費〔厚生労働省事業評価（事後）〕

（整理番号 11）

事業評価書（事後）

平成 20 年 8 月

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------|--|---|------|----|---|------|---|---|------|-----|--|--------|--|-----------------------|--------|--|-------------------------------------|--------|--|-------------------------------|
| 評価対象（事業名） | 女性のがん緊急対策：女性のがん検診及び骨粗鬆症啓発普及等事業費 （女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費、骨粗鬆症啓発普及等事業費） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主管部局・課室 | 老健局老人保健課 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関係部局・課室 | 健康局総務課生活習慣病対策室・がん対策推進室 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 関連する政策体系 | <table border="1"> <tr> <td>基本目標</td> <td>IX</td> <td>高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>3</td> <td>高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること</td> </tr> <tr> <td>施策目標</td> <td>3-1</td> <td>高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること</td> </tr> <tr> <td>個別目標 1</td> <td></td> <td>効果的な介護予防・健康づくりを推進すること</td> </tr> <tr> <td>個別目標 2</td> <td></td> <td>介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること</td> </tr> <tr> <td>個別目標 3</td> <td></td> <td>高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること</td> </tr> </table> | | 基本目標 | IX | 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること | 施策目標 | 3 | 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること | 施策目標 | 3-1 | 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること | 個別目標 1 | | 効果的な介護予防・健康づくりを推進すること | 個別目標 2 | | 介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること | 個別目標 3 | | 高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること |
| 基本目標 | IX | 高齢者ができる限り自立し、生きがいを持ち、安心して暮らせる社会づくりを推進すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策目標 | 3 | 高齢者の健康づくり・生きがいづくりを推進するとともに、介護保険制度の適切な運営等を通じて、介護を必要とする高齢者への支援を図ること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 施策目標 | 3-1 | 高齢者の介護予防・健康づくりを推進するとともに、生きがいづくり及び社会参加を推進すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別目標 1 | | 効果的な介護予防・健康づくりを推進すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別目標 2 | | 介護予防に関する普及・啓発や自主的な地域活動の育成・支援を実施すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 個別目標 3 | | 高齢者の社会参加・生きがいづくりのための活動を支援すること | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

1. 現状・問題分析

| |
|---|
| 事前評価実施時における現状・問題分析（平成 16 年度） |
| <p>（現状分析）</p> <p>乳がんは、女性のがん罹患率の第 1 位となっており、年間約 3 万 5 千人が発症し、約 1 万人が死亡しており、子宮がんは年間約 7 千人が罹患し、約 2 千人が死亡している。また、要支援、要介護 1 の者が大きく増加しているが、要介護状態への契機となりうる骨粗鬆症への対策の重要性は高い。</p> <p>このような現状の中で、これらの疾病に対応した検診が重要であるが、2002 年度市町村が実施した乳がん検診の受診者は約 334 万人（受診率 12.4%、そのうちマンモグラフィによる受診者は約 56 万人、受診率 2.1%）、子宮がん検診の受診者は約 386 万人（同 14.6%）、骨粗鬆症検診の受診者は約 8 万人となっており、受診者数及び受診率は低い状況にある。</p> <p>（問題分析）</p> <p>検診を受けない理由として、以下のものが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自分には関係ないと思っている女性が多い。 ・検診を行っていることを知らない。 ・がん、骨粗鬆症の知識が少ない。 ・女性のがんや骨粗鬆症についての情報に触れる機会が少ない。 |
| 事後評価実施時（現在）における現状・問題分析 |
| <p>（現状分析）</p> <p>平成 18 年度に市町村が実施した乳がん検診（マンモグラフィ）の受診率は 12.9%、子宮がん検診の受診率は 18.6% となっており、平成 16 年度の受診率（乳がん検診（マンモグラフィ）受診率：4.6%、子宮がん検診受診率：13.6%）と比べて受診率の向上が見られた。また、骨粗鬆症検診の受診者数は平成 18 年度は約 30 万人となっており、これは、平成 17 年度から実施要領を改正し、対象者をこれまでの 40 歳及び 50 歳の女性から、40 歳、45 歳、50 歳、55 歳、60 歳、65 歳及び 7</p> |

(整理番号 11)

0歳の女性と、対象者の範囲を拡大したことに伴うものと考えられる。
 (問題分析)
 乳がん及び子宮がん検診の受診率は向上している一方で、自分には関係ないと思っている女性が多いこと等により、乳がん及び子宮がん検診はまだ低調な水準である。骨粗鬆症受診者については、目標数を達成している。引き続き、女性の健康の推進や高齢者の健康づくりや介護予防の推進を図るため、乳がん検診・子宮がん検診・骨粗鬆症検診を推進していくことが重要である。

| 現状・問題分析に関連する指標 | | | | | |
|---------------------|--------|--------|---------|---------|-----|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 乳がん検診受診率(マンモグラフィ) | 2.7% | 4.6% | 12.5% | 12.9% | 集計中 |
| 2 子宮がん検診受診率 | 15.3% | 13.6% | 18.9% | 18.6% | 集計中 |
| 3 骨粗鬆症検診受診者数 | 90,855 | 91,308 | 268,606 | 295,434 | 集計中 |

(調査名・資料出所・備考)
 「地域保健・老人保健事業報告」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成19年度の数値は集計中であり、平成21年3月に公表予定。

2. 事業の内容

(1) 事業の実施主体

| |
|---|
| 実施主体：国、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
|---|

(2) 事業の内容(概要)

市町村が実施する「乳がん検診」及び「子宮がん検診」について、受診率の向上及び死亡率減少効果のある検診を推進するため、適齢層への啓発活動を展開するとともに、休日や夜間等における検診の利便性の向上等を通じた受診率向上のための啓発事業等を行い、女性の健康支援対策を推進する。

また、寝たきり原因の第1位が脳卒中、第2位が老衰、第3位が骨折であり、骨粗鬆症は高齢社会が抱える問題の一つとなっている。その検診を行うことは、高齢期において寝たきりとなることを予防し、ひいては要介護状態とならないことにつながるものであることから、高齢者に対し検診の受診を勧奨するための啓発普及事業を展開する。また、骨粗鬆症予防は、骨の成長過程で対策を実施する必要があるため、若年者に対しての啓発事業についても実施するものである。

(3) 予算

| 一般会計・年金特会・労働保険特会・その他() | | | | | |
|-------------------------|-----|-----|-----|---|--------------------------|
| 予算額(単位：百万円) | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 |
| | 228 | 122 | 123 | (女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費) 100 (骨粗鬆症検診啓発普及等事業費) 15 | (女性の健康支援対策事業費) 150の内数 |

「H21」については予算概算要求額。

3. 事前評価実施時における目標・政策効果が発現する時期

| | |
|-------------|---|
| 事業の目標 | 乳がん・子宮がん・骨粗鬆症受診者数を増加させ、結果としてより多くの乳がん・子宮がん患者及び骨粗鬆症検診要精検者を補足することにより、女性の健康推進及び高齢者の健康づくりや介護予防を図る。 |
| 政策効果が発現する時期 | 平成17年度 |

4. 評価指標

| アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|---|-----------|-----------|-----------------------|----------------------|-------------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 乳がん患者発見数(マンモグラフィ) ※達成水準 H17:2,000人 H18:3,200人 H19:4,300人 (事前評価より) | 1,563 | 2,685 | 4,398 【219.9%】 | 4,529 【141.5%】 | 集計中 【-%】 |
| 2 子宮がん患者発見数 ※達成水準 H17:3,100人 H18:3,200人 H19:3,300人 (事前評価より) | 2,644 | 2,417 | 1,962 【63.3%】 | 1,898 【59.3%】 | 集計中 【-%】 |
| 3 骨粗鬆症検診要精検者数 ※達成水準 H17:7,600人 H18:9,500人 H19:11,300人 (事前評価より) | 2,762 | 2,577 | 29,321 【385.8%】 | 38,378 【404.0%】 | 集計中 【-%】 |
| (調査名・資料出所、備考) 「地域保健・老人保健事業報告」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成19年度の 数値は集計中であり、平成21年3月に公表予定。 | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 乳がん受診者数(マンモグラフィ) ※達成水準 H17:100万人 H18:170万人 H19:200万人 (事前評価より) | 717,703 | 1,099,713 | 1,604,557 【160.5%】 | 1,631,811 【96.0%】 | 集計中 【-%】 |
| 2 子宮がん受診者数 ※達成水準 H17:390万人 H18:400万人 H19:410万人 (事前評価より) | 4,087,444 | 3,995,021 | 3,439,094 【88.2%】 | 3,320,265 【83.0%】 | 集計中 【-%】 |
| 3 骨粗鬆症受診者数 ※達成水準 H17:20万人 H18:25万人 H19:30万人 (事前評価より) | 90,855 | 91,308 | 268,606 【134.3%】 | 295,434 【118.2%】 | 集計中 【-%】 |
| (調査名・資料出所、備考) 「地域保健・老人保健事業報告」(大臣官房統計情報部調べ)による。平成19年度の 数値は集計中であり、平成21年3月に公表予定。 | | | | | |

5. 事前評価の概要

| | |
|--------|--|
| 必要性の評価 | 国民の生命を守ることは国に与えられた責務であり、民間のみならず、がん、骨粗鬆症対策の啓発の進展のため、高い公益性からの公的支援が求められる。 |
|--------|--|

| | |
|--------|---|
| 有効性の評価 | 乳がん及び子宮がんに関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診率が向上し、死亡率の減少効果が見込まれる。 骨粗鬆症に関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診率が向上し、高齢期の骨折による要介護者の減少効果が見込まれる。 |
| 効率性の評価 | 都道府県における啓発活動を確実に実施することにより、がんによる死亡者を減少させ、若い女性の骨粗鬆症に対する意識を高め、また高齢期における骨折による要介護者の増加を抑制することができる。 |

6. 事後評価の内容

(1) 有効性の評価

| | |
|--------------------------|---|
| 政策効果が発現する経路(投入→活動→結果→成果) | 乳がん及び子宮がんに関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診者数・患者発見数が向上し、死亡率の減少効果が見込まれる。 骨粗鬆症に関する啓発活動に対する補助を行い、女性の関心を高めることにより、受診者数・検診要精検者数が向上し、高齢期の骨折による要介護者の減少効果が見込まれる。 |
| 有効性の評価 | 乳がん受診者数・乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、基本的には、目標達成率が100%を超えるとともに、その数も増加してきている。また、子宮がん検診についても、一定の目標達成率を達成しているといえる。 したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられるところであり、本事業は有効であると評価できる。 |
| 事後評価において特に留意が必要な事項 | なし。 |

(2) 効率性の評価

| | |
|--------------------|--|
| 効率性の評価 | 乳がん受診者数・乳がん患者発見数、骨粗鬆症受診者数・骨粗鬆症検診要精検者数は、基本的には、目標達成率が100%を超えるとともに、その数も増加してきている。また、子宮がん検診についても、一定の目標達成率を達成しているといえる。 したがって、本事業による啓発活動への補助を通じて、検診受診者数・患者発見者数等が増大することにより、がんによる死亡者数の減少や、高齢期における骨折による要介護者の増加の抑制といった効果が生じたと考えられることから、補助に見合う効果が得られたものと考えられるところであり、本事業は効率性を有するものであると評価できる。 また、都道府県においては、市町村及び任意団体と連携して乳がん検診、子宮がん検診の適齢層への啓発活動を効果的に行うなど、効率的な取組が実施されている。 |
| 事後評価において特に留意が必要な事項 | なし。 |

(3) その他(上記の他、公平性及び優先性等、評価すべき視点がある場合に記入)

| |
|-----|
| なし。 |
|-----|

(4) 政策等への反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成21年度予算概算要求において所要の予算を要求する。
なお、老人保健法の全面改正に伴い、平成20年4月より骨粗鬆症検診及びがん検診については健康増進法に基づき実施することとされたところ、これらの普及啓発事業は平成20年度において「女性のがん検診に関する普及啓発推進事業費」及び「骨粗鬆症検診普及等事業費」として実施しているが、平成21年度予算概算要求においては、政策目標を達成するため、事業をより効果的に実施すべく、①「乳がん・子宮がん」②「骨粗鬆症」③「若い女性のやせ対策」④「更年期障害、更年期症状」等について都道府県が地域の実情に応じて実施する創意工夫をこらした女性の健康づくりに関するモデル事業に対し支援を行う「女性の健康支援対策事業費」について予算を要求することとしている。

7. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
・「健康フロンティア戦略」（平成16年5月19日与党幹事長・政調会長会議）政策の柱の1つとして「女性のがん緊急対策」を掲げている。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
・「経済財政改革の基本方針2007」（平成19年6月19日閣議決定）において、「がん対策推進基本計画」に基づき、10年以内のがんの死亡率を20%減少させる等の目標達成に向け、放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成、治療の初期段階からの緩和ケアの実施、がん登録の推進を重点としつつ、がん対策に総合的に取り組む」とされている。
・「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」の一部改正について」（平成18年3月31日老老発第0331003号厚生省老健局老人保健課長通知）
・「新健康フロンティア戦略」（平成19年4月18日新健康フロンティア戦略賢人会議）政策の一つとして、「がん対策の一層の推進（がん克服力）」を掲げている。
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況
なし。
- ④会計検査院による指摘
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

事例 2 - 6 地域経済の活性化の推進（地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助）、新規産業創造技術開発費補助事業（補助））〔経済産業省実績評価〕

個別事業評価書（予算措置）

| | | |
|---------|------------------|--|
| 事業名 | 【予算措置】 | 地域新規産業創造技術開発費補助事業（補助） 新規産業創造技術開発費補助事業（補助） |
| 事業主管課室名 | 地域経済産業グループ 地域技術課 | 事業主管課室長名 地域技術課長 古瀬 利博 |

| 概要・目標 | <p>《事業概要》（補助率:1/2 または 2/3） 地域において新産業・新事業の創出を図るため、中堅・中小企業等による新分野進出やベンチャー企業による新規創業といったリスクの高い実用化技術開発を支援する。</p> <p>《目標》 地域において世界に通用する新産業・新事業を創出し、地域の産業活性化を推進すること。そのために、市場ニーズやユーザーニーズに基づき、事業のアイデア、構想を具現化する新商品の開発を支援し事業化を促進する。具体的には、最長2年間の事業終了後3年経過時点の事業化率35%を目指す。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------------|--|--------|--------|--------|--------|--------------|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------------|-----------|------|------|------|------|------|-------|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 結果・効果・実績 ＜アウトプット 及びアウトカム＞ | <p>事業開始年度： 平成 9年度 事業終了予定年度： 平成19年度</p> <p>《交付実績の推移》</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成9～18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付実績額(億円)</td> <td>80.0</td> <td>45.0</td> <td>51.5</td> <td>51.2</td> <td>36.9</td> <td>557.7</td> </tr> <tr> <td>交付実績件数(件)</td> <td>158</td> <td>115</td> <td>121</td> <td>129</td> <td>108</td> <td>1,203</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成14年度については前年度補正予算繰越分を含む。)</p> | | | | | | | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 合計(平成9～18年度) | 交付実績額(億円) | 80.0 | 45.0 | 51.5 | 51.2 | 36.9 | 557.7 | 交付実績件数(件) | 158 | 115 | 121 | 129 | 108 | 1,203 |
| | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 合計(平成9～18年度) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績額(億円) | 80.0 | 45.0 | 51.5 | 51.2 | 36.9 | 557.7 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 交付実績件数(件) | 158 | 115 | 121 | 129 | 108 | 1,203 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | |
|---|--------------|---------|---------|---------|---------|---------|-----------------|
| 《指標の推移》 | (累計) | | | | | | |
| | | ～平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 当初目標値 (事業化率) |
| | 事業化率(%) | 34.9% | 33.9 | 33.3 | 31.9 | 28.9 | 35 |
| | 論文数 | 394 | 588 | 766 | 966 | 1,180 | - |
| | 論文被引用数 | 118 | 148 | 179 | 243 | 292 | - |
| | 特許件数(出願含) | 663 | 1,071 | 1,463 | 1,896 | 2,428 | - |
| | 特許実施件数 | 57 | 149 | 245 | 300 | 366 | - |
| | ライセンス供与件数 | 6 | 27 | 36 | 41 | 41 | - |
| | 取得ライセンス料(千円) | 9,550 | 110,887 | 116,929 | 140,172 | 163,172 | - |
| | 国際標準形成寄与件数 | 0 | 5 | 21 | 22 | 22 | - |
| 年度末時点。 事業化率については、事業終了後3年以内の事業化件数/終了件数。 | | | | | | | |
| 《その他の効果・実績》 | (累計) | | | | | | |
| | | ～平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | |
| | 終了件数 | 373 | 442 | 502 | 571 | 634 | |
| | 事業化件数 | 130 | 150 | 167 | 182 | 183 | |
| | 実用化件数 | 212 | 250 | 280 | 306 | 310 | |
| 年度末時点。 事業化件数及び実用化件数は事業終了後3年以内のもの。 | | | | | | | |

| | 《目標の達成状況》 平成 16 年度末時点で見ると、事業化率は目標値である 35%にはやや及ばないものの、堅調に推移しており、目標はほぼ達成されているものと考えられる。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------------|---|--------|--------|--------|--------|--------------|--------|--------------|---------|------|------|------|------|------|-------|---------|------|------|------|------|------|-------|
| 予算額・執行額 ＜費用＞ | 《予算額・執行額の推移》 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年度</th> <th>平成15年度</th> <th>平成16年度</th> <th>平成17年度</th> <th>平成18年度</th> <th>合計(平成9～18年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予算額(億円)</td> <td>55.2</td> <td>55.4</td> <td>61.0</td> <td>63.8</td> <td>51.4</td> <td>662.4</td> </tr> <tr> <td>執行額(億円)</td> <td>80.0</td> <td>45.0</td> <td>51.5</td> <td>51.2</td> <td>36.9</td> <td>557.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成 14 年度については前年度補正予算繰越分を含む。)</p> | | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 合計(平成9～18年度) | 予算額(億円) | 55.2 | 55.4 | 61.0 | 63.8 | 51.4 | 662.4 | 執行額(億円) | 80.0 | 45.0 | 51.5 | 51.2 | 36.9 | 557.7 |
| | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 合計(平成9～18年度) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算額(億円) | 55.2 | 55.4 | 61.0 | 63.8 | 51.4 | 662.4 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 執行額(億円) | 80.0 | 45.0 | 51.5 | 51.2 | 36.9 | 557.7 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業の スキーム図 | <pre> graph LR A[経済産業省] --> B[経済産業局] B -- 補助 --> C[民間団体等] D[大学、産総研、公設試等] -.-> 技術支援 C </pre> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 必要性 | 地域の大学、中堅・中小企業等は新商品開発等の事業化が可能な技術シーズを有しているが、それら技術シーズを事業化していくためには、製品化技術への向上、量産化技術や環境負荷の少ない製造プロセスの確立など実用化技術開発が必要である。しかしながら、かかる技術開発は、中堅・中小企業等のみでは許容できない高いリスクを伴うものであるため、市場に委ねるのみでは必ずしも十分な研究開発投資を期待することは困難である。民間企業によるこうした実用化・事業化に向けた技術開発を促し、地域でのイノベーションを創出するための政策手段として本事業は所期の効果を上げた。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業に対する ユーザーや 有識者の意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・リスクの高い新規事業に着手するにあたって、最大2年間、1 年当たり上限 1 億円の補助制度は他に無く非常にありがたかった。(電子部品メーカー) ・補助事業に採択されたことを契機に技術開発を継続する経営判断がなされ、製品の市場性が大きく高まった。(工作機械メーカー) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 今後の方向性 | 本事業は、所期の目標をほぼ達成したため、平成19年度をもって終了する。 |
|--------|-------------------------------------|

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>事業に対する ユーザーや 有識者の意見</p> | <p>《ユーザーの意見》 ○ 初期投資が大きいため補助金の補助率を引き上げる要望がある。</p> <p>《有識者の意見》 ○ 石油ガスコジェネは、天然ガスによるコジェネと同様に、他の化石燃料によるものに比べ相対的に環境負荷の低く、省エネルギーへの効果が高い。従ってそれらを企業イメージ向上の訴求ポイントとし、導入を図ることが有効である。 ○ LPガス価格の高止まりが続く現在、LPガスコジェネの導入促進を図るためには、燃料代等ランニングコストに対する補助を検討してはどうか。</p> |
| <p>今後の方向性</p> | <p>【見直し継続】 近年の地球規模での環境問題において二酸化炭素排出量を減らすことが重要課題となっている。LPガスは二酸化炭素排出量が少なくエネルギー基本計画(平成19年3月閣議決定)においても「クリーンなエネルギー」として位置付けられている。本事業はLPガスコジェネレーションシステムを導入促進することで地球環境問題の対策にも寄与し、また、LPガスの安定供給にも資するものであり、初期投資を支援することによって設置促進が図られることから引き続き本事業を継続して実施していく必要がある。 なお、平成20年度に、平成21年度以降の補助事業の実施方法について検討する。</p> |

事例 2 - 8 生物多様性の保全と自然との共生の推進（自然環境の保全・再生）〔環境省実績評価〕

| | | | | | | | | | |
|--------------------|--|------------------------------------|-------|-------|-------|-----|-------|---------|--|
| 目標 5-2 | 自然環境の保全・再生 | | | | | | | | |
| | 原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。 | | | | | | | | |
| 環境・循環型社会白書における位置づけ | 6章2節 重要地域の保全と生態系ネットワークの形成 6章4節 野生生物の保護管理 6章5節 自然の再生 6章6節 里地里山の保全と持続可能な利用 6章7節 湿原・干潟・浅海域等湿地の保全 | | | | | | | | |
| 関係課・室 | 自然環境計画課、国立公園課 | | | | | | | | |
| 指標の名称及び単位 | ①(間接)国立公園計画の点検実施済地域数[地域] ②(間接)自然再生推進法に基づく協議会数[協議会] ③(間接)環境省の自然再生事業実施地区数[地区] | | | | | | | | |
| 指標年等 | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | 目標年 | 目標値 | | |
| 指標 | ① | 21 | 23 | 33 | 36 | 34 | H19年度 | 57 | |
| | ② | 4 | 13 | 18 | 18 | 19 | — | 増加傾向を維持 | |
| | ③ | 17 | 21 | 18 | 19 | 19 | | | |
| 目標を設定した根拠等 | 基準年 | — | | 基準年の値 | — | | | | |
| | 根拠等 | ①国立公園の57地域すべてにおいて概ね5年ごとに実施する必要がある。 | | | | | | | |
| 評価・分析 | <p>【達成の状況】</p> <p>原生的な自然環境、優れた自然、里地里山などの二次的な自然環境及び干潟などの湿地について、効果的な保全・管理に資する取組が進められ、自然再生推進法の運用及び自然再生事業の実施により、自然環境の再生が図られつつあり、目標達成に向けた着実な進展があった。なお、自然再生推進法については、法施行後5年を経過したことを受け、自然再生事業の進捗状況について検証した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○自然環境保全地域、自然公園等は、我が国における生物多様性保全施策の骨格を成す保護地域制度であり、国が適正な保全管理を行っていくことが必要である。</p> <p>○特に国立公園は、環境基本計画及び第三次生物多様性国家戦略において記述されているとおり、自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進の観点から、保全管理の責任を有する国(環境省)が、国民共通の財産として、保全管理の充実を図る必要がある。さらに三位一体の改革においても、国立公園の主要な公園事業は国が実施することと整理された。</p> <p>○生物多様性保全のためには、全国的見地や国際的見地からも、里地里山の保全と持続的な利用の推進、湿地・干潟・藻場・サンゴ礁等の重要地域の保全の強化及びそれらを核とした生態系ネットワークを形成していくことが必要である。</p> <p>○かつて身近な生物であったメダカが絶滅危惧種となるなど、我が国の生態系は衰弱しつつある。</p> | | | | | | | | |

| | |
|--------------|---|
| <p>評価・分析</p> | <p>このため、地域住民、専門家、NPO 等多様な主体の参画によって、残された生態系の保全、過去に失われた自然の再生・修復を行っていくことが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画を点検・変更した。国立公園のうち、過去5年間に公園計画の点検が終了した地域は、34地域であり、全地域(57地域)で点検を実施するという目標に対して60%の達成率となっている。引き続き、点検の着実な実施に向け、土地所有者等の関係者との調整を進める。 ○平成19年8月、日光国立公園の尾瀬地域に会津駒ヶ岳及び田代山・帝釈山周辺地域を併せた37,200haの地域を尾瀬国立公園として、丹後半島の海岸部、半島中央の世屋高原及び半島南部の大江山連峰から成る19,023haの地域を丹後天橋立大江山国定公園として指定した。国定公園では17年ぶり、国立公園では20年ぶりとなる新規指定であり、これで我が国の国立公園の数は29、国定公園の数は56となった。公園区域及び公園計画の見直しについて、平成19年度は、8つの国立・国定公園において行った。これらの見直しでは、西表国立公園における石垣島地域の公園区域への編入とそれに伴う西表石垣国立公園への名称変更、その他2つの国立・国定公園において公園区域及び特別保護地区が拡張された。これにより、国土全体の9%が国立・国定公園に指定され、優れた自然の風景地や当該地における生物多様性保全が図られている。 ○平成19年9月1日より、吉野熊野国立公園の西大台地区において、全国で初めてとなる利用調整地区の運用を開始し、一定のルールのもとで優れた自然環境の持続的な利用を図る取組を始めた。 ○グリーンワーカー事業による海岸漂着ゴミ等の清掃、外来生物の駆除、景観対策としての展望地の再整備、登山道の補修、サンゴ礁保護のためのオニヒトデ等の駆除、山小屋のし尿処理施設整備に係る補助制度の活用等により、国立公園等の保全管理の充実を着実に推進した。 ○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信するため、外国語版のパンフレットやDVDを作成した。 ○世界自然遺産「知床」については、平成19年12月、「海域管理計画」を策定するとともに、平成20年2月、ユネスコ世界遺産センターより保全状況に関する調査団を招聘し、取組状況等を説明するなど、世界遺産登録の際に受けた勧告に、着実に対応した。 ○里地里山等については、里地里山保全・再生モデル事業を通じ、地域特性に応じた、保全再生のための実践とそのノウハウの蓄積に加え、専門家、団体等のネットワークが形成された。 ○海域については、「国立・国定公園海域保全方策検討業務」を実施し、海域の国立・国定公園の現状と保全上の課題等を整理し、必要な対策を検討するための基礎的情報を収集した。 ○干潟・藻場等の湿地については、干潟の底生生物や藻場の海草の生育状況等の基礎的情報の整備により、干潟、藻場、マングローブ等のタイプごとの保全策の立案に有効な基盤の整備が進められた。 ○自然再生事業は、計画段階から専門家、地域住民等の参画を得て実施しており、地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進することが可能となっており、自然再生事業実施区域は、自然環境学習の場として、将来にわたって市民等に活用されることが期待される。 ○自然再生推進法の運用を推進することにより、平成19年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計19箇所(19年度単年度に1箇所)設立されている。また、同法に基づく自然再生全体構想が18箇所策定され、自然再生事業実施計画が14件(19年度単年度に2件)主務大臣に送付されている。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○我が国の自然公園制度は、アメリカの国立公園などとは異なり、環境省又は都道府県が公園専用用地として土地の所有権や管理権を有せず、一定の行為制限の下で自然を保護するとともに、公園サービスを地方自治体との役割分担や民間活力の活用により提供する仕組みとなっている。このため、自然公園については、地方自治体や地域社会の理解と協力を得ながら、保護と利用の両方をバランス良く推進していくことにより、効率的に自然環境の保全を図っている。 ○湿原、干潟、藻場等の各生態系タイプの最も望ましい保全策を明らかにしていくに当たり、浅海域調査等の結果を活用して、沿岸域などの保全地域以外の湿地等も含めて湿地保全等に係る |
|--------------|---|

| | |
|--|--|
| | <p>検討を進めることは効率的かつ効果的である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然再生事業については、基礎調査や計画段階から、様々な主体の参画を得て地元との合意形成を図っており、効率的に事業を推進している。 ○自然再生推進法の運用により、地域住民、NPO 等が主体となった自然再生を効率的に推進している。 |
|--|--|



| | |
|--|--|
| | <p><今後の展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○自然公園等において、生物多様性保全の観点からの保護施策を強化するとともに、生態系ネットワーク形成を推進する。 ○自然環境や社会状況、風景評価の多様化などの変化を踏まえ、国立・国定公園の選定基準について検討を行い、国立・国定公園の指定状況について、全国的な見直しを行う。 ○海域の適正な保全及び利用を進めるため、必要に応じて法制度を見直すとともに、海域における国立・国定公園の指定区域の見直しを推進する。 ○生物多様性保全上重要な価値を有する奄美地域について、国立公園の指定を視野に入れた取組を進める。 ○平成 19 年 4 月に制定された海洋基本法及び同法に基づき平成 20 年 3 月に策定された海洋基本計画を受け、我が国の海洋生物多様性の情報の収集・整備及び保全戦略の策定、並びに関係府省と連携し、海洋保護区のあり方について検討を行う。 ○広範な関係者の参加による魅力的な国立公園づくりを進めるため、国、地方公共団体、地域住民、専門家、企業、NGO などの公園の管理運営を担う関係者が円滑に協働できる体制・手法について検討し、各国立公園で管理運営体制の再構築に向けた取組を実施する。そのため、尾瀬、日光、上信越高原などの各国立公園でモデル的取組を実施する。 ○地域と共存し、地域との協働により保全を図る日本型国立公園制度の特徴をさらに発展させるとともに、アジア等諸外国に発信していく。 ○世界自然遺産地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、世界自然遺産の推薦候補地として選定された 2 地域(小笠原諸島、琉球諸島)の推薦・登録を目指し、保護地域の拡大や外来生物対策の推進など条件の整備を進める。 ○多様な主体が里地里山地域を管理し、持続的に利用する枠組みの構築に必要な検討を行う。また、世界各地での自然共生社会の実現のため、アジア各国等と協調し、人と自然の共生、そして生物多様性保全とその持続的な利活用を「SATOYAMA」をモデルとして、世界に提案・発信し、広く普及を図っていく。 ○国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)において決定した「国際サンゴ礁年 2008」の趣旨に沿って、サンゴ礁の価値及び危機的状況、多様な主体の取組等を広く国民に周知するため普及活動を行う。 ○自然再生に関する普及啓発活動を推進するとともに、地域住民、NPO 等に対する支援の充実を検討する。 ○自然再生推進法は、平成 20 年 1 月をもって法施行後 5 年が経過したことを受け、法施行状況及び必要な措置の検討を実施した。この結果を踏まえ、現在実施中の自然再生事業や地域の自然再生活動への支援等を着実に推進する。 |
|--|--|

| | |
|----------------------|---|
| <p>指標に影響を及ぼす外部要因</p> | <p>5-2-①: 国立公園は、土地所有者に関係なく指定しているため、その公園計画の見直しに当たっては、土地所有者等の関係機関や地元関係自治体との調整が必要であり、これらの関係者の意思が影響する場合がある。</p> <p>5-3-①～③: 野生動植物の種を取り巻く環境の変化や、野生動植物に係る知見・情報量が影響する。</p> <p>5-3-⑤: 利害関係者の理解や関係行政機関との調整の状況が影響する。</p> <p>5-5-⑥: 国民の志向や経済状況、気候や自然災害の発生、又は温泉地に対する風評等により影響を受ける。</p> |
|----------------------|---|

事例 2 - 9 生物多様性の保全と自然との共生の推進（野生生物の保護管理）〔環境省
実績評価〕

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>目標 5-3</p> | <p>野生生物の保護管理</p> <p>希少野生動植物の保護・増殖による種の保存や生息状況等の調査による現状把握、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物対策の推進、侵略的な外来生物対策の推進、等により生物多様性等への影響を防止する。</p> |
| <p>環境・循環型 社会白書にお ける位置づけ</p> | <p>6 章 3 節 外来生物等への対応 6 章 4 節 野生生物の保護管理</p> |
| <p>関係課・室</p> | <p>野生生物課</p> |
| <p>指標の名称 及び単位</p> | <p>①(参考)脊椎動物分類群における評価対象種(レッドリスト作成に係る種。以下同じ。)に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ②(参考)昆虫分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数] ③(参考)維管束植物分類群における評価対象種に対する絶滅のおそれのある種数の割合[種数/種数]</p> |

| | | ④(参考)保護増殖事業計画数[計画] ⑤(参考)国指定鳥獣保護区指定箇所数[箇所] ⑥(参考)特定外来生物指定種類数 | | | | | | | |
|------------|---|--|-----------------|-----------------|-------------|-------------|--------|-----|--|
| 指標年度 | | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | 目標年 | 目標値 | |
| 指標 | ① | 245/ 約 1350 | 245/ 約 1350 | 245/約 1350 | 268/約 1350 | 330/約 1450 | — | — | |
| | ② | 139/ 約 30000 | 139/ 約 30000 | 139/ 約 30000 | 171/約 30000 | 239/約 30000 | — | — | |
| | ③ | 1665/ 約 7000 | 1665/ 約 7000 | 1665/ 約 7000 | 1665/約 7000 | 1690/約 7000 | — | — | |
| | ④ | 21 | 34 | 37 | 38 | 38 | — | — | |
| | ⑤ | 59 | 60 | 66 | 66 | 66 | H23 年度 | 88 | |
| | ⑥ | | | 80 | 83 | 96 | — | — | |
| 目標を設定した根拠等 | | 基準年 根拠等 | ⑤H16 年度 | | 基準年の値 | ⑤60 | | | |
| | | ⑤全国的又は国際的な見地から鳥獣の保護上重要な地域を指定計画に掲げたもの | | | | | | | |
| 評価・分析 | | <p>【達成の状況】</p> <p>○レッドリストの第 2 次見直し作業を終了し、その成果を社会に広く公表した他、保護増殖事業の推進、緊急指定種の指定、国指定鳥獣保護区の指定などの各種施策を推進するとともに、外来生物法に基づき特定外来生物の国内への侵入防止や防除を実施するなど、目標達成に向けて一定の成果を果たした。また、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣の追加等が行われ、人と鳥獣の関係の再構築に向けた進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○野生生物の保護によって確保される自然環境の恵沢は、国民生活の基盤となる公益性の高いものであり、国が主体的及び広域的に施策を行う必要がある。</p> <p>○特に、捕獲・採取等の圧力、生息・生育環境の悪化、外来生物による捕食や競合等による絶滅のおそれのある野生動植物種の増加、野生鳥獣による農林業等の被害の発生、遺伝子組換え生物等や外来生物による生態系への悪影響などに対し、的確かつ迅速な対応を求める国民ニーズの高まりを踏まえると、国による当該施策の必要性は高い。</p> <p>【有効性】</p> <p>○レッドリストの改訂と、継続的な調査研究の実施等により、希少野生動植物の保護対策を進めるための科学的な基盤の整備に進歩が見られた。</p> <p>○レッドリストを踏まえた各種保護活動の結果、サクラソウ、アサザがVU(「絶滅危惧 II 類」:絶滅の危険が増大している種)からNT(「準絶滅危惧」:現時点では絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」に移行する可能性のある種)に変更されるなど絶滅のおそれのランクが下がった種が見られた。</p> <p>○緊急指定種の指定、生息域外保全等の保護増殖事業の推進などにより、希少野生動植物の保護施策に進展が見られた。</p> <p>○狩猟鳥獣へのカワウの追加、狩猟鳥獣であるウズラについての 5 年間の捕獲等の禁止等、鳥獣保護法に基づく狩猟鳥獣とその捕獲規制に係る見直しを行うなど、野生鳥獣の保護管理上進捗が見られた。</p> <p>○カルタヘナ法に基づいて遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち生物多様性影響評価を行うことにより、遺伝子組換え生物等が生態系を攪乱する等の生物多様性への影響の防止が図られた。</p> <p>○外来生物法の施行により、特定外来生物の輸入の制限、早期発見・早期対応、防除(影響緩和)等の対策が進捗し、外来生物による生態系等への被害の防止が図られた。</p> <p>【効率性】</p> <p>○野生生物の保護管理に関する各種施策については、科学的データの収集等により、施策の対象とする種、地域についての優先順位を見極めつつ、これに従って進めることにより施策の効率性を高めている。</p> <p>○特に外来生物等による影響には不可逆的なものもあり、定着した外来生物等が個体数を急激に増加させることなどによりその影響がさらに大きくなる可能性があることから、予防的観点に立った</p> | | | | | | | |

施策の推進が外来生物等の対策の効率性が高まる。



<今後の展開>

- 特に保護の必要性の高い種については、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種への追加を含めた対応を進める。
- 種の保存法の適正な運用により、トキの野生復帰に向けた取組を推進させるなど、希少野生動植物種の保護増殖事業の着実な推進を図る。
- 鳥獣保護法等に基づき野生鳥獣の保護管理を強化する一方、人と野生鳥獣の関係の再構築に向け、より科学的・計画的な保護管理を推進する。
- 鳥インフルエンザ・ウイルスの保有状況のモニタリング調査等を引き続き実施する。
- 国指定鳥獣保護区の計画的な指定や、ラムサール条約湿地の保全と賢明な利用に係る普及啓発を推進するとともに、渡り鳥等の保護に係る国際的な枠組みの活用を進める。
- カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物等の審査を適切に実施するとともに、環境中における生育状況の把握に努める。
- 特定外来生物等の指定、防除事業の実施等を進めるとともに、資材や生物に付着して持ち込まれる生物対策への検討等に着手し、生物多様性への影響防止及び影響緩和対策の推進を図る。

事例 2-10、2-25 環境・経済・社会の統合的向上（環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成）〔環境省実績評価〕

| | | | | | | | | |
|--------------------|--|--|--------|---------|------------|-------|--------|----------|
| 目標 8-4 | 環境教育・環境学習による環境保全意識の醸成 NPO や事業者等、様々な主体と連携しつつ、様々な場において、すべての主体に対して、学校・家庭・地域コミュニティが連携した質の高い効果的な環境教育・環境学習を行うことで、自発的、主体的に取り組む意識を醸成する。 | | | | | | | |
| 環境・循環型社会白書における位置づけ | 7章7節 環境教育・環境学習の推進及び環境保全活動の促進 | | | | | | | |
| 関係課・室 | 環境教育推進室 | | | | | | | |
| 指標の名称及び単位 | ①(間接)環境カウンセラーの登録者数(累計)[人] ②(間接)こどもエコクラブがある市町村の割合[%](H15~18 の数値は、旧指標のこどもエコクラブの会員数[人]) | | | | | | | |
| 指標年度等 | H15 年度 | H16 年度 | H17 年度 | H18 年度 | H19 年度 | 目標年 | 目標値 | |
| 指標 | ① | 3,611 | 3,900 | 4,169 | 4,380 | 4,528 | H22 年度 | 5,500 |
| | ② | 82,299 | 83,156 | 110,236 | 137,532 | 41.4% | | 市町村の 50% |
| 目標を設定した根拠等 | 基準年 | ①H8 年 ②H14 年 | | 基準年の値 | ①0 ②77,417 | | | |
| | 根拠等 | ①市民や事業者が必要などに速やかに助言等を得られることを基準に中学校区数約 11,000×1/2=5,500 名という目標値を設定 ②平成 20 年度予算作成時の成果目標として、こどもエコクラブがある市町村の割合を 50% とするということを掲げているため。 | | | | | | |
| 評価・分析 | <p>【達成の状況】</p> <p>○環境教育・学習による環境保全意識の醸成については、こどもエコクラブ事業や我が家の環境大臣事業等を通じた場や機会の拡大、環境教育指導者育成事業や環境カウンセラー活用促進事業等を通じた指導者の育成、環境教育データベース総合整備事業等を通じた情報提供等により国民各界各層に対する環境教育が推進され、目標達成に向けて進展があった。</p> <p>○わが国における「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」実施計画において初期段階における重点的取組事項として掲げられている「高等教育機関における取組」の支援、平成 19 年 6 月に閣議決定された「21 世紀環境立国戦略」及び「イノベーション 25」において重点施策として位置づけられた国際的に活躍する環境リーダーの育成を具体化するため、産官学が連携して行う環境人材育成方策等について検討を行い、平成 20 年 3 月に「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」を策定・公表した。</p> <p>【必要性】</p> <p>○平成 19 年 6 月に「21 世紀環境立国戦略」が閣議決定され、その戦略の一つである「環境を感じ、考え、行動する人づくり」が提唱され、「21 世紀環境教育プラン～いつでも、どこでも、だれでも環境教育 AA プラン～」に基づき、子どもたちに対する環境教育・環境学習の施策を進めていくことがますます重要となっている。</p> <p>○中でも、次代を担う子どもたちの自主的な環境保全活動への支援、また、地域において環境保全に関わる取組を中心になって進める人材や専門知識を持った人材の育成が重要。</p> <p>○我が国が提案し、開始された「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」が 2005 年に始まっ</p> | | | | | | | |

たことを受け、持続可能な社会の構築を目指し、この 10 年間で重点的に環境教育を含む ESD を実施することが求められている。

【有効性】

○地域の子どもたちの自主的な環境保全活動を支援することもエコクラブ事業では、その会員数が平成 19 年度末で約 17 万人になり、目標人数の 11 万人を達成した。更なる普及を目指し、新しい目標数値として子どもエコクラブのある市町村の割合を全市町村数の 50%とした。平成 19 年度の割合は 41.4%である。また、家庭でのエコライフを支援する我が家の環境大臣事業では、登録世帯数が平成 19 年度末で約 150 万世帯にも達しており、地域や家庭において、環境保全に自主的に取り組む主体が着実に増加していると言える。

○環境保全に関する専門的な知識や経験を有する環境カウンセラーの登録数については、平成 19 年度末で約 4,500 人に達しているが、今後は広報に力を入れ、環境カウンセラーの認知度を高め、目標達成を目指したい。また、文部科学省と連携して行っている環境教育指導者育成事業では、学校教員や地域における実践リーダーを対象として、昨年度は 7 ブロック総勢 307 名に対し研修を行い、今後の活躍が大きく見込まれる。さらに、文部科学省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省と連携して行っている人材認定等事業では、平成 19 年度末までに 28 の事業を登録し、HP で公開するなどしてその活用を図っている。

○ESD の 10 年については、我が国における実施計画に基づき、初期段階の重点的取組事項を中心に施策を展開しており、ESD の 10 年促進事業により、全国 14 地域をモデルとして地域の多様な主体が参加した ESD を実施したほか、各ブロック単位で ESD 推進フォーラムを開催しており、全国への波及に向けて有効である。

【効率性】

○文部科学省や関係省等と連携して事業を展開することで、学校関係者をはじめとして幅広く環境教育を推進することができる。

○基本的かつ総合的な施策を行う国と区域内の特性に応じた施策を行う自治体とが連携を図ることで、国の施策が浸透しやすくなり、迅速に地域の実情にあった対応ができると見込まれるため、より適切かつ効率的に環境教育や ESD の普及啓発を行うことができる。

○各施策それぞれ Web 上での情報提供に努めているが、特に、我が家の環境大臣事業については、教材等の紙での配布を中止し、携帯サイトへの移行を進めたことで、費用対効果がさらに高まった。



<今後の展開>

○環境保全の意識の醸成、さらには、具体的に行動できる人づくりに向けて、21 世紀環境教育プランに基づき、「いつでも・どこでも・誰でも」環境教育に取り組むことができるよう環境教育・環境学習の場や機会の拡大、指導者の育成、プログラムの整備、情報提供・普及啓発などを引き続き推進する。

○特に、持続可能な社会を構築するためには、一人ひとりの取組が大切であるという認識のもと、環境教育の地域間格差を解消し、全国どこでも環境教育を受けることができるような教材、プログラムの整備に努める。環境カウンセラーについても、今後、質を維持しつつ量的拡大を図っていく中で目標達成を考えているが、地域間格差の解消という視点から、地方での人材発掘に努めていく。

○さらに、子どもに対する環境教育については、教育基本法の改正を受け、今後ますますその重要性を増していくと考えられるため、文部科学省等との連携を強化し、学校での環境教育を推進していく。

○また、わが国における「ESD 実施計画」の初期段階における重点的取組事項及び「持続可能なアジアに向けた大学における環境人材育成ビジョン」に基づき、高等教育機関における環境人材育成支援施策を推進する。

事例 2-11 金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底〔金融庁実績評価〕

政策Ⅱ-1-(1)-①

金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底

1. 達成目標等

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指す。 【根拠】「経済財政改革の基本方針 2007」（平成 19 年 6 月 19 日閣議決定）、「多重債務問題改善プログラム」（平成 19 年 4 月 20 日多重債務者対策本部決定）等 |
| 測定指標 | 金融サービスの利用者保護の仕組みの確保の状況 （金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されるためには、以下の重点施策を的確に実施していくことが必要であり、施策に係る利用者保護ルールの企画・立案等の状況により評価を行う。） |

2. 平成 19 年度重点施策等

| | |
|-----------|--|
| 19 年度重点施策 | ①投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備 ②保険商品の販売・勧誘ルールの充実 ③改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等 ④信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討 ⑤違法な経済取引の被害者救済に関する検討 ⑥偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討 |
| 参考指標 | ①関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 ②保険契約者等保護のための施策の検討状況 ②日本広告審査機構における保険会社の広告等の表示に係る相談等件数 ③関連する政令・内閣府令等及び事務ガイドラインの整備状況 ③多重債務問題改善プログラムの実施状況 ④消費者信用に係る検討状況 ⑤違法な経済取引の被害者救済に関する検討状況等 ⑥預貯金者保護のあり方の検討状況等 |

3. 政策の概要

金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サ

ービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築を目指しています。

そのため、引き続き、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組んでいます。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|-----------------------------|------------------|---|
| 第 164 回国会における小泉内閣総理大臣施政方針演説 | 平成 18 年 1 月 20 日 | 主要銀行の不良債権残高はこの 3 年半で 20 兆円減少し、金融システムの安定化が実現した今日、「貯蓄から投資へ」の流れを進め、国民が多様な金融商品やサービスを安心して利用できるよう、法制度を整備します。 |
| 経済財政改革の基本方針 2007 | 平成 19 年 6 月 19 日 | 第 4 章 持続的で安心できる社会の実現 5. 治安・防災、エネルギー政策等の強化 【具体的手段】 ・全国的な相談窓口の整備、ヤミ金融の取締りの強化等「多重債務問題改善プログラム」を推進する。 |

4. 現状分析及び外部要因

我が国経済が成熟し、また、少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供することが必要です。また、金融サービス業が高い付加価値を生み出す産業として日本経済に貢献することも重要です。

一方で、新たな金融技術や IT 技術の進展なども背景として、多様な金融商品・サービスが次々と販売されるようになってきています。

このようななか、金融実態に対応した利用者保護ルール等を整備することにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムの構築が求められています。

5. 事務運営についての報告

(1) 投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備

金融商品取引法において、投資性の強い金融商品・サービスを対象とした利用者保護ルールが整備されました。また、「同じ経済的性質を有する金融商品には同じルールを適用する」との考え方の下、投資性の強い預金・保険等についても、各業法で金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールが整備されました。これらの利用者保護法制については、関係政令・内閣府令等を整備した上で 19 年 9 月 30 日から施行しました。

また、金融商品取引法の円滑な実施を図るため、20年2月21日に質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」を公表し、①金融商品の販売・勧誘に係る法令の考え方の明確化を図るとともに、②その内容を検査・監督等にあたる当局の担当者にも周知徹底を行うことにより、当局としての適切な対応が確保されるよう努めました。

(2) 保険商品の販売・勧誘ルールの充実等

① 生命保険のセーフティネットについては、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担のあり方、政府補助に係る規定の継続の必要性等について、関係者からヒアリングを行うなど検討・情報収集を進めています。

② ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方については、「最終報告～ニーズに合致した商品選択に資する比較情報のあり方～」（18年6月公表）を踏まえ、19年7月5日に監督指針の改正を行いました。

具体的には、消費者がニーズに合致した保険商品を適切に選択・購入できる環境整備を図るため、比較情報の提供を行うに際しての留意点の明確化を図りました。

(3) 改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

①改正貸金業法について

ア. 18年12月に成立した「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」に係る政令・内閣府令が、19年11月7日に公布されました。また、19年12月19日に改正貸金業法が本体施行されました。

イ. 改正貸金業法の本体施行に伴い、「貸金業者向けの総合的な監督指針」の策定や、自主規制機関として新たに設立された貸金業協会の自主規制ルールを認可しました。

②多重債務問題改善プログラムについて

ア. 「多重債務問題改善プログラム」の策定を受け、自治体職員向けに、相談時の心構えや相談手順等を分かり易く解説した「多重債務者相談マニュアル」を作成し、全ての自治体に配布しました（19年7月作成、20年3月改訂版作成）。

イ. 多重債務者対策本部、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の主催で、19年12月10日から16日までの間、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施しました（平成19年8月15日多重債務者対策本部決定）。期間中、都道府県と都道府県内の弁護士会・司法書士会が共同で多重債務者向けの無料相談会を実施し、全国延べ450カ所の相談会に約6,000人が来訪されました。

なお、20年は「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施することとしています（平成20年6月10日多重債務者対策本部長決定）。これは、19年の全国一斉実施方式を改め、20年9月1日から12月31日までのキャンペーン期間中に、各都道府

県の主体的な判断の下で、弁護士会・司法書士会と共同で多重債務者向けの無料相談会を実施するものです。

ウ. 国においても、多重債務者からの相談を直接受け付けるとともに、自治体等関係者の取組みをバックアップするため、20年4月から全国の財務局等に相談員を配置しました（全国に43名を配置）。

<参考：多重債務者対策本部の開催経過等>

○19年8月15日：「全国一斉多重債務者相談ウィーク」の実施を決定

○20年6月10日：「多重債務問題改善プログラム」フォローアップ報告了承

（４）信用分野における消費者信用全体からみた幅広い検討

消費者信用分野に関し、18年12月に成立した改正貸金業法の施行に向けて、政令・内閣府令の整備等を行いました。また、経済産業省産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会において検討された割賦販売法の改正について、検討状況を注視するなど、消費者信用制度全体の動向についての把握に努めました。同時に、消費者行政の一元化に向けて、19年6月27日に閣議決定された消費者行政推進基本計画に沿って、対応しています。

（５）違法な経済取引の被害者救済に関する検討

凍結された預貯金口座に滞留している振り込め詐欺等の被害金の被害者への返還を目的とした「犯罪利用預金口座等の利用による被害回復分配金の支払等に関する法律」（振り込め詐欺救済法）が19年12月に議員立法として成立し、20年6月21日に施行されました。これに伴い、振り込め詐欺救済法の適切かつ円滑な施行に向け、関連政令・内閣府令等の制定・改正を行いました。さらに、法律の周知のため、ポスターやHPの作成などの広報活動を行いました。

（６）偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討

①金融機関の対応状況の把握

ア. 「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を取りまとめ、四半期ごとに公表しました。

イ. 各預金取扱金融機関の20年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表しました。

- ② 預貯金者保護法、同法附則及び附帯決議を踏まえ関係各者間で検討を行った結果、業界団体において、盗難通帳やインターネットバンキングによる預金等の不正払戻しが発生した際に、金融機関が無過失の場合でも預金者に過失がないときは、原則、金融機関が被害を補償する旨の申し合わせがなされました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

金融を巡る環境が日々変化している中で、金融実態に対応した利用者保護ルール等が整備され、適切かつ円滑に運用されているかについてフォローアップをし、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような、利用者の信頼度の高い金融システムを整備し続けることが必要です。

②政策の効率性

金融商品取引法の本格施行や多重債務問題改善プログラムへの取組みなど、金融実態に的確に即した利用者の保護ルール等を整備しています。

③政策の有効性

金融商品取引法の適切かつ円滑な施行のためのフォローアップや多重債務者問題への取組みにより、利用者が金融商品・サービスを安心して受けられるような利用者保護ルールの一層の充実が図られました。

振り込め詐欺救済法の成立や、盗難通帳及びインターネットバンキングによる預金等の不正払戻しに対する金融機関の対応の見直し等により、金融関連犯罪の未然防止やその被害者の保護がさらに図られました。

(2) 各重点施策の評価

①投資性の強い金融商品に横断的な利用者保護制度の整備

金融商品取引法令の施行により、利用者保護ルールの一層の充実が図られたものと考えています。

また、施行後一部の金融機関の現場において、本来の法の趣旨と異なる誤解とも言える過剰な対応が行われているとの指摘が見られた他、当局の検査・監督のあり方にその原因があるのではないかとの指摘も見られたことから、質疑応答集の公表によりこうした問題点の解消に努めているところです。

②保険商品の販売・勧誘ルールの充実等

生命保険のセーフティネットについては、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担のあり方や政府補助に係る規定の継続の必要性等について検討を進めていますが、20年度は検討予定期間の最終年度に当たることから、作業の一層

の促進を図っていきます。

③改正貸金業法の適切かつ円滑な施行等

ア. 改正貸金業法について

改正貸金業法の本体施行とそれに伴う関係諸規定が整備されたことで、本体施行から2年半以内に実施される完全施行に向けた貸金業界を巡る制度設計の土台が作られました。これらの「貸し手」への規制強化により新たな多重債務者の発生が抑制され、安心して利用できる貸金市場の構築に寄与するものと考えています。

イ. 多重債務問題改善プログラムについて

「多重債務問題改善プログラム」に定められた各施策について、国や地方自治体をはじめとする関係者による取組みが着実に進められています。これにより、既に多重債務に陥っている方々をはじめとする「借り手」への対策が図られ、上記の「貸し手」への規制強化と併せ、深刻な社会問題となっている多重債務問題の解決につながるものと考えています。

④ 信用分野における消費者信用全体から見た幅広い検討

改正貸金業法の本体施行とそれに伴う関係諸規定が整備されたこと、改正割賦販売法が成立したこと、また、消費者行政の一元化に向けた取組みが進められていること等により、今後、信用分野における消費者信用全体の検討が進み、一層の利用者保護が図られていくものと考えています。

⑤ 違法な経済取引の被害者救済に関する検討

振り込め詐欺救済法が施行されたことにより、凍結された預貯金口座に滞留している被害金の被害者への早期に返還に資するものと考えています。

⑥ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討

各金融機関の取組状況については、20年3月末基準で実施したアンケート調査によると、

ア. ICキャッシュカードについては、19年3月末時点で997金融機関(全体の60.6%)が導入していたのに対し、20年3月末時点では1,171金融機関(全体の72.7%)が導入

イ. 生体認証機能付ICキャッシュカードについては、19年3月末時点で198金融機関(全体の12.0%)が導入していたのに対し、20年3月末時点では269金融機関(全体の16.7%)が導入

しているなど、一定の進展が見られます。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

- ① 19年9月より施行された金融商品取引法、19年12月より段階的に施行されている貸金業法、20年6月より施行された振り込め詐欺救済法について、法律の趣旨・目的が広く理解され、各法律の円滑な運用がなされるよう努める必要があります。
- ② 偽造キャッシュカード等による被害の防止等のための対策の強化・検討については、金融機関における情報セキュリティ対策等の一層の向上や被害者への補償等、預貯金者保護法等の適切な運用が行われるよう指導・監督していく必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

| 要求内容 | 関連する重点施策 | 要求種別 | (参考) 20年度予算額 |
|-----------------------|----------|-------|-----------------|
| 金融商品取引法への対応強化に向けた体制整備 | ① | 機構・定員 | |

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、必要に応じて、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

A

(3) 達成度の判断理由

金融商品取引法や振り込め詐欺救済法の施行、多重債務問題改善プログラムの着実な実施など金融サービスの利用者保護の仕組みの確保のための取組みが着実に進展していることから、Aと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・ 質疑応答集「金融商品取引法の疑問に答えます」（20年2月21日公表）
<http://www.fsa.go.jp/seisaku/18jisseki.html>
- ・ 関係法令等の整備状況

11. 担当課室名

総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度

参事官室、総務企画局企画課保険企画室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、
監督局総務課金融会社室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督
局証券課

事例 2 - 12 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること〔厚生労働省実績評価〕

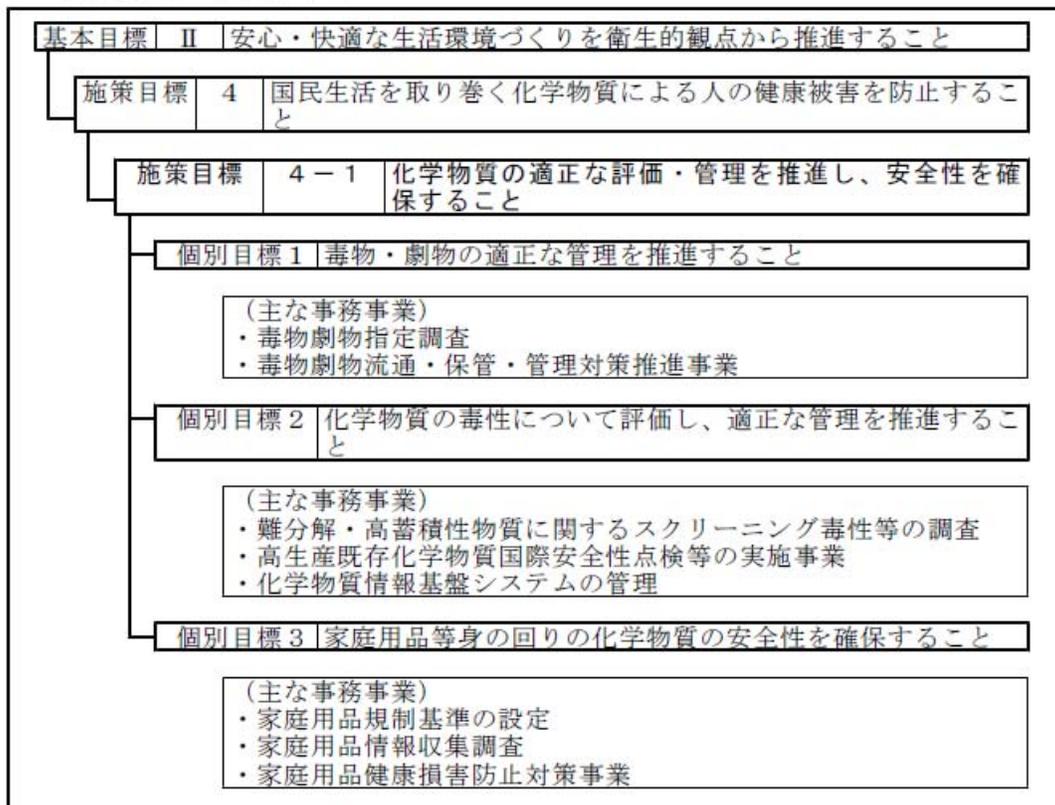
(Ⅱ-4-1)

実績評価書

平成20年8月

| | |
|--------------|------------------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 化学物質の適正な評価・管理を推進し、安全性を確保すること |
|--------------|------------------------------|

1. 政策体系上の位置付け等



| | |
|---|---------------------|
| 施策の概要（目的・根拠法令等） | |
| <p>1 目的等 人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは成育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前に審査する制度を設けるとともに、既存化学物質については、国が中心となって必要な試験等を実施し、これら化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸入等に関し必要な規制を行う。 また、家庭用品に使用される化学物質については、含有量等について規制を設け、健康被害の防止を図る。 その他、急性毒性作用がある物質については毒物又は劇物に指定し、その製造、輸入又は販売について登録を義務づける等の規制を行い、適正な管理を推進する。</p> <p>2 根拠法令等 ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「化審法」という。） ○有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号。以下「家庭用品規制法」という。） ○毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）</p> | |
| 主管部局・課室 | 医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室 |
| 関係部局・課室 | |

2. 現状分析

化学物質は、幅広い産業において基幹的基礎素材として使用され、国民生活においても不可欠であるが、適正な取扱いを行わなければ、人への健康被害や環境への悪影響が発生する恐れがある。

化学物質の安全性に関する情報は、当該化学物質やそれを含有する製品を適切に使用・管理するために必要となる基本的情報であり、化学物質を取り扱う事業者のみならず、最終使用者である一般消費者にとっても必要不可欠な公共的要素の強い情報である。

そのため、製造、輸入、販売等に関し必要な規制を行うとともに、国民や事業者が情報を共有できるデータベースを整備することにより情報を公開し、また、化学物質などの調査、安全性点検及びマニュアルの作成等の各種施策を実施することで、化学物質の安全性を確保することが必要である。

3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|--|---|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| 1 | 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数(単位:件) (一) | 3 【-】 | 3 【-】 | 2 【-】 | 3 【-】 | 2 【-】 |
| 2 | 高生産既存化学物質国際安全性点検件数(単位:件) (化学物質(96物質)の安全性点検の実施/2010年) | 16 【-】 | 20 【-】 | 17 【-】 | 23 【-】 | 集計中 |
| 3 | 家庭用品の安全確保マニュアルの策定件数(単位:件) (概ね2年に一つの割合) | 0 【-】 | 0 【-】 | 1 【-】 | 0 【-】 | 0 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標1、2及び3は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べによるが、指標2の平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年9月に取りまとめ予定である。 【参考】化学物質安全対策室のホームページ <ul style="list-style-type: none"> 家庭用品の安全確保マニュアル http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html | | | | | | |
| ※「高生産既存化学物質国際安全性点検」については、個別目標2の主な事務事業欄参照。 | | | | | | |

施策目標の評価

【有効性の観点】

毒物及び劇物の指定のための調査については、平成19年度において2件行っている。また、平成18年度において実施した当該調査の結果を用いて新たに劇物を指定したことから、施策の有効性が認められる。

化学物質やそれを含有する製品を取り扱う事業者における適正使用・管理のため、審査制定時に製造・輸入していた既存化学物質の安全性点検を行っており、また、世界的に高生産の化学物質については、日本において平成17年から平成22年の間に96物質を点検するという目標に向け、平成19年度の数値は現在集計中であるが、平成17年度及び平成18年度で40物質の安全性点検を行ったところであり、着実に進展している。

家庭用品等身の回りの化学物質については、有害物質が原因であると考えられる健康被害に係る情報の収集を継続して行うとともに、家庭用品に含有される化学物質の理化学試験、毒性試験等、毎年度必要と考えられる安全性等評価を実施している。これらの結果を踏まえ、随時、基準を策定すべきものの有無を検討し、必要と認められる基準を策定することとしている。

既に策定した防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引きについては、改訂の必要性について現在検討しており、今年度を目途とした作成を目指して、本年3月から業界団体等と検討を進めている。

【効率性の観点】

毒物及び劇物の指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に調査を行うことで調査の効率化を図っている。

既存化学物質の安全性点検については、生産量や用途、化学構造と毒性の関係等を考慮の上、優先順位をつけて実施してきている。世界的に高生産量の化学物質の安全性点検については、各国で協力して重複を排除しながら行っており、効率化を図っている。

また、全国の自治体で連携することにより、家庭用品規制法において規定される有害物質を基準以上に含有する製品の流通を効率的に防止し、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大に迅速に対応できるよう努めている。

【総合的な評価】

化学物質の毒性に基づく毒物及び劇物の指定、高生産既存化学物質国際安全性点検、家庭用品に含有される化学物質による健康被害の拡大を未然に防止するための多面的な取組を、それぞれ着実に、かつ効率化を図りながら行っており、化学物質の適正な評価・管理を総合的に推進し、化学物質の安全対策推進に大きく貢献していると評価できる。

4. 個別目標に関する評価

| | | | | | | |
|---|---|---------------|---------------|---------------|---------------|----------|
| 個別目標 1 毒物・劇物の適正な管理を推進すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 アウトプット指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物の指定のための調査件数(単位:件) (-) ※施策目標に係る指標1と同じ | 3 【-】 | 3 【-】 | 2 【-】 | 3 【-】 | 2 【-】 |
| 2 | 毒物・劇物業者等に対する立入検査件数(単位:件) (-) | 43,941 【-】 | 42,527 【-】 | 39,613 【-】 | 36,453 【-】 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) ・指標1は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べによる。 ・指標2は、「衛生行政報告例」(大臣官房統計情報部調べ)によるが、平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年10月に確定値等を公表予定である。 【参考】化学物質安全対策室のホームページ http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/doku/dokuindex.html | | | | | | |
| 個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) 毒物・劇物の適正な管理については、本来登録業者が自己責任で自主的に点検し、改善すべきものであるが、行政側としては限られた人員の中で、事故の発生状況、過去の立入頻度又は違反状況等を考慮し、効率的かつ効果的な立入検査を行っている。 上記の事情を考慮した上で、平成19年度においては立入検査数は現在集計中であるが、法において定められた基準を満たしていない等保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、必要な指導等を行った。 また、個々の化学物質の毒性を考慮し、毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物の指定の追加又は除外の判断を適切に実施するため、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定された特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に毒性試験による調査を行っている。 毒性試験による調査については、経口毒性試験、吸入毒性試験等の複数の試験を行う必要があるため、1物質あたりに要する調査期間が数ヶ月から1年程度であり、また、調査の対象となる化学物質によって調査期間も異なるが、上記の基準により、優先的に調査する必要がある物質を選定した上で効率的に調査を行っている。なお、平成19年度においては、平成18年度に文献による毒性調査を行った化学物質のうち、毒性試験を行う必要があると判断されたものの中から、調査に要する期間を勘案した上で2件の調査を実施した。 同調査の結果は毎年行っている毒物及び劇物の追加又は除外の検討において活用されており、毒物又は劇物に指定されるべき物質の特定及び適正な管理を効果的に推進していると評価できる。 以上の状況を踏まえ、効率的かつ効果的に毒物及び劇物の適正な管理の推進に向けた取組がなされていると評価できる。 | | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | | |
| 事務事業名 : 毒物劇物指定調査 | | | | | | |
| 平成19年度 : 8百万円 | | | | | | |
| 予算額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | | | |
| 実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() | | | | | | |
| 概要 : 毒物劇物に未指定の物質について、各物質の毒性にかかるデータの文献調査や毒性試験を実施する。 | | | | | | |

| | |
|--|---|
| 事務事業名 | 毒物劇物流通・保管・管理対策推進事業 |
| 平成19年度 予 算 額 | 2百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：毒物劇物の取扱施設（所）における設備や管理状況等を把握するためにアンケート調査を実施し、適切な管理を図るための施策を講じるに当たっての基礎資料とする。 | |

| | | | | | | |
|--|--|-----------|-----------|-----------|-----------|-----|
| 個別目標 2 | | | | | | |
| 化学物質の毒性について評価し、適正な管理を推進すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 高生産既存化学物質国際安全性点検件数(単位:件) (化学物質(96物質)の安全性点検の実施/2010年) ※施策目標に係る指標2と同じ。 | 16 【-】 | 20 【-】 | 17 【-】 | 23 【-】 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| ・指標1は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室の調べによるが、平成19年度の数値は現在集計中であり、平成20年9月に取りまとめ予定である。 | | | | | | |
| 個別目標2に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| <p>化審法制定時に製造・輸入していた既存化学物質の安全性点検については、生産量や用途、化学構造と毒性との関係等を考慮の上、優先順位をつけて実施している。また、世界的に高生産量の化学物質については、各国で協力して重複を排除しながらデータを収集しており、日本において平成17年から平成22年の間に96物質を点検するという目標に向け、平成19年度の数値は現在集計中であるが、平成17年度及び18年度で40物質の安全性点検を実施したところであり、着実に進展していると評価できる。</p> <p>また、収集した化学物質の毒性情報を効果的に利用するため、化学物質情報基盤システムを構築して関係省庁間での情報共有及び国民や事業者への情報公開を行うとともに、その管理体制の維持・充実を図っているところであり、化学物質の適正な管理を効果的に推進していると評価できる。</p> <p>以上の状況を踏まえると、効果的かつ効率的に化学物質の評価及び管理が推進されていると評価できる。</p> | | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | | |
| 事務事業名 : 難分解・高蓄積物質に関するスクリーニング毒性等の調査 | | | | | | |
| 平成19年度 76百万円 | | | | | | |
| 予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | | | |
| 実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() | | | | | | |
| 概要 : 第一種及び第二種監視化学物質の指定等に必要毒性調査を実施する。 ※第一種監視化学物質とは、難分解性及び高蓄積性の性状を有する既存化学物質で、人又は高次捕食動物への長期毒性を有するかどうか不明な化学物質である。 ※既存化学物質とは、昭和48年に化審法が公布された際に、現に業として製造又は輸入されていた化学物質である。 ※第二種監視化学物質とは、高蓄積性ではないが、難分解性で、人への長期毒性の疑いを有する化学物質である。 | | | | | | |
| 事務事業名 : 高生産既存化学物質国際安全性点検等の実施事業 | | | | | | |
| 平成19年度 302百万円 | | | | | | |
| 予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() | | | | | | |
| 実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() | | | | | | |
| 概要 : OECDにおいては1か国での生産量が年間1,000トン以上の化学物質について、それらの有害性の初期評価を行うために必要と考えられるデータを加盟国で分担して収集、評価する取組を行っており、2010年までに1,000物質のデータを収集するという目標を立てている。そのうち日本の担当分は96物質であり、これらについて安全性点検(毒性試験)を実施する。 | | | | | | |

| | |
|---------------|---|
| 事務事業名 | 化学物質情報基盤システムの管理 |
| 平成19年度 予算額 | 61百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他() |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他() |
| 概要 | 厚生労働省、経済産業省及び環境省の間で構築した、既存化学物質等に関する毒性等の情報を共有するシステムの運用・管理を実施する。 |

| | | | | | | |
|---|--|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 個別目標3 | | | | | | |
| 家庭用品等身の回りの化学物質の安全性を確保すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 家庭用品の安全確保マニュアルの策定件数(単位:件) (概ね2年に1つの割合) ※施策目標に係る指標3と同じ。 | 0 【-】 | 0 【-】 | 1 【-】 | 0 【-】 | 0 【-】 |
| 2 | 買上げ試験件数(単位:件) (一) | 14,209 【-】 | 12,864 【-】 | 13,091 【-】 | 12,540 【-】 | 12,574 【-】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| ・指標1及び2は、医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室調べによる。 【参考】化学物質安全対策室のホームページ ・家庭用品の安全確保マニュアル http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/manual.html ・自治体による買上げ試験検査 http://www.nihs.go.jp/mhlw/chemical/katei/jichitai.html | | | | | | |
| 個別目標3に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| 国民の健康被害の未然防止の観点から、都道府県等において年間1万件を超える数の買上げ試験検査を継続的に実施しており、既に市場に出回っている家庭用品で、家庭用品規制法により定める基準に違反したものを発見した際には、回収命令等必要な措置を講じて、有害物質を含有する家庭用品が国民の手に渡り、人に健康被害が生じることを防止している。 | | | | | | |
| また、家庭用品等に起因する健康被害の拡大を未然に防止する観点から、経済産業省が所管する消費生活用製品安全法に基づき通知された重大製品事故情報の公表を行うほか、家庭用品等による健康被害病院モニター報告制度により、モニターに協力頂いている病院及び(財)日本中毒情報センターから収集された情報を公表するなど、情報提供を幅広く行っている。 | | | | | | |
| さらに、家庭用品規制法の運用状況及び事故報告などの現状を踏まえ、同法の基準等の改正及び家庭用品の安全確保マニュアルの策定を適宜行うこととしている。 | | | | | | |
| 家庭用品の安全確保マニュアルの策定については、概ね2年に1回との目標を目安として設定しているが、近年は、安全性の確保のためにマニュアルを策定すべき家庭用品は見つかっていないため、平成18年度以降策定していない。なお、既に策定した防水スプレー安全確保マニュアル作成の手引きについては、改訂の必要性について現在検討しており、今年度を目途とした作成を目指して、本年3月から業界団体等と検討を進めている。 | | | | | | |
| このように、未然に健康被害の拡大を防止する取組を進めており、効率的に身の回りの化学物質の安全性を確保していると評価できる。 | | | | | | |
| 以上の状況を踏まえ、家庭用品等身の回りの化学物質の安全対策の推進に係る施策については、有効かつ効率的に実施していると評価できる。 | | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | | |
| 事務事業名 | 家庭用品規制基準の設定 | | | | | |
| 平成19年度 | 49百万円 | | | | | |

| | |
|---|---|
| 予 算 額 | 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：家庭用品に使用されている有害物質の含有量等に関する規制基準の設定に必要な試験検査を行う。 | |
| 事務事業名 | 家庭用品情報収集調査 |
| 平成19年度 | 4百万円 |
| 予 算 額 | 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：家庭用品等による健康被害情報をモニター病院から収集するとともに、評価検討を行い家庭用品安全対策行政の推進を図る。 | |
| 事務事業名 | 家庭用品健康損害防止対策事業 |
| 平成19年度 | 4百万円 |
| 予 算 額 | 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：家庭用品による健康被害の未然防止対策として、事業者自らによる安全確保レベルのより一層の向上を支援するため、家庭用品の商品群ごとに健康被害の発生状況、その原因究明への取組などを網羅した「安全確保マニュアル作成の手引き」を策定する。 | |

5. 評価結果の分類

| | |
|--|--|
| 1 施策目標に係る指標の目標達成率 | |
| 指標 1 | 目標達成率 ー% |
| 指標 2 | 目標達成率 ー% |
| 指標 3 | 目標達成率 ー% |
| (目標達成率を算定できない場合、その理由) | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・指標 1 は、国内に流通する化学物質は、既存のものだけでも約 2 万種類あり、かつ、新規に届出のある化学物質も含めるとその数は年々増加している（※化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づく新規化学物質の届出件数は平成 19 年度においては約 600 件である）。さらに、個々の化学物質の毒性は、化学式若しくは構造式又は融点・沸点その他の物理的性状等から、一律に予測することは困難である。このような理由から、毒物及び劇物取締法に基づく毒物及び劇物指定のための調査については、危険物の安全輸送を確保するために国際統一要件として国連が定めている国連危険物輸送勧告において毒物類若しくは腐食性物質に指定されており、特に毒性を有する可能性が高いと見込まれる化学物質、又はその毒性が社会的に問題視された化学物質の中から優先的に実施する必要がある、物質によって調査に要する時間も異なることから、あらかじめその調査件数について達成水準を設定することは困難であるため。 ・指標 2 は、目標の達成水準を平成 22 年度としているため。 ・指標 3 は、家庭用品の安全確保マニュアル作成の手引きの作成は、一般消費者に広く使用されている家庭用品のうち、過去に発生した事故を踏まえ、安全性の確保が必要と考えられるようなものについて適宜行っているものであり、概ね 2 年に 1 回という目安を設定しているに過ぎず、明確な達成水準を設定することは困難であるため。 | |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性 | |
| i | 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） |
| ii | 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか 1 つに○） |
| | (イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 |
| | (ロ) <input checked="" type="radio"/> 見直しを行わず引き続き実施 |
| | (ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 |
| iii | 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） |
| (理由) | |
| 化学物質等の適正な評価・管理を推進するとともに、広く国民や事業者へ情報提供を行うなど、引き続き安全性を確保するため。 | |
| 3 施策目標等に係る指標の見直し（該当するものすべてに○） | |
| (施策目標に係る指標) | |
| i | 指標の変更を検討 |
| ii | 達成水準又は達成時期の見直しを検討 |
| (個別目標に係る指標) | |
| i | 指標の変更を検討 |
| ii | 達成水準又は達成時期の見直しを検討 |
| (理由) | |

6. 特記事項

| |
|--|
| ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等） |
| ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 15 年 4 月 17 日、第 156 回国会参議院経済産業委員会） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「既存化学物質の安全性点検については、国際的な役割分担による有害性評価を促進するとともに、官民の連携による有害性評価の計画的推進を図ること。」 ・「化学物質に関する情報を積極的に公開し、化学物質に関する情報を市民や関係者が広く共有できる体系的なデータベースを整備するとともに、リスクコミュニケーションの推進を図ること。」 |
| ○化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 15 年 5 月 21 日、第 156 回国会衆議院経済産業委員会） |
| <ul style="list-style-type: none"> ・「政府部内の連携及び制度間の連携により、より効果的かつ効率的な化学物質対 |

策の実施に努めること。また、国際的な化学物質対策の強化に積極的に貢献すること」

②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

○農薬の使用、管理等に関する行政評価・監視結果に基づく通知（平成15年2月）
・「毒劇物取締法所管部局は、立入検査の実効性を確保するため、改善報告の徴収等を確実に行うこと。」

これについては、平成15年2月28日付け医薬化発第0228004号「毒物劇物の適正な保管管理等について」等で措置済みであり、改善報告の徴収等を確実に行うよう都道府県等に指導するとともに、違反の改善状況について、毎年集計を行っている。

○化学物質の排出の把握及び管理に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成17年5月）

・「未届出事業者については、未届出事業者については、都道府県等に対し、前年度の届出状況並びにダイオキシン類特措法等他法令に基づく届出台帳及び都道府県の商工労働関係部局が発行する地域の企業要覧等を活用することなどにより、その把握に努め、これらの事業者へ届出を励行させるよう、必要な助言を行うこと。」

・「事業者団体未加入者を含む届出対象事業者に対する排出量等届出制度の周知啓発については、これまでの取組状況や未届出等の理由を踏まえ、届出が着実かつ正確に行われるよう、効果的に実施すること。」

厚生労働省としては適切な措置を既に講じたところである。また、平成19年8月の改善措置状況についての照会に対する回答を提出したところである。

④会計検査院による指摘
なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。

○横断的な政策課題

政策目標 1 1

ICTの利活用及び技術研究開発の推進

施策目標 4 3

技術研究開発を推進する

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に管理することが重要であり、この観点から業績指標を設定している。

業績指標

| | |
|-------|------------------------|
| 2 1 1 | 年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合 |
|-------|------------------------|

【評価結果の概要】

（総合的評価）

業績指標の実績値は、施策目標の達成に向けて着実な成果を示している。

今後とも、技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、着実な施策の実施が必要である。

（必要性）

天然資源の少ない我が国においては、技術力は国力の源泉であり、グローバルな大競争時代を迎えた世界の中で我が国が重要な地位を占めるためには、今後とも技術研究開発を積極的に推進していく必要がある。

（有効性）

目指すべき社会の実現にあたっては、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進することが有効である。

（効率性）

幅広い分野にわたる技術研究開発を効率的に実施し、成果を社会に還元するためには、産学官が各々の特性を活かしつつ、有機的な連携を進めるとともに、研究開発の目的・内容・規模等に応じた研究開発体制を構築し、中長期的な研究達成目標などを見据え、推進施策と一体となったマネジメントを実施することが必要である。

（反映の方向性）

国土交通省技術基本計画（平成20年4月策定）に基づき、技術研究開発の特性に応じた施策を展開する。

業績指標 2 1 1

年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合

評価

| | |
|-----|--|
| A-2 | 目標値： 80% (平成19年度以降毎年度) 実績値： 100% (平成19年度) 初期値： - |
|-----|--|

(指標の定義)

当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合

(目標設定の考え方・根拠)

技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に管理することが重要である。この観点から、当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度計画通りに進捗した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成19年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。

(外部要因)

- ・設備の故障等の不可抗力
- ・資機材の入手難等

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決(重点)】

なし

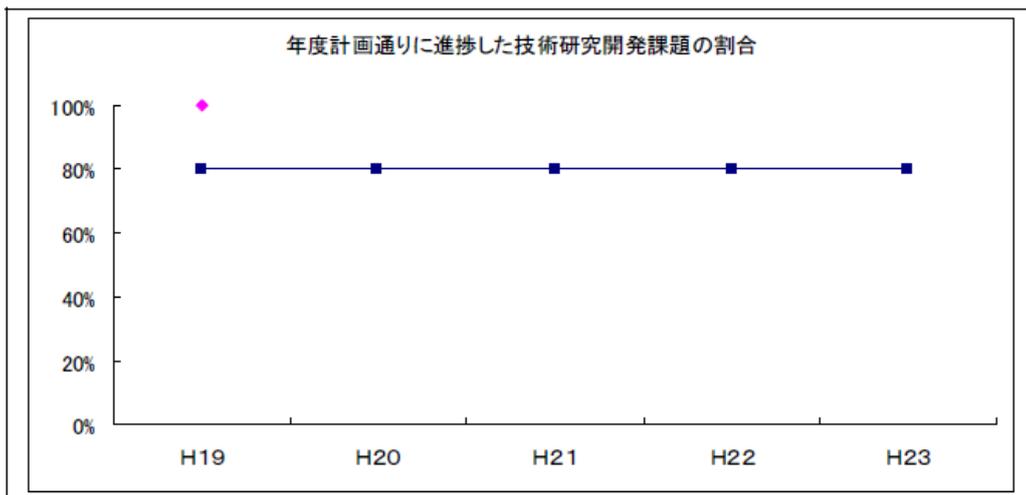
【本部決定】

なし

【政府・与党申合】

なし

| 過去の実績値 | | | | (年度) |
|--------|--|--|--|------|
| H19 | | | | |
| 100% | | | | |



事務事業の概要

主な事務事業の概要

技術研究開発の推進に必要な経費 予算額 1,505百万円 (平成19年度)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調」

平成19年度については目標値を達成している。

(事務事業の実施状況)

目指すべき社会の実現のため、様々な要素技術をすり合わせ・統合し、高度化することにより、社会的な重要課題を解決し、国民の暮らしへ還元する科学技術を推進している。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標については、平成19年度の目標値を達成しているため、A-2と評価した。今後とも引き続き技術研究開発を推進していく。

平成20年度以降における新規の取組

平成20年4月に策定した国土交通省技術基本計画に基づき、国土交通分野の技術研究開発を推進する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：大臣官房技術調査課（課長 前川 秀和）

総合政策局技術安全課（課長 安藤 昇）

関係課：鉄道局技術企画課技術開発室（室長 潮崎 俊也）

海事局総務課（参事官（技術） 今出 秀則）

海事局安全環境政策課（課長 坂下 広朗）

海事局船舶産業課（課長 瀬部 充一）

海事局安全基準課（課長 秋田 務）

国土技術政策総合研究所企画部研究評価・推進課（課長 岸田 里佳子）

国土地理院企画部（研究企画官 下山 泰志）

○横断的な政策課題

政策目標 1 2

国際協力、連携等の推進

施策目標 4 5

国際協力、連携等を推進する

国際会議、国際セミナー、研修、調査等の機会を通じ、我が国企業の国際展開、国際交流理解及び交流の増進を図るとともに、開発途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自立的発展を促進するための連携・協力・支援を推進し、我が国の国際競争力強化につながる戦略的外交を推進する。特に、政府開発援助（ODA）の効果的・効率的な実施を図るためには、被援助国のニーズの把握に資する国際交流や調査を着実に実施していく。

業績指標

| | |
|-------|---------------------------|
| 2 1 4 | 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数 |
|-------|---------------------------|

【評価結果の概要】

（総合的評価）

業績指標の実績値は目標値には達しておらずB-2と評価したが、実施した取組については、相手国の交通分野・社会資本分野への貢献だけでなく、日常生活や経済活動等に大きく貢献していることから、今後も相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえ、我が国の優れた技術・経験を活用した国際協力の取組を積極的に推進し、環境やセキュリティ等の地球規模の課題への対応を行う。

（必要性）

国際会議、国際セミナー、研修、調査等の機会を通じ、我が国企業の国際展開、国際交流理解及び交流の増進を図るとともに、開発途上国における社会基盤の整備・交通政策の展開等による自立的発展を促進するための連携・協力・支援を推進し、我が国の国際競争力強化につながる戦略的外交を推進する必要がある。特に、政府開発援助（ODA）の効果的・効率的な実施を図るためには、被援助国のニーズの把握に資する国際交流や調査を着実に実施していく必要がある。

（有効性）

国際交流・人材育成の推進、我が国からの技術移転等が効果的に行われるよう、支援・協力の対象・内容・手段等の有効性を精査しつつ、被援助国だけではなく国内関係省庁や関係機関との連携・調整等を図りながら、引き続き取り組んでいくことが必要である。

（効率性）

国際セミナー・研修等の実施体制について、内容の質を確保しつつ、より効率的な実施に努めているところ。

（反映の方向性）

これまで実施している国際交流や調査を効率的に実施するとともに、昨今の大きな課題となっている地球環境問題やセキュリティ等の課題に適切に対応するため、関係機関等との連携・調整等を図りながら被援助国のニーズを的確に把握し、我が国の国際競争力の強化、戦略的な国際協力・連携等の推進を図る。

業績指標 214

国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数

評価

| | |
|-----|--|
| B-2 | 目標値：124件（平成19年度） 実績値：117件（平成19年度） 初期値：116件（平成18年度） |
|-----|--|

(指標の定義)

国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数

(目標設定の考え方・根拠)

国際協力・連携等を推進するために行う国際会議、国際セミナー、研修、調査等の件数について目標値を設定し、比較・評価する。

(外部要因)

国際協力、連携の実施においては、相手国の対応や事情の変化に大きく左右される。

(他の関係主体)

補助事業者（事業主体）

(重要政策)**【施政方針】**

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

【本部決定】

なし

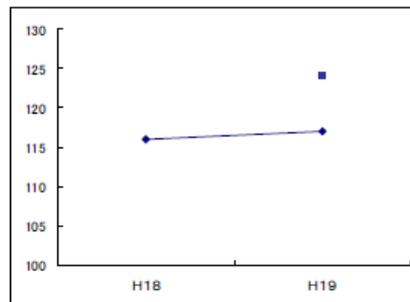
【政府・与党申合】

なし

過去の実績値

(年度)

| H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| — | — | — | 116 | 117 |

**事務事業の概要****主な事務事業の概要****(国際建設室)**

○重点的建設援助推進事業等：途上国政府から今後要請を予定しているODAプロジェクトを対象に、途上国政府に対して、技術的、専門的観点からプロジェクト形成を支援する等。 予算額約3億円（平成19年度）

(国際企画室・国際業務室)

○自動車基準・認証制度国際調和推進支援事業：途上国における安全・環境問題に関する施策の促進を図るため、自動車の環境等に関する基準・認証制度の整備・運用に関する研修を実施する。

○交通セキュリティ体制構築支援事業（港湾分野）：各国と協力して交通分野のセキュリティ強化を図るため、途上国を対象とした港湾セキュリティに関する国際会議を開催する。

○海賊対策に係る国際協力：船舶の安全確保を図るため、海賊多発地域の沿岸国等に対し、セミナーを開催し、海賊対策能力の向上を支援する。

○密輸・密航取締強化支援事業：途上国における取締体制を調査し、密輸・密航に係る海上取締機関の機能強化を支援する。 予算額 約4億円（平成19年度）

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

未達成（相手国の事情等の影響により、中止・変更した事業があったことなどから、目標値の達成に至っていない。）

(事務事業の実施状況)

複数の事務事業を取りまとめて実施するなど効率的に実施した。

また、国際協力・連携の実施に当たり、援助方針策定事業など、相手国のニーズを的確に把握し、我が国の技術移転や支援に結びつけるための取組を実施した。

課題の特定と今後の取組の方向性

業績指標の実績値は目標値には達していないが、実施した取組については相手国の交通分野・社会資本分野への貢献だけではなく、日常生活や経済活動等に大きく貢献していることから、B-2と評価した。今後も相手国のニーズや国際的な諸情勢を踏まえ、我が国の優れた技術・経験を活用した国際協力の取組を積極的に推進し、新たに設定した目標値（平成23年度121件）の達成に向けて、環境やセキュリティ等の地球規模の課題への対応を行ってまいりたい。

平成20年度以降における新規の取組

地球環境問題に適切に対応するため、「交通分野における地球環境・エネルギーに関する大臣会合」を開催し、交通分野における温室効果ガス及び大気汚染の削減に係る国際連携を強化する。また、我が国の優れた建設環境技術の普及により地球規模の気候変動問題へ対処するため、ハイレベル会合を実施し国際協力・連携を強化する。

担当課等（担当課長名等）

担当課：総合政策局国際建設推進室（国際建設管理官 名波 義昭）

総合政策局国際業務室（参事官 河野 春彦）

関係課：総合政策局国際企画室（参事官 志村 格）

事例 2 - 15 取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組の強化〔金融庁実績評価〕

政策Ⅱ-3-(1)-②

取引の公正の確保等に向けた市場関係者の取組みの強化

1. 達成目標等

| | |
|----------------|--|
| 達成すべき目標 | 市場関係者の取組みが強化されることにより、取引の公正を確保すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 国民経済の適切な運営及び投資者の保護に資するため、自主規制機関及び証券会社等の市場関係者の取組みが強化され、取引の公正が確保される必要がある。 【根拠】金融商品取引法第 1 条、証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理（平成 18 年 6 月 30 日公表）等 |
| 測定指標 | 証券取引に関する苦情・相談の内容・件数 |

2. 平成 19 年度重点施策等

| | |
|-----------|--|
| 19 年度重点施策 | ①証券取引所の機能強化に向けた取組み ②自主規制機関との適切な連携等 |
| 参考指標 | ①取引所規則等の検討・実施状況 ②監督指針の整備状況 ③自主規制機関の取組み状況 |

3. 政策の概要

証券取引所は、我が国金融・資本市場ひいては経済全体の重要なインフラの一つである有価証券市場の開設者として、市場の公正性・透明性を確保するよう努めることが求められています。そのためには、規制当局自身の取組みのみならず、証券取引所の持つ自主規制機能が適正に発揮されることが必要です。

また、市場仲介者としての証券会社の業務の信頼性を向上させ、市場の公正性・透明性を確保する観点から、証券会社の市場仲介者としての機能等が発揮されることが必要です。

4. 現状分析及び外部要因

一部の上場会社による証券市場の公正性・透明性を損なう事案が発生したことを契機に、通常の規模を大幅に超えた株式分割など、実施方法やタイミングによっては市場の混乱を招きかねない行為に注目が集まりました。このような行為への対応等も含め、証券会社の上場制度のあり方を全般にわたって見直すため、東京証券取引所（以下、「東証」という。）は、投資者保護及び市場機能の適切な発揮の観点から、平成 19 年 4 月 24 日に策定・公表した「上場制度総合整備プログラム 2007」に基づいて上場制度の整備を行いました。

また、金融庁においては、19年12月に「金融・資本市場競争力強化プラン」を公表し、東証の上場制度整備懇談会において検討されている、取引所における自主規制機能の強化に向けた取組みを引き続き推進しています。

また、昨今の投資家による不公正取引や発行体による不正行為の中には、証券会社が市場仲介者としてのチェック機能を適切に発揮していれば防げたのではないかとと思われる事例も指摘されています。

5. 事務運営についての報告

(1) 証券取引所の機能強化に向けた取組み

東証においては、「上場制度総合整備プログラム 2007」を踏まえた上場制度の整備に向けた検討を進め、直ちに実施する事項として整理された項目を中心として、株主・投資者の保護及び市場運営の適切な発揮の観点から、企業行動に適切な対応を求める事項を「企業行動規範」として定めるなどの東証関係規則を改正し、証券取引所の機能強化に向けた取組みがなされました。なお、東証の実施した規則改正のうち、他の証券取引所にも共通するような項目については、他の証券取引所においても、同様の規則改正がなされています。

さらに、上場会社の一部には、株主の権利を侵害しかねないような企業行動をとるケースも見られるなど、証券市場の公正性・透明性を損なう事案が発生しています。このような行為への対応等も含め、東証は、コーポレート・ガバナンスに関する施策を最重点課題とした「2008年度上場制度整備の対応について」（20年5月27日）を策定・公表しました。この中では、「上場制度総合整備プログラム 2007」からの検討継続事項についても引き続き取り組むこととしています。

(2) 自主規制機関との適切な連携等

日本証券業協会（以下、「日証協」という。）では、18年6月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が策定・公表した論点整理を踏まえ、協会規則の改正を行うなど、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた各種の取組みを実施しています。

また、金融庁においても、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」中に「証券会社等の市場仲介機能等の適切な発揮」に関する規定を整備するなど、必要な対応を行っています。

なお、日本証券業協会では野村証券元社員のインサイダー取引嫌疑事件の発生を受けて、「内部者取引防止に関する内部管理態勢等検討ワーキング」を設置し再発防止策について検討を行い、20年5月、以下のとおり今後の検討項目及び検討の方向性を取りまとめ公表しています。

- ①協会員における法人関係情報の管理態勢（新たに自主規制規則を定め、法人関係情報の管理に関する社内ルールを整備させる方向で検討。）
- ②協会員の役職員による株式取引のあり方（証券会社の役職員の情報を内部者情報シス

テムのデータベースに登録し、役職員の売買をチェックする方向で検討。)

- ③インサイダー取引防止のための協会員における売買管理・内部管理態勢のあり方（新たに自主規制規則を定め、インサイダー取引についての売買審査基準を定めるとともに、疑わしい取引を把握した場合には、市場監視機関に報告する方向で検討。）
- ④協会員の役職員の倫理意識の向上（倫理意識の向上に向けた教育、研修の実施を求めていく。）
- ⑤違反者に対する処分の厳格化（不都合行為者としての取扱期間を現行の5年から延長する方向で検討。また、インサイダー取引にかかる刑罰の厳罰化を求めていく。）

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

市場の公正性・透明性を確保するためには、証券取引所の持つ自主規制機能や証券会社の市場仲介者としての機能等が適正に発揮される必要があり、関係者の取組みが必要です。

②政策の効率性

市場における公正性・透明性を確保するためには、規制当局の取組みのみならず、取引所や市場仲介者など、市場の関係者全体で取組みを進める必要があります。このため、証券取引所の機能強化に向けた東証関係規則が改正されたほか、証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適切な発揮に向けた取組みが日証協で行われるなど、市場における公正性・透明性を確保するための市場関係者の取組みの強化が円滑に進みました。

③政策の有効性

証券取引所や日証協が各諸規則を改正等するなどの市場関係者の取組みの強化は、市場の公正性・透明性の向上に資するものと考えています。

(2) 各重点施策の評価

①証券取引所の機能強化に向けた取組み

株主・投資者の保護及び市場運営の適切な発揮の観点から、企業行動に適切な対応を求める等の取引所関係規則の改正によって、取引所における取引の公正の確保が期待されます。

②自主規制機関との適切な連携等

引受け等の審査の強化、誤発注が発生した場合の約定取消しのルール化、及び証券会社の自己規律維持のための規範となる倫理コードの保有の義務化を図るなどといった日証協や証券取引所の諸規則改正等は、18年6月に「証券会社の市場仲介機能等に

関する懇談会」が策定・公表した論点整理の目標である「証券会社の市場仲介機能等の充実・強化」に沿ったものであり、当局と自主規制機関との適切な連携が図られていると考えています。

(参考) 金融サービス利用者相談室における投資商品・証券市場制度等に関する相談等の受付件数は、18事務年度 10,342 件、19 事務年度 12,769 件となっています。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①証券取引所の機能強化に向けた取組み

証券取引所の機能強化に向けて、東証においては、「2008 年度上場制度整備の対応について」に沿って、引き続き、上場制度の整備を行っていく必要があります。

②自主規制機関との適切な連携等

18 年 6 月に「証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会」が策定・公表した論点整理により提示された論点への対応は一定程度進んでいますが、まだ検討・対応を終わっていない継続課題等について、速やかに検討・対応を行う必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

なし。

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善等を行う必要があります。

(2) 19 年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

取引所関係規則や日証協の規則の改正など、市場の公正性・透明性の向上に向けた市場関係者の取組みが進展していますが、今後もさらに取組みを進めて行く必要があることから、Bと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・東証「上場制度総合整備プログラム 2007」（19年4月24日公表）
<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/2007program.pdf>
- ・東証「2008年度上場制度整備の対応について」（20年5月27日公表）
<http://www.tse.or.jp/rules/seibi/index.html>
- ・証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会論点整理（18年6月30日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/mdth_kon/20060630.html
- ・証券会社の市場仲介機能等の充実・強化及び適正な発揮に向けた本協会の対応状況（20年4月15日公表）
<http://www.jsda.or.jp/html/houkokusyo/jyoukyou200804.html>

11. 担当課室名

総務企画局市場課、監督局証券課

事例 2 - 16 我が国金融・資本市場の国際化への対応〔金融庁実績評価〕

政策Ⅲ - 1 - (3) - ①

我が国金融・資本市場の国際化への対応

1. 達成目標等

| | |
|----------------|---|
| 達成すべき目標 | 我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力を向上し、アジア及び世界における国際金融拠点の一つとして機能すること 【達成年次】毎年度 |
| 目標設定の考え方及びその根拠 | 今後の我が国経済の持続的成長のためには、我が国の金融資産の有効活用とともに、高付加価値を生み出す金融サービス業が経済における中核的役割を果たす必要がある。グローバルな市場間競争が激しさを増すなかで、我が国金融・資本市場の国際競争力強化に向けた改革の一層の進展を図り、内外の市場参加者にとって、より有利な運用機会あるいは資金調達機能を提供し、また、海外からの運用資金や外国企業を取り込むことで、我が国および世界とりわけアジアの成長にも貢献することが期待される。 【根拠】金融担当大臣所信表明演説（平成 19 年通常国会）、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ中間論点整理（第 1 次）」（平成 19 年 6 月 13 日公表） |
| 測定指標 | <ul style="list-style-type: none"> ・「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 ・世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース） ・各国取引所の時価総額比較 ・対外・対内証券投資額 ・各国取引所における内外の上場企業数の推移 |

2. 平成 19 年度重点施策等

| | |
|-----------|--|
| 19 年度重点施策 | <ul style="list-style-type: none"> ①我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討 ②アジア地域成長への貢献に向けた現状把握等 |
| 参考指標 | <ul style="list-style-type: none"> ①「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の開催・検討状況等 ①世界の金融・資本市場に占める日本のシェア（時価総額ベース） ①各国取引所の時価総額比較 ①対外・対内証券投資額 ①各国取引所における内外の上場企業数の推移 ②高度金融人材の育成に関する検討状況（再掲） ②協議等の実施状況 |

3. 政策の概要

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくことが求められています。また、国際的な市場間競争が一層激化する中で、我が国金融・資本市場が内外の利用者のニーズに応え、その役割を十分に果たしていくためには、我が国市場の競争力を強化し、その魅力を向上させていくことが喫緊の課題となっています。

こうしたことから、内外から資金・情報・人材が幅広く集積する、魅力ある質の高い金融・資本市場の構築に向けた取組みを進めていく必要があります。

アジアの金融・資本市場の健全な発展は、我が国を含めたアジア経済の安定的な成長にとって不可欠であり、アジアの金融拠点としての我が国金融・資本市場および金融機関がより大きな役割を果たしていくことが求められています。これを踏まえ、アジア各国の金融監督当局との情報交換・連携の強化等の取組みを進めていく必要があります。

【参考】関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項（抜粋） |
|-----------------|------------|---|
| 第169回国会施政方針演説 | 平成20年1月18日 | 日本の金融・資本市場の国際競争力を一層高め、世界の中で中核的な金融センターとなることを目指します。 |
| 経済財政改革の基本方針2007 | 平成19年6月19日 | 「金融・資本市場競争力強化プラン」を平成19年内を目途に金融庁が取りまとめ、政府一体として推進する。その際、以下の施策については特に重点的に取り組む。 |

4. 現状分析及び外部要因

金融庁としては、これまでも我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて、金融システム改革をはじめ、「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月公表）の着実な実施や、19年9月末の「金融商品取引法」の円滑な施行に取り組んできたところです。

このような中、我が国金融・資本市場について、経済規模や株式時価総額により比較した場合、日本と全世界合計の対比では概ね横ばいに推移しており、競争力強化に向けた一層の取組みが必要です。

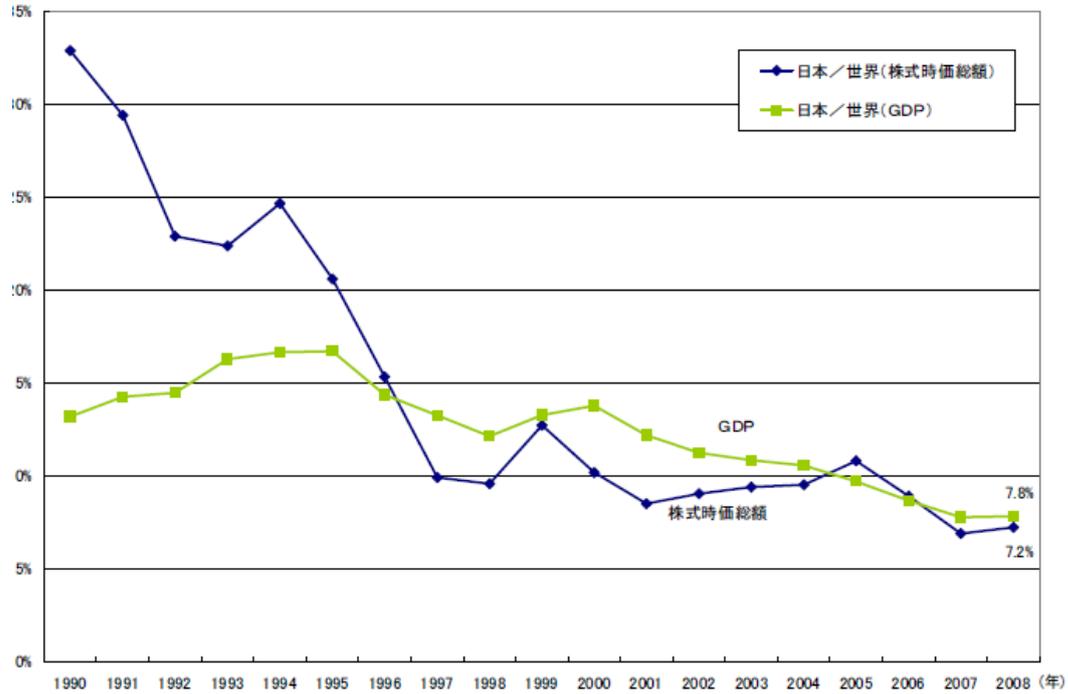
また、主要な証券取引所における上場企業の時価総額については、株価動向等に影響される面があるものの、東京証券取引所はニューヨーク証券取引所に次いで2番目の地位を占めていますが、近年、国際的な市場間競争は一層激しさを増しており、この17年間における主な取引所の時価総額を比較すると、米国が6.5倍、ヨーロッパが9.2倍となっており、加えてアジアの証券取引所が急成長しています。

対外・対内証券投資額を見ると、対内証券投資額から対外証券投資額を差し引いた我が

国への資本の流出入の状況は、2007年は12.0兆円（対前年比▲0.5兆円、▲4.1%）となっており、前年と比較すると、概ね横ばいとなっています。

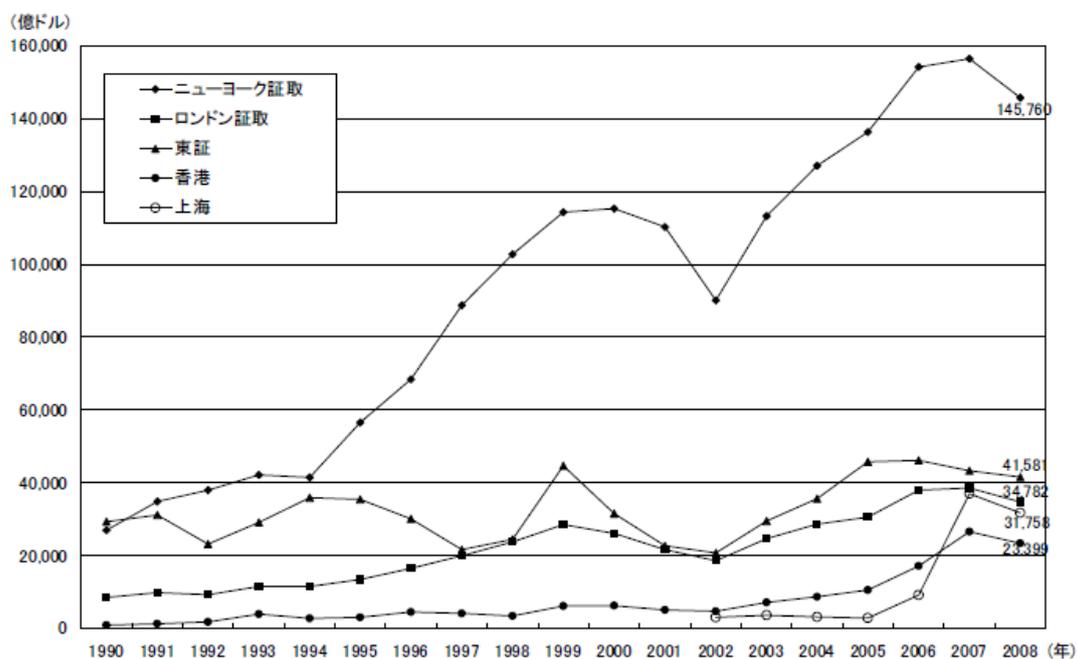
また、株式市場の上場企業の国籍別の構成比を見ると、外国企業の構成割合は、ニューヨーク証券取引所では18.3%、ロンドン証券取引所で21.7%であるのに対し、我が国の東京証券取引所では1%でしかなく、国際性に欠けるとの指摘があります。

【資料1 世界の金融・資本市場における日本のシェア（時価総額ベース）】



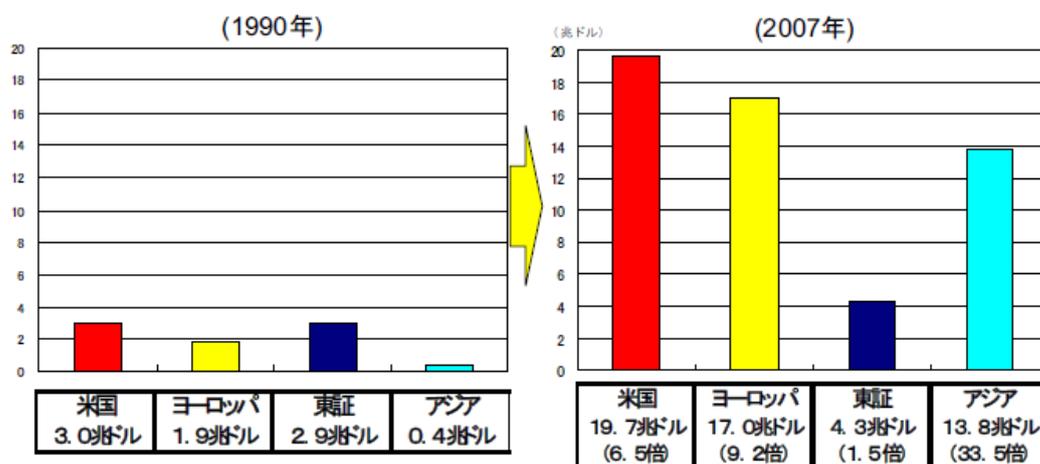
(出所) World Federation of Exchanges, IMF「World Economic and Financial Surveys」
 (注) 2008年については、株式時価総額は2月末の数値、GDPは予測値による。

【資料 2-1 各国取引所の時価総額比較】



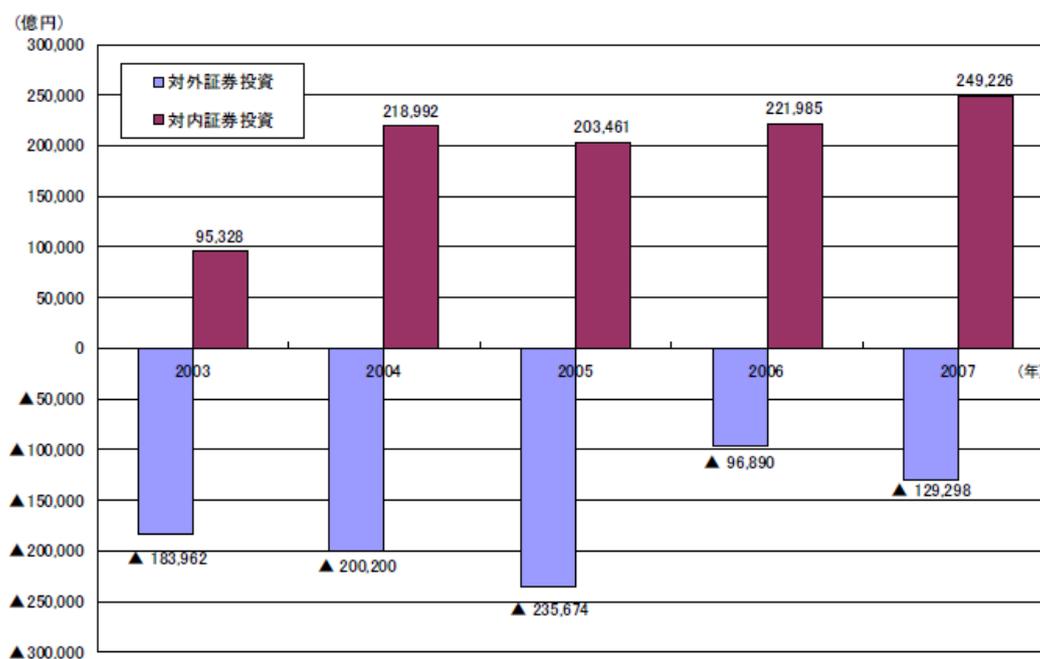
(出所) World Federation of Exchanges
 (注) 2008年は2月末の数値。

【資料 2-2 世界の取引所の上場企業時価総額比較】



(出所) World Federation of Exchanges
 (注1) 1990年、2007年ともに、12月末のデータ。
 (注2) 米国は2取引所 (NYSEとNASDAQ) の合計。なお、各取引所の上場企業時価総額に占める内訳は、1990年 (NYSE: 2.7兆ドル、NASDAQ: 0.3兆ドル)、2007年 (NYSE: 15.7兆ドル、NASDAQ: 4.0兆ドル)
 (注2) ヨーロッパは17取引所 (ロンドン、ユーロネクスト、フランクフルト、マドリード、スイス、OMX、ミラノ、オスロ、アテネ、ウィーン、ワルシャワ、ルクセンブルグ、ブダペスト、キプロス、アイルランド、スロベニア、マルタ) の合計。
 (注3) アジアは13取引所 (香港、上海、韓国、ボンベイ、NSE、台湾、シンガポール、マレーシア、シンセン、タイ、ジャカルタ、フィリピン、コロンボ) の合計。

【資料3 対外・対内証券投資額】



(出所) 財務省「国際収支状況」

(注) 平成 17 年 1 月より、証券売買の計上時点を、決済時点から約定時点に変更したため、平成 17 年以降の計数とは厳密には連続しない。

【資料4 各国取引所における内外の上場企業数の推移】

| | 1997 年末 | 2002 年末 | 2007 年末 |
|-------------|---------------|---------------|---------------|
| 東京証券取引所 | 1,865 社 | 2,153 社 | 2,414 社 |
| うち外国企業 | 60 社 (3.2%) | 35 社 (1.6%) | 25 社 (1.0%) |
| ニューヨーク証券取引所 | 2,626 社 | 2,366 社 | 2,297 社 |
| うち外国企業 | 355 社 (13.5%) | 472 社 (19.9%) | 421 社 (18.3%) |
| ロンドン証券取引所 | 2,513 社 | 2,824 社 | 3,307 社 |
| うち外国企業 | 467 社 (18.6%) | 382 社 (16.8%) | 719 社 (21.7%) |

(出所) World Federation of Exchanges

5. 事務運営についての報告

(1) 我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組み

① 「金融・資本競争力強化プラン」の策定

「経済財政改革の基本方針 2007」(平成 19 年 6 月 19 日閣議決定)において、我が

国金融・資本市場の競争力強化を図るため、「金融・資本市場競争力強化プラン」を年内を目途に金融庁が取りまとめることとされました。

このため、「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において取りまとめられた「中間論点整理」（19年6月13日公表）における指摘等を踏まえ、金融審議会金融分科会第一部会では、制度面からの検討を行うため、19年10月3日より全9回にわたり審議を行いました。なお、課徴金制度の見直しについては、当部会の下に「法制ワーキング・グループ」を設置し、全5回にわたり専門的な観点から検討を行いました。この他、銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等については、金融審議会金融分科会第二部会において、全3回にわたり審議を行いました。

金融庁では、これらの審議会における検討結果等を踏まえ、我が国市場の魅力をより向上させる包括的な政策パッケージとして、19年12月21日に「金融・資本市場競争力強化プラン（以下、「市場強化プラン」という。）」を公表しました。

市場強化プランは、以下の4つの柱から構成されています。

- ・信頼と活力のある市場の構築
- ・金融サービス業の活力と競争を促すビジネス環境の整備
- ・より良い規制環境（ペター・レギュレーション）の実現
- ・市場をめぐる周辺環境の整備

②市場強化プランを踏まえた法改正

市場強化プランに盛り込まれたもののうち法律事項について、20年3月に以下のような施策を含む関連法案を通常国会に提出し、同年6月6日に「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立しました（同年6月13日に公布、公布日より6月以内で政令で定める日より施行予定（ファイアーウォール規制については、公布日より1年以内で政令で定める日より施行予定））。

- ・現行開示規制が免除された、取引所による自主的な情報提供ルールに基づくプロ投資家限定の新市場の創設
- ・ETF（上場投資信託）の多様化（商品先物等を投資対象とするETFの解禁）
- ・課徴金の金額水準の引上げ、対象範囲の拡大等
- ・銀行・証券・保険間のファイアーウォール規制の見直し
- ・銀行グループ等の業務範囲の拡大（排出量取引、商品現物取引等）

③法改正以外に係る事項

市場強化プランには、法改正に係る事項以外のもも多く含まれており、例えば以下のような事項について、着実に取組みを進めています。

- ・英文開示の対象の外国会社が発行するすべての有価証券の拡大
- ・ETFの多様化（株式以外の有価証券を投資対象とするETFの解禁等）に関する政府令案の公表
- ・海外のファンドマネジャーを我が国市場に誘致するためのPE（恒久的施設）リ

スクの排除

・関係者との対話を通じたプリンシプルの共有

(2) アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化

近年、経済・金融面での関係が深化している中国の金融監督当局との対話の強化に取り組み、第1回定期協議を開始（20年1月）したほか、東京証券取引所北京事務所の開設と開設記念式典出席のための金融担当大臣訪中（20年2月）等を通じて金融監督当局間の連携強化に取り組みました。

また、日・マレーシア（19年9月）、日・シンガポール（20年4月）などの二国間協議を実施しました。

さらに、中国の成都で開催された第3回日中韓金融監督協力セミナー（20年3月）に出席し、日・中・韓の金融監督当局の実務レベルと研究機関が3カ国に共通する金融監督上の課題について意見交換を行いました。

(3) 「アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察」研究会の開催

金融庁内に有識者からなる研究会（「アジアの資本市場育成と消費者保護制度に関する法的考察」研究会）を設けるとともに、日本貿易振興機構アジア経済研究所に海外調査を含めて委託し、19年10月から20年1月まで5回、研究会を開催し、アジアにおける資本市場育成と消費者保護制度について、法的観点から報告書を取りまとめました。

(4) 金融専門人材の育成・確保に向けた検討状況

我が国金融システムの競争力強化に向けた市場周辺環境の整備として、我が国金融システムを担う専門人材に必要とされる知識及び資質についての幅広い検討を行うため、金融庁金融研究研修センターにおいて「金融専門人材に関する研究会」を19年11月以降6回開催するとともに、「金融専門人材について（基本的なコンセプト）」を20年4月30日に公表し、意見募集を実施しました。

6. 評価結果

(1) 評価結果の概要

①政策の必要性

少子高齢化が進展する中で、我が国経済が今後も持続的に成長するためには、我が国金融・資本市場において、1,500兆円に及ぶ家計部門の金融資産に適切な投資機会を提供するとともに、内外の企業等に成長資金の供給を適切に行っていくため、我が国金融・資本市場の競争力強化が必要です。

また、我が国の金融機関が不良債権問題から脱却し、本格的にアジア業務に目を向けつつある一方、我が国に進出している金融機関の活動環境の整備等により、我が国がアジアの拠点として機能していくためには、アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化が必要です。

②政策の効率性

20年6月に、市場強化プランの進捗状況を公表する等、我が国の競争力強化に向けた取組みを着実に推進しています。

また、アジアの金融監督当局との情報交換・連携強化に取り組んでいるほか、アジアの資本市場育成と消費者保護保制度について研究に取り組んでいます。

③政策の有効性

市場強化プランの着実な実施や、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の円滑な施行等による新たな枠組みの下、金融機関等が創意工夫を発揮し、競争力強化が図られることにより、我が国金融・資本市場の国際化への対応に資すると考えています。

また、アジア金融危機において顕在化した、アジアの資金が欧米経由でアジアに還流する不安定な資金循環構造の解決が、依然としてアジア共通の課題となっていることから、日本とアジアの金融・資本市場を資金運用者・調達者にとって魅力的な市場とし、アジアの資金をアジアで循環させる経路を発展させていく観点からも、引き続き我が国金融・資本市場の機能強化を図り、アジアの金融監督当局間の連携を強化していくことは有効と考えます。

(2) 各重点施策の評価

①我が国金融・資本市場の国際化に向けた検討

市場強化プランの着実な実施は、我が国市場が金融・資本市場としての競争力ならびに魅力の向上に資するものと考えられます。加えて、20年6月に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」では、我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んでおり、市場強化プランの早期具体化に取り組んでおり、法改正以外に進められている取組みと相俟って、我が国金融・資本市場の国際競争力の強化に向けた大きなステップとなっています。

②アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化

中国、マレーシア、シンガポール等、アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化は、アジアの金融・資本市場における我が国の金融機関の活動に資するものであり、ひいては我が国金融・資本市場の強化にも資するものと考えます。

7. 今後の課題及び予算要求等への反映内容

(1) 今後の課題

①我が国金融・資本市場の競争力強化に向けた取組み

我が国金融・資本市場の強化に向けて、市場強化プランに盛り込まれた残された課題について、スピード感を持って取り組む必要があります。

また、20年6月に公布された我が国金融・資本市場の競争力強化のために必要な制度整備を包括的に盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行に向

けて、関係する政令・内閣府令の整備に取り組んでいく必要があります。

②アジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化

今後とも、中国、韓国、シンガポール、マレーシア等のアジアの金融監督当局との情報交換・連携の強化に努める必要があります。

(2) 評価結果及び今後の課題を踏まえた予算要求等への反映内容

| 要求内容 | 関連する重点施策 | 要求種別 | (参考) 20年度予算額 |
|---------------------------|----------|-------|-----------------|
| 金融・資本市場の国際化への対応強化に向けた体制整備 | ① | 機構・定員 | |

8. 当該政策に係る端的な結論等

(1) 端的な結論

政策の達成に向けて一定の成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等（市場強化プランの残された課題等へのスピード感を持った取組み）を行う必要があります。

(2) 19年度の達成度

B

(3) 達成度の判断理由

「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の成立など、市場強化プランの着実な進捗が見られるほか、初めての日中の金融監督当局等との定期協議を開始する等、アジアの主要国金融監督当局との情報交換や連携強化に努め関係強化につながっているものの、我が国金融・資本市場等の競争力強化に向けたさらなる取組みが必要であることからBと評価しました。

9. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

10. 注記（評価に使用した資料等）

- ・「金融・資本市場競争力強化プラン（19年12月21日公表）
<http://www.fsa.go.jp/policy/competitiveness/index.html>
- ・金融審議会金融分科会第一部会報告（19年12月18日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-1.html
- ・金融審議会金融分科会第二部会報告（19年12月18日公表）
http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2.html

1 1. 担当課室名

総務企画局市場課、総務企画局総務課国際室、総務企画局総務課

事例 2-17 防災に関する普及・啓発〔内閣府実績評価〕

平成 19 年度政策評価書(事後評価)

政策分野：防災行政

| | |
|------|-------------------------------------|
| 政策名 | 防災に関する普及・啓発 |
| 担当部局 | 政策統括官(防災担当)付参事官(災害予防担当) (参事官 田尻 直人) |
| 評価方式 | 実績評価方式 |

1 政策の概要及び予算額

(1) 政策の概要

昭和 57 年 5 月 11 日の閣議了解で創設された「防災の日」(9 月 1 日)及び「防災週間」(8 月 30 日～9 月 5 日)の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。この一環として、防災ポスターコンクール、防災フェアの開催(8 月 24 日～27 日)等を行う。

政策に含まれる事業概要は以下のとおり。

① 防災ポスターコンクールの開催

昭和 57 年 5 月 11 日の閣議了解で創設された「防災の日」(9 月 1 日)及び「防災週間」(8 月 30 日～9 月 5 日)の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。この一環として、防災ポスターコンクールを開催している。

② 防災フェアの開催

昭和 57 年 5 月 11 日の閣議了解で創設された「防災の日」(9 月 1 日)及び「防災週間」(8 月 30 日～9 月 5 日)の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。この一環として、防災フェアを開催(8 月 24 日～27 日)している。

③ 広報誌「広報ぼうさい」の発刊

災害被害を軽減する国民運動の展開と合わせ、より多くの国民に対して実質的な防災知識の普及啓発を図ることを目的として、政府、地方公共団体、企業、NPO 団体、地域社会、一般の方々などの防災の取組状況や最新情報を分かりやすく伝えるための広報誌である。

④ 社会教育教材の作成

昭和 57 年 5 月 11 日の閣議了解で創設された「防災の日」(9 月 1 日)及び「防災週間」(8 月 30 日～9 月 5 日)の趣旨を踏まえ、国民を対象にした普及啓発活動を行い、広く国民が、台風、地震等の災害についての認識を深め、これに対する備えを充実強化する。PTA、公民館等における成人教育の教材、また災害時に避難拠点となる公民館、図書館等の職員の研修用教材として、①物資、資金や情報提供のあり方、②避難所としての公民館等社会教育施設のあり方等について記述した防災教育のための教材を作成する。

<関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)>

資料 1 参照。

(2) 予算額(単位:百万円)

| 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 8 | 8 | 14 | 46 | 68 |

(注) 当該額は、防災週間・防災教育等意識啓発事業経費に係る予算全体のものであり、この中に防災に関する普及・啓発に係る費用が含まれる。

2 目標達成状況及び政策全体の評価

(1) 目標達成状況

| | 測定指標 | 目標値 | 達成状況 |
|---|---|---------------------------|------------------------------------|
| 1 | 「防災ポスターコンクール」 ・ 募集ポスターの配付枚数 ・ 募集リーフレットの配布枚数 | ・ 72,000 枚 ・ 220,000 枚 | ・ 72,000 枚 ・ 220,000 枚 達成できた |
| 2 | 広報誌「広報ぼうさい」(隔月)の配付部数 | ・ 4,000 部 | 4,000 部 達成できた |
| 3 | 社会教育教材の配付部数 | ・ 30,000 部 | ・ 30,000 部 達成できた |
| 4 | 「防災フェア」への参加者数 | ・ 7 万人 | ・ 14 万人 目標以上の成果を達成できた |
| 5 | 「防災フェア」におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合 | ・ 60% | ・ 76% 目標以上の成果を達成できた |
| 6 | 「防災ポスターコンクール」への応募数 | ・ 7,000 点 | ・ 13,115 点 目標以上の成果を達成できた |

(達成目標の目標期間は、特段の記載があるものを除き、平成 19 年度である。また、達成目標の設定の考え方は資料 2 を参照。達成状況は、①目標以上の成果を達成できた、②達成できた、③達成に向けて進展があった、④達成に向けて一部進展があった、⑤達成に向けての進展はなかった、⑥わからない、の 6 つから評価した。)

<達成状況の判断理由>

防災ポスターコンクールのポスター募集のリーフレット及び募集したポスターの配布枚数は、いずれも目標どおり配布し、同コンクールに対して目標値を上回る 13,115 点の応募があった。

広報誌「広報ぼうさい」の配布部数、社会教育教材の配布部数はいずれも目標どおり配布した。

また、防災フェアについては目標値の 2 倍である 14 万人の応募があり、防災フェアの開催に際して実施した肯定評価の割合は目標値を上回る 76%であった。

(2) 政策全体の評価

<必要性>

『防災の日』及び『防災週間』について(昭和57年5月11日閣議了解)において、「政府、地方公共団体等防災関係諸機関をはじめ、広く国民が、台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の災害についての認識を深めるとともに、これに対する備えを充実強化することにより、災害の未然防止と被害の軽減に資するため、「防災の日」及び「防災週間」を設ける。」「この週間において、防災知識の普及のための講演会、展示会等の開催、防災訓練の実施、防災功労者の表彰等の行事を地方公共団体その他関係団体の緊密な協力を得て全国的に実施するものとする。」とされている。

さらに、「平成19年度『防災週間』の実施について」(平成19年7月5日中央防災会議決定：会長内閣総理大臣)においても、「災害の未然防止と被害の軽減を図るためには、①平素より災害時における被害軽減に対する備えを充実強化するとともに、②災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開することが重要である。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震の発生が懸念されている中、さらに近年の度重なる自然災害や事件・事故により、安全・安心の価値がこれまでになく社会の中で認識されるようになってきている。自然災害からの安全・安心を得るためには、国民一人一人や企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が重要である。個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う国民運動を展開するため、中央防災会議では「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」(平成18年4月21日)を決定した。この国民運動の裾野をさらに拡大し、社会全体における防災力を向上させるため、国、関係公共機関、地方公共団体及びその他関係団体等の緊密な連携の下に、防災に関する各種の行事を全国的に実施する。」とされており、そのため、防災フェア等の展示会や各種講演会の開催、テレビ・ラジオ・新聞等の広報活動、ポスター等の掲示等を実施するものとされている。

以上より、平常時から一人ひとりが防災に関する知識や意識を高め、防災に関する正しい知識や技術を身につけることによって、全体的な災害の被害の軽減化が図られることから、防災に関する普及・啓発を行う本施策は充分必要性があると考えられる。

<有効性>

各施策に参加した者を対象にしたアンケートや聞き取りに基づくと、各行事等に対して半数以上が肯定的な意見であるなど、参加者から高い評価を得ており、さらには他者にも参加を呼びかける、より多くの回数の実施を求めるなど、効果の広がりもある。

また、同様の事業を自治体等で実施するにあたり、本事業のフェアを参考にし、またポスターコンクールの実施にあたり、身近な防災学習を行った学校や、事後に受賞図柄を各地の冊子や各地の防災行事の告知ポスターに活用されるなど、その有効性の高さが分かる。

<効率性>

各事業の実施に当たっては、関係機関、地方公共団体、防災啓発に賛同する企業・民間団体等と、告知活動などを連携することにより、効率的・効果的に実施している。

<公平性>

啓発活動の実施にあたっては、広くその実施を公報等で知らせるとともに、フェアについては全国を巡回する方式をとり、ポスターコンクールについては、成人部門を設けるなど地域別・年齢別の均等性を高める工夫を行っており、公平性を担保している。

<優先性>

自助・共助を主とする災害被害の軽減は、国政上の最重要課題の1つであり、内閣の重点テーマである「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指す取組」の主軸となる取り組みとなっており、その優先性は極めて高い。

<関係部局間の連携>

災害被害を軽減する国民運動は、その性質上、取り組む課題が広範で多岐にわたるため、あらゆる段階において、関係する部局との連携を行っている。行事を行うに際しては、企画段階より関係省庁にアナウンスし参加を呼びかけており、また、地方公共団体においても、防災部局のみならず、庁内に広く周知して頂くよう常に要請を欠かさずに行っているところであり、実績としても十分な連携が果たされている。

<過去の政策評価結果の政策への反映>

平成16年度政策評価（事後評価）でフェアの参加数やポスターコンクールの参加数などについて行った評価は、常に次の事業の実施の際の参考とし、より広範な人の呼び込みやより多くの参加者を求めるために、毎年度創意工夫を心がけている。具体的には、フェアについては、ボランティア団体との共催の時間を設けたり、ポスターコンクールについては募集告知時期を早める等の工夫により、より多くの参加者を得たところ。

<課題と今後の取組方針>

防災フェアについては、一定規模の会場の広さと、連携開催するに足る事務能力を有している場所として、今まで政令指定都市で開催することが多かったが、これにとらわれることなく民間団体、市民団体とのより一層の連携により工夫をしていく。

また、ポスターコンクールについては、高校生や成人部門の応募をより一層のばすために、学校等以外での告知法（例えば、公民館や生協の店舗などへのポスター貼り付け枚数の増加等）を工夫していく。

また、「広報ぼうさい」については、自然災害に占める高齢者比率が高い実態に着眼し、高齢者を含む災害時要援護者に対して、「自助」の重要性を訴える観点に立ち、一層の工夫をしていく所存である。

なお、日常生活の中で災害への備えを行うための実践的な知識を広めるため、従来の社会教育教材の内容の充実を図りつつ、現状の把握を可能とするための「防災チェックシート」の作成についても実施するものとする。

3 政策に含まれる事業(政策手段)と評価

(1) 防災ポスターコンクール

① 事業(政策手段)の概要及び予算額

<事業(政策手段)の概要>

「防災の日」(9月1日)及び「防災週間」(8月30日～9月5日)の趣旨を踏まえた普及啓発活動の一環として、防災ポスターコンクールを開催している。

<予算額(単位:百万円)>

| 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 2 | 2 | 2 | 12 | 11 |

② 関連する達成目標等

<関連する達成目標・測定指標>

| | 測定指標 | 目標値 | 達成状況 |
|---|---|---------------------------|---------------|
| 1 | 「防災ポスターコンクール」 募集ポスターの配付枚数 募集リーフレットの配布枚数 | ・ 72,000 枚 ・ 220,000 枚 | 達成できた |
| 6 | 「防災ポスターコンクール」への応募数 | 7,000 点 | 目標以上の成果を達成できた |

③ 事業(政策手段)の評価

<必要性>

2(2) <必要性>と同様。

<有効性>

「防災ポスターコンクール」は、「防災週間」行事の一環として、毎年開催しており、広く一般から防災に関するポスターデザインを公募することにより、防災意識のより一層の高揚を図ることを目的とするものである。①幼児・小学1～4年生の部、②小学5・6年生の部、③中学生・高校生の部、④一般の部の4つの部門ごとに防災担当大臣賞、防災推進協議会会長賞等を選出する。全ての応募作品をホームページに掲載するなど、応募の動機付けに係る取組にも力を入れている。本年度は平成19年7月から10月まで募集を行い、13,115点の応募があるなど、参加者数の増加からも、本事業の有効性が認められた。

| | 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|---------|
| 応募点数 | 7,556点 | 8,435点 | 9,550点 | 9,192点 | 13,115点 |

<効率性>

小学生や中学生のポスターへの取組については、総合的な学習の時間や夏季自由研究の材料として、教員から児童生徒に知らされることが多いため、夏休み前に募集のポスターやリーフレットが各学校に配付されるような効果的な時期を選び、また、各市町村の広報室に呼びかけ、各市区で発行している「公報誌」に告知記事の掲載を行う等、地方公共団体と連携を図るなど効果的な運営を心がけている。また、応募作品をホームページへ掲載することにより、応募に対するモチベーションを上げ、応募数を増やすことにつなげている。その有効性は、年々応募数が増加していることから明らかである。

<公平性>

年齢制限を設けず、社会人まで含んだ幅広い応募を呼びかけている。

<関係部局間の連携>

関係各省にも協力を呼びかけ、消防庁、文部科学省から後援を得ている。

<過去の政策評価結果の事業(政策手段)への反映>

平成16年度の政策評価書(事後評価)では、「募集広報の見直しを検討し、早い時期から募集を行

い、また、教育機関等を含む関係機関への協力要請の徹底を行う。」とされている。これに対しては、募集時期を早めたことや、教育機関等を含む関係機関への協力要請の徹底を行ったことにより、応募数が大幅に増加している。

<課題と今後の取組方針>

引き続き、早期募集の実施、教育機関等を含む関係機関への協力要請の徹底を行うことにより、応募数を増加させていくこととする。

また、ポスターコンクールについては、高校生や成人部門の応募をより一層のばすために、学校等以外での告知法（例えば、公民館や生協の店舗などへのポスター貼り付け枚数の増加等）を工夫していく。

(2) 「防災フェア」

① 事業(政策手段)の概要及び予算額

<事業(政策手段)の概要>

「防災の日」(9月1日)及び「防災週間」(8月30日～9月5日)の趣旨を踏まえた普及啓発活動の一環として、防災フェアを開催(8月24日～27日)している。

<予算額(単位:百万円)>

| 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 5 | 5 | 5 | 13 | 13 |

② 関連する達成目標等

<関連する達成目標・測定指標>

| | 測定指標 | 目標値 | 達成状況 |
|---|---------------------------------|-----|---------------|
| 4 | 「防災フェア」への参加者数 | 7万人 | 目標以上の成果を達成できた |
| 5 | 「防災フェア」におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合 | 60% | 目標以上の成果を達成できた |

③ 事業(政策手段)の評価

<必要性>

2(2) <必要性>と同様。

<有効性>

「防災フェア」は、「防災週間」行事の一環として、毎年開催している。26回目を迎えた本年は、平成19年8月24日(金)から8月27日(月)(4日間)までの間、京都市で開催した。本フェアでは、災害の歴史や国・自治体等の取り組みなどについての各種展示、映像、実演を通じて自然災害についての認識を深めるとともに、災害に対する心構え、地域や家庭における防災対策などについて正しい知識の普及を図り、約14万人の方々のご参加を頂いた。

| | 平成 15 年度 (東京都) | 平成 16 年度 (札幌市) | 平成 17 年度 (仙台市) | 平成 18 年度 (名古屋市) | 平成 19 年度 (京都市) |
|------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|
| 参加者数 | 11 万人 | 9 万 6 千人 | 9 万 7 千人 | 21 万 1 千人 | 14 万人 |

また、当該フェア参加者へのアンケートでは（回答数：約 1700）、
「防災についての意識が高まった」
「防災についての知識がついた」
「家具の固定やガラスの安全など災害に備える取組の必要性を感じた」
「自分の住まいや会社、学校等の耐震化の必要性を感じた」
「地震が起きたときに取るべき行動などについて理解できた」
との問に対して、「はい」と答えた人が 90%を超える結果となった。
また、自由回答も多数得られ、
「年に数回実施して頂き、防災意識の向上に努めていただきたい」
「地域の防災訓練などに参加していきたい」
「万が一に備えて日頃からの備えが大切だと思いました」
などの前向きな要望が多数あるなど、本事業に対し、高い有効性が認められた。

<効率性>

実行にあたっては、地元関係者各機関等からなる実行委員会を作り、自発的・分散型・参加型の取組になっており、各機関等との共催や連携開催部分を増やし、より多くの参加者を得るように配慮している。

<公平性>

フェア出展者などを公募し広くフェアへの参加を呼びかけている。

<関係部局間の連携>

関係各省に協力を呼びかけ、国土交通省、消防庁などの協力を得ている。また、地元市役所との共催であるため、教育委員会などの協力も得ている。

<過去の政策評価結果の事業（政策手段）への反映>

平成 16 年度の政策評価書（事後評価）では、「『防災フェアを知っていたか』という質問に対し、『知っていた』という回答が 3 割であったことから、政府広報等の各種媒体を通じて、重点的に広報活動を行い、一層参加者の拡大をイベントの周知を図り、参加者数を増加させる。また、各種展示、映像、実演を充実させ、参加者の災害に対する認識を深め、これに対する心構え、防災知識の普及を図り、災害に対する備えの充実強化を目指す。」とされている。これに対しては、政府広報等の各種媒体を通じて、広報活動を行ったことにより、約 14 万人の方々のご参加を頂けた。また、各種展示、映像、実演を充実させたことにより、アンケートで「有益だった」との評価は 76%であった。

<課題と今後の取組方針>

引き続き、政府広報等の各種媒体を通じて、重点的に広報活動を行うとともに、防災に関する各種展示、体験、映像及び実演等を通じて、参加者の災害についての認識を深め、国民一人ひとりが自ら考え行動するよう、その防災意識を高め、さらに、地域コミュニティの共助の取組の強化を図ること

とする。

(3) 広報誌「広報ぼうさい」

① 事業(政策手段)の概要及び予算額

<事業(政策手段)の概要>

より多くの国民に対して実際の防災知識の普及啓発を図ることを目的として、防災に関する各種情報を分かりやすく伝えるための広報誌「広報ぼうさい」を発行している。平成20年度から、より多くの国民に防災への関心を持って頂けるように、誌面を大幅にリニューアルし、読者層の拡大を図っている。

<予算額(単位:百万円)>

| 平成15年度 | 平成16年度 | 平成17年度 | 平成18年度 | 平成19年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| - | - | - | 23 | 22 |

② 関連する達成目標等

<関連する達成目標・測定指標>

| | 測定指標 | 目標値 | 達成状況 |
|---|----------------------|--------|-------|
| 2 | 広報誌「広報ぼうさい」(隔月)の配付部数 | 4,000部 | 達成できた |

③ 事業(政策手段)の評価

<必要性>

昨年10月の総理所信表明演説で示された「災害が発生した場合の『犠牲者ゼロ』を目指し、対策の充実」に意を用いていくとの考えに沿った取組として、「自然災害の『犠牲者ゼロ』を目指すための総合プラン」を本年4月に取りまとめている。

この総合プランは、副題に「避けられたはずの犠牲者の数を少しでも減らすことができるように」と掲げているとおり、自然災害に占める高齢者比率が高い実態に着眼し、高齢者を含む災害時要援護者向けの対策、災害被害軽減に向けた国民運動の展開等を国民の目線に立った重要な課題として位置づけている。災害時要援護者対策は、援護者側による「共助」のみならず、こうした年齢層の人々の「自助」を一体的に直接的かつ緊急的に啓発して、この総合プランで目指す水準まで地域の防災力を高めていくことが重要である。そのためには、印刷物とインターネットの双方を組み合わせた複合的な手法で情報発信していく必要がある。さらに、「平成20年版防災白書」でも触れているとおり、国民が大規模地震等に対しては高い関心を持ちながら実際の防災に向けた行動には必ずしも結びついていない実態からも、直接的かつ緊急的に、広く国民一般に対して情報発信していく必要がある。

<有効性>

事業効果測定のために、読者に対してアンケート調査を実施した(回答数約660)。

読者の81.8%が、広報誌「広報ぼうさい」を「毎号ほぼすべて読んでいる」・「毎号所々読んでいる」と回答し、その活用方法については、「同僚などで回覧している」(77.4%)、「防災対策・計画を作成する際の参考資料としている」(24.9%)、「教養資料としている」(24.9%)、「広報誌などの参考活用している」(17.9%)という結果であった。

全体的な評価として、「広報誌『広報ぼうさい』はあなたにとって参考になりますか」という問いに

対し、「大いに参考になる」(51.9%)、「参考になる」(41.0%)と、回答者の9割以上が有効性を認めており、有効性は高いものと考えられる。

<効率性>

編集・発刊に当たっては、関係機関、地方公共団体、防災に対する取組や普及啓発活動に積極的な企業・民間団体等に、寄稿やインタビューを依頼するなど連携することにより、効果的、効率的に実施している。

<公平性>

都道府県・市町村の防災担当部局の他、市民窓口、公立図書館、公民館連合会、社会福祉協議会、教育委員会など、一般国民に対して防災に対する普及啓発を行うほか、並行して、ホームページへの掲載も行い（URL: <http://www.bousai.go.jp/kouhou/index.html>）、政策効果を最大限、公平に分配できるように確保している。

<関係部局間の連携>

関係省庁、中央防災会議委員、専門調査会委員、指定公共機関などへ配布し、各省庁の防災事業・普及啓発事業：防災教育など多様な主体による防災事業の連携に取り組んでいる。

また、上記機関からの寄稿、取材、資料提供等により、防災の最新情報についての情報共有を行い、関係機関相互の連携に引き続き努めているところである。

<過去の政策評価結果の事業（政策手段）への反映>

平成16年度政策評価（事後評価）で、防災知識や情報、行事の開催などの周知方策についてさらに内容を充実させるとしたことについて、平成19年度には、従来の行政資料的な部分に加え、より広範な読者層も興味を持てるよう、実際の防災知識等に関する記事を充実するなどし、今後の国民運動の展開に合わせ実際の防災知識の普及啓発を図っている。

<課題と今後の取組方針>

「広報ぼうさい」は、平成20年度から、より多くの国民に防災への関心を持って頂けるように、読者層の拡大を図っている。特に、自然災害に占める高齢者比率が高い実態に着眼し、高齢者を含む災害時要援護者向けの対策において、公助・共助だけでは、十分な地域の防災力を確保することはできないことから「自助」の重要性を訴える観点に立ち、こうした年齢層の人々の「自助」を一体的に直接的かつ緊急的に啓発していく必要がある。

(4) 「社会教育教材の作成」

① 事業（政策手段）の概要及び予算額

<事業（政策手段）の概要>

「防災の日」（9月1日）及び「防災週間」（8月30日～9月5日）の趣旨を踏まえた普及啓発活動の一環として、PTA、公民館等における成人教育の教材、また災害時に避難拠点となる公民館、図書館等の職員の研修用教材を作成した。

<予算額（単位：百万円）>

| 平成 15 年度 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度 | 平成 19 年度 |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| - | - | - | 7 | 5 |

② 関連する達成目標等

<関連する達成目標・測定指標>

| | 測定指標 | 目標値 | 達成状況 |
|---|-------------|----------|-------|
| 3 | 社会教育教材の配付部数 | 30,000 部 | 達成できた |

③ 事業(政策手段)の評価

<必要性>

2(2) <必要性>と同様。

<有効性>

「社会教育教材の作成」は、災害被害を軽減する国民運動の具体策として、一般国民に知って頂きたい防災・減災の知見と、それに基づく望ましい備えと構えについての資料である。作成に当たっては、リスクコミュニケーション向上の観点から、平時より災害予防の啓発事業を行っている有識者や防災・減災分野の学識者、防災の知見がある自治体の職員等の協力を得て、的確な図解を用い、字数を抑えた平易な表現などの工夫を行っている。作成した資料については、各都道府県、全国公民館協会、全国生活協同組合等の協力を得て、広く配布されており、各主体へのヒアリングによれば、公民館において地域の防災の学習会や、生協による安全地図づくりの際の資料等に活用されるなど、その有効性の高さが分かる。

<効率性>

作成に当たっては、防災・減災の有識者等の意見や、行政や学会等の防災分野の最新の成果を取り入れ、限られたスペースに、十分な内容を盛り込むことを旨としており、過重な頁数にならないように配慮している。また、配布にあたっては、各都道府県や公民館協会等の協力を得て、ある程度まとめて配布できるよう効率化を図っているところ。

年度途中での増刷については、内閣府ホームページに印刷用のデータを掲載し、各個での印刷も可能とし、教材の入手可能性の増大とともに、効率化を図っているところ。

<公平性>

社会教材の作成にあたっては、特定の地域に限定せず、地震災害、風水害など汎用性の高い内容としている。また、その内容も、一般国民が容易に理解できるよう、用語や表現の点検を行っている。また教材は、印刷可能なデータの形で内閣府ホームページに掲載し、全国どこにいてもいつでもどこでも誰でも閲覧・入手・増刷可能な環境を提供している。

<関係部局間の連携>

教材の作成に当たっては、国土交通省、気象庁、消防庁など関係各省に協力を呼びかけ、最新の知見を導入しているところ。

<課題と今後の取組方針>

防災科学、防災行政・制度、減災に対する知見は日進月歩のペースで変化しており、一定の分量の中で、国民として備えて頂くべき知見の整理はより一層の尽力が必要とされているところ。特に科学的な知識はあっても具体的な行動に結びついていない、あるいは、洪水のような過大な情報量が本質を見失いがちになる原因ともなりうる懸念もあり、より平易で、洗練された表現で、子供からお年寄りも含めた幅広い年齢層でも共有化できるものとして、一層のブラッシュアップを図る。

また、関係機関と相談し、配布の機会を増大されることにより、より入手しやすく、親しみやすいものとして、社会教育教材としての意義をより一層高めていく。

今後は、日常生活の中で災害への備えを行うための実践的な知識を広めるため、従来の社会教育教材の内容の充実を図りつつ、現状の把握を可能とするための「防災チェックシート」の作成についても実施するものとする。

4 有識者の意見等

「防災ポスターコンクール」は、審査の際に、小中高校生の教員、画家、防災に関わる大学教授経験者やタレントに審査をお願いし、審査会を開催している。審査に参加していただいた先生方から、「今回、大幅に作品の点数が増えたことは、描き考えることで子供たちに防災を意識してもらうには大変良かったと思っている。」との意見をいただいた。

【参考：防災ポスターコンクール（平成20年1月7日）審査員】

永関 和雄（町田第三中学校校長）

5 参考文献及びデータ等

- ・ 関係する施政方針演説等内閣の重要政策（主なもの）（資料1）
- ・ 達成目標の設定の考え方（資料2）

(資料1) 関係する施政方針演説等内閣の重要政策 (主なもの)

| 施政方針演説等 | 年月日 | 記載事項 (抜粋) |
|---------------------------|---------|--|
| 第168回国会における福田内閣総理大臣所信表明演説 | 19.10.1 | 今なお頻発する災害による死者の発生は、国民生活に大きな不安をもたらしています。災害が発生した場合の「犠牲者ゼロ」を目指し、対策の充実に意を用いてまいります。 |

(資料2) 達成目標の設定の考え方

| 達成目標 | 設定の考え方 |
|--|--|
| 1 「防災ポスターコンクール」 募集ポスターの配付枚数 [72,000枚] 募集リーフレットの配布枚数 [220,000枚] | アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量) の配付枚数で設定 |
| 2 広報誌「広報ぼうさい」(隔月) の配付部数[4,000部] | アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量) の配付部数で設定 |
| 3 社会教育教材の配付部数 [30,000部] | アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量) の配付部数で設定 |
| 4 「防災フェア」への参加者数 [7万人] | 開催地の会場の規模を考慮して設定 |
| 5 「防災フェア」におけるアンケートで「有益だった」と評価する割合[60%] | 過半数以上を目標として、6割を設定 |
| 6 「防災ポスターコンクール」への応募数[7,000点] | 過去の応募数の平均値で設定 |

事例 2-18 検察権行使を支える事務の適正な運営〔法務省実績評価〕

平成 19 年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等

| | | | |
|--------|-------------------|------------|---------|
| 評価実施時期 | 平成20年 5月 | 政策体系上の位置付け | Ⅱ-4-(2) |
| 評価対象 | 検察権行使を支える事務の適正な運営 | | |
| 所管部局 | 刑事局 | | |
| 評価方式 | 実績評価方式 | | |

2. 評価目標

| | | | |
|---|-------------------|------|------------------------------------|
| 基本目標 | | | |
| 検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるように検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。 | | | |
| 達成目標 1 | | | |
| 適正な通訳人の確保のための対策を充実させる。 | | | |
| 指標 | 通訳人に対する研修の実施状況 | 目標値等 | — |
| 達成目標 2 | | | |
| 犯罪被害者等に関する施策を充実させる。 | | | |
| 指標 | 被害者支援員に対する研修の実施状況 | 目標値等 | — |
| 達成目標 3 | | | |
| 検察に関する広報活動を積極的に実施する。 | | | |
| 指標 | 広報活動の実施状況 | 目標値等 | —（実施回数について、対前年度増（平成18年度：1万2,999回）） |

3. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

最近における犯罪情勢は、殺人等の凶悪重大事件、暴力団抗争事件などの国民の平穏な日常生活を脅かす犯罪が後を絶たない一方、来日外国人による薬物大量密輸事件等、犯罪の国際化が一段と進んでおり、我が国の治安回復は、いまだ道半ばとなっている。

また、犯罪被害者等基本法及び同基本計画に基づき、犯罪被害者の保護・支援については、今後も、種々の施策を強力に進めていくことが求められている。

(2) 目的・意図（施策の必要性）

上記のような情勢を背景に、検察に対する国民の期待はますます高まっており、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図ることが「世界一安全な国」の復活（国民が安全・安心に暮らせる社会の実現）に寄与することとなる。

(3) 施策の実施方法

ア 外国人被疑者に対する適切な捜査に資するため、適正な通訳人の確保に努める。

イ 犯罪被害者等に対する施策を充実させる。

ウ 検察に関する広報活動を積極的に実施する。

(4) 基本目標と達成目標・指標との関係

基本目標を実現するため、検察を取り巻く状況を踏まえ、達成目標1から3を設定したもので、各達成目標と指標との関係は以下のとおりである。

ア 国際化の進展に伴い外国人が関与する事件が増加傾向にあることから、捜査手続における通訳の正確性・公平性をより一層確保するため達成目標1として「適正な通訳人の確保のための対策を充実させる」を設定した。

そして、その達成度については、通訳人を巡る実務上の諸問題についての検討を踏まえ、通訳人に対し、具体的にどのような研修を実施したかにより評価することが適当であることから、指標として、「通訳人に対する研修の実施状況」を設定した。

イ 平成17年12月に閣議決定された「犯罪被害者等基本計画」を踏まえ、検察においても犯罪被害者等に対する保護・支援体制の充実強化が求められていることから、達成目標2として、「犯罪被害者等に対する施策を充実させる」を設定した。

そして、その達成度については、犯罪被害者保護・支援に関する種々の施策のうち、検察庁に相談窓口を求めて来庁する犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の保護・支援に係る諸制度や関係機関に関する説明・情報提供を適切に実施することが基本的事項として求められており、このため、これに従事する地方検察庁に配置されている被害者支援員のスキルアップは必要不可欠であることから、これら被害者支援員に対し、必要な知識・技能を習得させるため、どのような研修を実施したかを検証することが適当であるので、指標として、「被害者支援員に対する研修の実施状況」を設定した。

ウ さらに、検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることが必要不可欠であるから、達成目標3として、「検察に関する広報活動を積極的に実施する」を設定した。

そして、その達成度については、どのような内容の広報活動を、どのような年齢層に対し、どの程度実施したかを総合的に評価することが適当であることから、指標として、「検察広報の実施状況」を設定した。

4. 測定方法等

平成19年度における研修及び広報活動の実施状況を把握の上、それぞれの達成目標について評価する。

5. 評価結果等

【達成目標1】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

平成19年6月28日から29日までの2日間、中央研修として全国の地方検察庁から推薦された通訳人50名が参加する通訳人セミナーを開催し（別紙1日程のとおり）、検察官による刑事手続法や刑事実体法の講義及び裁判員制度についての説明並びにベテランの通訳人及び外国人が関与する事件の捜査・公判を担当している検察官らによる講義を行うことにより、通訳として必要な心構え及び知識の習得を図るとともに、通訳人と検察官との意見交換を行い、情報提供等の場を設けた。

(2) 必要性

国際化の進展に伴い、外国人が関与する事件の数は全体として増加基調が続いており、平成18年中の外国人被疑者数は約2万8千人に上っている。これらの外国人が関与する事件に適切に対応すべく、検察庁では平成19年12月現在で5,479人の通訳人の登録を得て

いるところ、適正な捜査の実現には正確・公正な通訳が必要不可欠であり、全国の通訳人全体について通訳能力を高める必要がある。通訳人セミナーはこの要請に応えるものであり、平成19年までの全14回の開催で、全国から延べ631名の通訳人の参加を得て、基本的な刑事法の知識や通訳技術を習得させている。

適正な捜査の実現のための正確・公正な通訳は、検察権の適正な行使とも密接に関連することから、行政において本施策を実施する必要性が認められる。

(3) 効率性

中央において研修を行うことで、全国均一的な通訳人の能力向上及び統一的な情報の提供が図られていること、講師である通訳人や検察官の時間面及び資金面での資源投入を最小限に抑えていることから、本施策は効率性が高いと認められる。

(4) 有効性

通訳人セミナー終了後にアンケートを実施したところ、手続や制度についての理解を深めることができたとの意見が多数あったことから（「別紙2事後アンケート集計結果のとおり」）、捜査に必要とされる知識及び公正・中立な通訳を行うための心構えが習得され、通訳人としての資質の向上に役立つものであったと考えられ本施策の有効性が認められる。

【達成目標2】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

平成19年10月23日、全国の地方検察庁から被害者支援員71名が参加する被害者支援員中央研修を開催し（別紙3日程のとおり）、日本司法支援センター犯罪被害者支援室及び被害者支援都民センター等の職員による講義並びに刑事局職員による被害者支援員の役割、被害者支援に伴う検務事務及び被害者関連の刑事訴訟法の説明を行うことにより、被害者支援員としての心構え、必要な知識及び技能の習得を図るとともに、「関係機関・団体等との連携その他の支援の現状と今後の支援の在り方について」をテーマとして被害者支援員と日本司法支援センター犯罪被害者支援室職員との意見交換を行い、その情報共有の場を設けた。

(2) 必要性

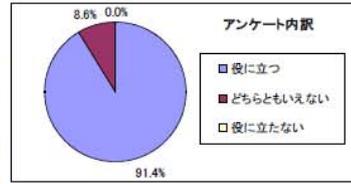
「犯罪被害者等基本計画」においては、今後講じていくべき施策として、被害者支援員と関係機関・団体等との連携・協力の充実・強化等が盛り込まれ、検察庁に相談窓口を求める犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等支援に係る諸機関・団体等の犯罪被害者等支援のための制度等を説明するなど必要な情報が提供できるよう努めることが求められていることから、被害者支援員に必要な知識及び技能等の習得を図るため、本施策を実施する必要性が認められる。

(3) 効率性

中央において研修を行うことで、全国均一的な被害者支援員の資質能力の向上及び統一的な情報の提供が図られていること、講師や刑事局職員の時間面及び資金面での資源投入を最小限に抑えていることから、本施策は効率性が高いと認められる。

(4) 有効性

研修後に実施したアンケートにおいて、91.4%の参加者から本研修が役に立つ旨の評価を得ていることから、本研修によって、被害者支援員に必要な知識及び技能等が修得され、被害者支援員としての資質及び能力の一層の向上が図られたものと認められ、本施策の有効性が認められる。



なお、本研修の内容については、庁内誌に掲載し、他の職員への周知を図っているところである。

【達成目標3】

(1) 平成19年度に実施した政策（具体的内容）

ア 各検察庁における実施状況及び内容

検察庁における広報活動として、

「移動教室」

検察庁において、庁舎見学や広報ビデオの上映のほか、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布、法務史料展示室見学、庁舎見学、模擬取調べ、司法制度改革の概要説明等）

「出前教室」

検察職員が学校等に出向くなどして、検察に関する説明・質疑応答を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布、模擬裁判、司法制度改革の概要説明、座談会等）

「刑事裁判傍聴」

刑事裁判傍聴を行うとともに、検察に関する質疑応答等を行うなどするもの

（その他実施内容：パンフレットの配布、法務史料展示室見学、裁判所の法廷施設見学、司法制度改革の概要説明、座談会等）

を実施し、そのほか、検察官の業務内容や司法制度改革に関する講話・講演、地元放送局のラジオ番組への出演や新聞・広報誌への寄稿、各種イベント会場における周知広報などを実施した。

移動教室等における検察に関する説明等の具体的な実施内容については、以下の表のとおりである。

| 実 施 | 具 体 的 な 内 容 |
|-----------|-------------------------------------|
| 検察に関する説明 | 刑事手続の流れ、捜査・公判手続、検察庁の概要・業務、検察官の仕事など |
| 庁舎見学 | 検務事務執務室、証拠品保管庫、記録保管庫、被害者等相談者室、取調室など |
| 広報用ビデオの上映 | ○「検察の役割－社会正義の実現のために」 |

| | |
|------------|---|
| | <p>ある殺人事件を例として検察庁における一連の 手続を説明</p> <p>○「被害者とともに」 一般人が強盗にあったという設定で犯罪被害者の目から見た刑事手続について説明</p> <p>○「法と正義の守り手・検察庁」 小学生がスリを目撃することに端を発し、警察による検挙から公判における検察官の役割など子供にも分かりやすい表現で一連の刑事手続を説明</p> |
| パンフレットの配布 | 「検察庁のしおり」、「犯罪被害者の方々へ」、「司法制度改革」、各庁独自のパンフレットなど |
| 模擬取調べ・模擬裁判 | 参加者が、検察官、裁判官、弁護士等に扮しての取調べ・裁判の実施や職員による取調べ状況の再現など |

平成19年度の検察庁における各種検察広報活動は、小学生から一般に至る幅広い層の国民に対して1万7,969回実施され、また参加人数は448万6,566人であることから、前年に比較して、実施回数は約1.4倍、参加人数は約5.3倍に増加している。19年度の実施回数・人数の詳細は以下の表のとおりである。

| 年齢層別 | 実施回数 | 参加人数（概数） |
|--------------|---------|------------|
| 小学生 | 41回 | 1,696人 |
| 中学生 | 320回 | 14,741人 |
| 高校生 | 315回 | 22,890人 |
| 専門学校生 | 54回 | 3,528人 |
| 大学生（大学院生を含む） | 188回 | 10,418人 |
| 一般（※注） | 17,051回 | 4,433,293人 |
| 合 計 | 17,969回 | 4,486,566人 |

※注 一般のうち、講演会・説明会等の説明広報回数は9,454回（55.45%）、349,731人（7.89%）であった。その他は協力依頼、各種イベント会場やマスコミ等を利用した周知広報活動などが該当する。

上記説明広報のうち、会社員を対象としたものは2,607回（27.58%）、120,72

2人（34.52％）であり、公務員・教員を対象としたものは1,372回（14.51％）、52,662人（15.05％）であり、このほかは、対象を限定せず、広く一般を対象としたものが該当する。

（単位：回）

| 指 標 | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | 目標値 |
|-----------------|-------|-------|-------|--------|--------|-------|
| 広報活動の実施状況(実施回数) | 469 | 739 | 3,009 | 12,999 | 17,969 | 対前年度増 |

イ 検察庁ホームページについて

平成14年8月、最高検察庁において検察庁ホームページを開設し、検察官・検察庁に関する説明、検察庁所在地等を掲載するとともに、移動教室等プログラムの広報活動や広報ビデオ等の紹介を行っているところ、平成19年度については、ホームページの更新を各検察庁で行えるようにプログラムを改修するとともに、トップページの刷新や広報活動の実施状況の最新情報の掲載等を行うなどして、ホームページのより一層の充実を図った。なお、アクセス件数は、約73万2,751件であった。

（2）必要性

検察が法秩序を維持し、社会正義を実現するためには、検察活動に対する国民の理解と協力を得ることは必要不可欠であり、また、検察広報を実施することにより、現在、進展している司法制度改革に対する国民の理解が得られることとなるため、現段階において積極的に広報活動を推進する必要性が認められる。

（3）効率性

広報活動の実施状況については、各検察庁において、多岐にわたる内容及び手段を用いて、幅広い層の多数の国民に情報を提供する努力をしている。具体的には、各種イベントやマスコミを利用した広報を実施しているほか、ホームページの継続的運用、全国統一的なパンフレットの作成や広報対象に合わせた効果的な資料作成などにより、効率的な広報に努めている。

（4）有効性

平成18年度と比較して、より多くの国民に対し、検察の役割や刑事司法に関する広報を行う機会を設けることができたことから本施策は有効であったと考えられる。

6. 評価結果の今後の政策への反映の方向性等

上記のとおり、各施策の必要性、効率性、有効性はともに認められることや、基本目標の実現には不断の取組が必要であるので、今回の評価結果については、以下のとおり反映させていきたい。

【達成目標 1】

今後とも、本施策を継続するとともに、研修後実施したアンケートにより寄せられた意見や要望を参考にして、効果的な教育方法を検討していく。また、適正な通訳人を確保する上での新たな政策の必要性も含めて検討し、通訳人の質的向上のための政策を進めていくことにする。

【達成目標 2】

今後とも、犯罪被害者基本法及び同基本計画を踏まえ、犯罪被害者等の保護・支援に係る諸制度や関係機関に関する説明・情報提供等の活動を継続するとともに、被害者支援員が当該活動を適切に行う上での新たな政策の必要性も含めて検討し、被害者支援員の質的

向上のための政策を進めていくことにする。

【達成目標 3】

今後も幅広い層の国民に対して、検察広報活動を積極的に実施するとともに、全国の検察庁においてホームページの内容充実を図って積極的に運用し、より効果的かつ効率のよい検察広報活動の在り方を検討しながら、広報活動を展開し、「検察に対する国民の理解と協力を得る」ために更に努力をしていくことにする。

7. 関係する法令、施政方針演説等（主なもの）

【達成目標 1】

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）
第3-3-(2) 通訳体制の確立

【達成目標 2】

- 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第19条（保護、捜査、公判等の過程における配慮等）
- 「犯罪被害者等基本計画」（平成17年12月閣議決定）
V-第2-3-(1)-イ

【達成目標 3】

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」（平成15年12月犯罪対策閣僚会議決定）
第1-1-(4) 国民の防犯意識を向上させるための広報啓発活動の推進

8. 備考

平成19年度通訳人セミナー日程

別紙1

日程 平成19年6月28日(木)～29日(金)

場所 法務総合研究所第6教室

| 月日 | 時 間 | 事 項 |
|--------------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 6 月 28 日 (木) | 13:10 | 集合 |
| | 13:30～13:45 | 開始式 |
| | 13:45～14:45 | 講義(1) 「刑事手続法について」 刑事局付(公安課) |
| | 14:45～15:00 | 休憩 |
| | 15:00～15:20 | 説明 「裁判員制度について」 |
| | 15:20～16:20 | ビデオ上映 「裁判員制度ーもしもあなたが選ばれたらー」 |
| | 16:20～16:40 | 質疑応答 「裁判員制度について」 刑事局付(裁判員制度啓発推進室) |
| | 16:40～16:55 | 休憩 |
| 16:55～18:10 | 講義(2) 「通訳人から見た捜査通訳の留意点」 通訳人 | |
| 6 月 29 日 (金) | 9:30 | 集合 |
| | 9:35～10:45 | 講義(3) 「刑事実体法について」 刑事局付(公安課) |
| | 10:45～11:00 | 休憩 |
| | 11:00～12:00 | 講義(4) 「検察官から見た捜査通訳の留意点」 東京地方検察庁検事 |
| | 12:00～13:00 | 休憩(昼食) |
| | 13:00～14:30 | 検察官との座談会 ※第4教室, 共用会議室, 図書資料室 |
| | 14:30～14:40 | 休憩 |
| 14:40～15:00 | 終了式(解散) | |

第14回通訳人セミナー事後アンケート集計結果

H19.7

※なお、集計に当たっては、回答方式が文章形式のため、回答内容が類似するものについては、とりまとめて集計している。(コメント後の数)

1 本セミナーの講義等について

本セミナーの講義等の内容について、御感想や御意見、御要望を記載してください(分かりやすかった点、あるいは逆にもう少し説明してほしい点など)。

(1)「刑事手続法について」

- 新しい手続(公的弁護制度、即決裁判制度)について重点的に丁寧に説明してもらい、よく理解できた。 15
- 通訳業務に必要な刑事手続きについて理解できた。 10
- 資料があったので分かりやすかった。 9
- 今までこのような説明を受けたことなかったが、説明が分かりやすく理解できた。 4
- これまで経験で学んだことを整理できた。 2
- もう少しゆっくり説明してもらいたかった。 2
- 捜査全体の流れを通訳人が把握していれば、より正確な通訳と円滑な捜査ができると思う。
- 専門用語について説明があれば良かった。
- 例外的な手続きについても説明があれば、より良かった。
- 内容を絞って、実際に現場でよく関わる部分を取り上げてもらいたかった。

(2)「裁判員制度について」

- 説明を聞いたりビデオを見て、裁判員制度を理解することができた。 27
- 裁判員制度が始まったときに、通訳人がどう関わるのかを教えてもらいたかった。 2
- 裁判員制度に興味を持った。 3
- 分かりやすい説明だった。 3
- 裁判員制度が導入されると大変だと思うが、頑張りたい。 2
- ビデオは面白かった。
- 裁判員に選ばれたら、積極的に参加したい。
- 新しい制度へ切り替わる真っ只中にいることを実感した。
- 裁判員は被告人の立場に立って考えるべきだと思った。
- 通訳に関わる事件の場合、あらかじめ綿密な準備が大切になると思った。
- 英語のパンフレットもあったのが良かった。
- 外国人向けへのビデオや説明文など充実して欲しい。
- 国民が不利益を被ることのないように詳細な説明をしてもらいたい。

(3)「通訳人から見た捜査通訳の留意点」

- 実務経験の豊かな通訳人からプロの通訳人としての技術、心構えなどを話してもらって色々と勉強になった。 2 5
- 通訳人は公正・中立な立場で通訳をすることが必要だと認識した。 6
- 忠実に、正確に、迅速に通訳するというのを再確認できた。 4
- 正確な通訳のためには、取調べの前出来るだけ情報収集するなど、積極的な姿勢が必要だと感じた。 2
- もっと時間があると良かった。 2
- 情報管理の視点から通訳中のメモ等は破って捨てるという点は、これまで考えてなかったことであり勉強になった。
- 根本的な通訳人の職業倫理は共通していることを再確認できた。
- 自分が苦勞していたことや悩みについて共感できて安心した。
- 検察官にも、何人かに聞いてもらえれば良かったと思う。
- 地方の通訳人も講師とした方が良い。
- 講師は、年齢、経験、性別、地域等が異なる通訳人が良い。
- もっと技術向上のための話もして欲しかった。
- もっと具体的な体験談を聞いたかった。

(4)「刑事実体法について」

- 具体例をたくさん挙げて説明してもらえたので、理解することができた。 8
- 刑事実体法について勉強する機会がなかったので、良い勉強になった。 8
- 難しい内容であったが、今後勉強していきたい。 6
- 刑事実体法を理解することにより、検察官の質問を理解することができ、通訳に役に立つと思う。 4
- プロの検察官の姿勢を学んだ。 2
- 資料を参考にしながらの説明であり、分かりやすかった。 2
- 難しい内容だったので、パワーポイント等を使ってもらえれば、より理解できたと思う。 2
- 刑法の条文を見ながら説明を聞くことで、刑法が身近に感じられた。
- 刑法上の難しい法律用語を通訳人に理解させる良い機会だった。
- 外国人の犯罪事例を使って説明してもらえればより良かった。
- もう少し分かりやすく説明してもらいたかった。
- 専門用語が難しかった。

(5)「検察官から見た捜査通訳の留意点」

- 通訳は正確であることが重要だということを再認識した。 1 0
- 不明な点等あれば、遠慮なく検察官に質問すべきことを学んだ。 7
- 直接検察官の話が聞けて良かった。 6
- ユーモアのある面白い講義で、楽しい時間だった。 6
- 捜査における問題点、通訳人への不満などをもっと遠慮なく指摘してもらいたか

- った。 5
- 中立の立場をとるという重要性を再認識した。 2
- もっと質疑応答の時間を増やして欲しかった。 2
- 正確に通訳するためにはもっと精進しなければならないと感じた。
- 検察官と通訳人の意思疎通が必要だと感じた。
- 講義の内容が少なく感じた。

(6)「検察官との座談会」

- 他の通訳人と意見交換ができて、参考になった。 1 2
- 時間が足りなかつたので、もう少し長い時間とってもらいたかつた。 5
- 検察官の生の声を聞く機会はあまりないため、有益であつた。 4
- 今回のような情報交換の機会は必要である。 2
- 気軽に話ができる雰囲気、良い座談会だつた。 2
- 検察官には様々な捜査方法があり、通訳人も応用力が求められていると思つた。 2
- 検察官と通訳人のコミュニケーションも必要だと思つた。 2
- 1班(24名)だつたが、もう少し少人数の方が意見を述べやすかつた。 2
- 1つの質問の時間を短く区切れれば、もっと多くの人の意見を聞けたと思う。 2
- 他の通訳人の意見を聞いて、仕事内容だけでなく、待遇等についても実態が分かつた。 2
- 日本語特有の表現について、どの言語の方も苦労していることが分かつた。
- 言語に関係なく、共通の悩みが多いと感じた。
- 口の字に座る配席は良かつた。
- 事前にテーマを決めて臨んだ方が意見は述べやすいと思う。
- 検察官が通訳人を見る目が分かり、身が引き締まつた。
- もう少しリラックスできる雰囲気作りが必要だつたと思う。
- 日頃疑問に思っていることを直接質問できて良かつた。
- このような座談会を地方でも開催してもらいたい。
- 犯罪人の引渡しに関する条約等の説明をしてもらいたかつた。

2 本セミナーの日程等について

本セミナーの日程、開催場所、運営方法等について、御感想や御意見、御要望を記載してください。

(1)日程等について

- 妥当 2 8
- もっと長い方が良い。 6

(2)開催場所について

- 妥当 2 2
- 地方別で同様のセミナーを開催してもらいたい。 3

○毎年地方を変えて実施した方が良い。

(3)運営方法について

○妥当 2 3

○休憩時間が短い。 3

3 本セミナーの内容について

今後、同様のセミナーを開催する場合、取り入れるのが望ましいと思われる講義科目、講習方法、行事等についての御意見を記載してください。

○外国人被疑者の取調べのロールプレイングをしてもらいたい。 7

○座談会の時間をもう少し増やしてもらいたい。 4

○もっと通訳人どうしが意見交換できる場があった方がよい。 3

○同じ言語どうしの意見交換の場があった方がよい。 4

○ベテラン通訳人との座談会があった方がよい。 3

○裁判の傍聴があると良い。 2

○地検ごとに同様のセミナーを開催してもらいたい。 2

○もっと質問したい人もいたと思うので、質問時間を決める等多くの質問に受け答えできるようにしてもらえれば良かった。 2

○検察官との座談会のために、各自で事前に質問や意見を準備しておいた方がよい。

○実際の捜査・公判に関わる講義ばかりだったので役に立った。

○法務省内の見学をしてもらいたい。

○講義は事前にレジュメを配布し、研修員の疑問点をもとに進めてはどうか。

○事前のアンケートをもっと活用してもらいたかった。

○各言語の専門用語と問題点。

○通訳人のレベルに合わせたセミナーも準備してもらいたい。

○過去のセミナーで指摘された問題点についてどのように対応・改善したのか伺いたい。

○講義の資料をスクリーンで表示してはどうか。

○通訳人ホームページにある「通訳に関する裁判例」を取り上げてはどうか。

○言語別の取調べのビデオの上映。

○同時通訳や語学の講習をしてけると良い。

4 教材について

本セミナーで教材として配布しました「刑法入門」、「刑事手続概要」、「捜査と通訳」に関する御感想や御意見、御要望を記載してください。また、これらを含む教材全般についての御意見、御要望（どのような教材を使用するのがいいかなど）も記載してください。

○今後の勉強用資料として活用したい。 1 2

○分かりやすい。 8

- 資料をもらえたことは良かった。 4
- 事前に配布してもらえると良かった。 2
- セミナーに参加しない人にも配布して欲しい。 2
- もっと分かりやすい教材にしてもらいたい。 2
- 他の国の「刑事手続概要」のような資料をもらいたい。
- 各講義の補足説明用の資料があればより良かった。
- 通訳人の協力で「通訳失敗談」のような冊子を作成できないか。
- 対訳集を通訳人が購入して利用できるようにしてもらいたい。
- 対訳集も配ってもらいたかった。
- 刑法と刑訴法の本は、法改正等を盛り込んで改訂した方が良い。
- 漢字が読めない人もいるので、ふりがなのある資料があれば良い。
- 刑法、刑事手続概要、捜査と通訳について、色々な言語のものがあるとより良い。

5 その他

その他本セミナーに対する感想がありましたら何でも結構ですので記載してください。

- とても良い経験をすることができ、勉強になった。 10
- 各地域の通訳人と意見交換ができて良い勉強になった。 13
- 教材及び資料はセミナーの1か月前にもらえれば、疑問点等を事前に準備できる。
- 懇談会で他の通訳の方と意見交換ができた。

6 通訳人支援ホームページについて

通訳人支援ホームページに対する要望事項があれば記載してください。

- このようなホームページがあることを知らなかった。 6
- まだ見ていないので、今後見てみたい。 4
- 新しい制度の説明と訳文があると良い。 3
- 積極的にPRすべきである。 3
- 以前ID等を教えてもらったがアクセスできなかった。 2
- アドレスを教えてもらいたい。
- 通訳人掲示板を作ってもらいたい。
- 「裁判例や報道から」というページに特殊な国際的犯罪に関する裁判例も掲示してあると良い。
- 各都道府県の通訳人の情報の掲載。
- 各地で開催される研修会等の案内。
- 法律用語対訳集の掲載。
- せっきくのホームページなので、更新した方が良い。

平成19年度被害者支援員中央研修
日程

別紙3

日程 平成19年10月23日(火)

場所 法務省大会議室(地下1階)

| 月日 | 時間 | 事項 |
|---------------------------|---------------|---|
| 10 月 23 日 (木) | 9:45 | 集合 |
| | 10:00 ~ 10:15 | 開始式 |
| | 10:15 ~ 10:30 | 刑事局説明 「被害者支援員を巡る動き」 刑事局職員 |
| | 10:30 ~ 11:30 | 講義 (社)被害者支援都民センター職員 |
| | 11:30 ~ 12:30 | 休憩 |
| | 12:30 ~ 14:30 | 刑事局説明 「検務事務・被害者刑訴等」 刑事局職員 |
| | 14:30 ~ 15:30 | 講義 日本支援センター職員 |
| | 15:30 ~ 15:45 | 休憩 |
| | 15:45 ~ 18:00 | 全体協議 「関係機関・団体等との連携その他の支援の現状と今度の支援の在り方について」 アドバイザー：日本支援センター職員 |
| 18:00 ~ 18:10 | 終了式(解散) | |

事例 2 - 20 経済協力 (TICAD プロセスを通じた対アフリカ支援) [外務省総合評価]

| | |
|--|---|
| 事務事業名 | ⑧TICADプロセスを通じた対アフリカ支援 |
| 事務事業の概要 | <p>TICAD (アフリカ開発会議) は、日本と国連、UNDP 等との共催により、平成 5 (1993) 年の第 1 回会合以降、5 年ごとに開催され、アフリカへの開発問題につき議論すると共に、日本の継続的コミットメントを表す「プロセス」として確立するに至っている。最近の第 3 回会合 (TICADⅢ) では (1) 平和の定着、(2) 経済成長を通じた貧困削減、(3) 人間中心の開発を対アフリカ支援の 3 本柱として打ち出している。</p> |
| 有効性 (具体的成果) | <p>(1) 平和の定着</p> <p>DDR 計画、小型武器対策、政治ガバナンス強化、国内避難民の帰還・再統合促進、コミュニティ開発等を積極的に支援した。また、「TICAD 平和の定着会議」(閣僚級) を開催した他、AU、南部アフリカ開発共同体 (SADC) 等の地域機関を通じた広域的支援を実施した。さらに、日本主導で国連に設置された「人間の安全保障基金」を活用し、2000~2006 年にアフリカで 51 件、約 7,735 万ドルの支援を実施した。</p> <p>(2) 経済成長を通じた貧困削減</p> <p>貿易・投資促進、インフラ整備、債務救済、農業・農村開発の分野での支援を実施した。「TICAD アジ</p> |
| <p>ア・アフリカ貿易投資会議」で両地域間の貿易・投資促進を通じたアフリカ開発のための政策について議論した他、「アフリカ・アジア・ビジネス・フォーラム」を通じて、アジア・アフリカ間のビジネス・マッチングを実施。また、平成 5 (1993) 年の TICAD I 以降、アフリカで約 50 億ドルのインフラ支援を実施し、高い評価を受けている。アフリカの重債務貧困国 (HIPC) に対し総額約 30 億ドルの債務削減を TICAD Ⅲ時に表明。</p> <p>(3) 人間中心の開発</p> <p>保健医療、水と衛生、人材育成・教育、食糧支援の分野において、TICADⅢ以降 5 年間で 10 億ドルの無償資金協力実施を表明、平成 18 (2006) 年 12 月までに約 8.6 億ドルを実施した。『「保健と開発」に関するイニシアティブ』、「水と衛生に関する拡大パートナーシップ・イニシアティブ」を発表した。</p> | |
| 事業の総合的評価 | <p><input checked="" type="radio"/> 拡充強化 <input type="radio"/> 内容の見直し・改善 <input type="radio"/> 今のまま継続 <input type="radio"/> 縮小 <input type="radio"/> 中止・廃止</p> <p>(理由と今後の方針)</p> <p>アフリカでは依然として紛争・貧困等の問題がある一方、近年、平和の定着や民主化等の進展も見られる。このような政治・経済両面の前向きな動きを後押しするため、我が国が対アフリカ支援の基軸としている TICAD の第 4 回会合 (TICADⅣ) では、(1) インフラ整備を通じた貿易・投資促進等の成長の加速化、(2) ミレニアム開発目標 (MDGs) の達成や平和の定着といった人間の安全保障の確立、(3) 環境・気候変動問題への対処等の分野を重視し、国際社会の知恵と資金を結集する呼び水とすべく、インパクトのある支援策を打ち出す必要がある。</p> |

評価をするにあたり使用した資料

平成19年度「スリランカ国別評価」報告書

平成19年度「インドネシア国別評価」報告書

平成19年度「中国国別評価」報告書

平成19年度「モンゴル国別評価」報告書

平成19年度「ニカラグア国別評価」報告書

平成19年度「チュニジア国別評価」報告書

平成19年度「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」評価報告書

平成19年度「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取り組みの評価」報告書

事例 2-21 国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する〔文部科学省実績評価〕

達成目標 2-1-2

国際社会で主体的に行動することができる能力の基礎を育成するために国際理解教育を推進する体制を整備するとともに、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画に基づき、「英語が使える日本人」を育成する体制を確立する。

(基準年度：14年度・達成年度：19年度)

1. 評価の判断基準

| | |
|------|---|
| 判断基準 | 体制の確立度合いを示す指標の伸び |
| | S=すべての指標が、計画策定当初より10ポイント以上向上している A=指標の8割以上が、計画策定当初より向上している B=半分以上の指標が、計画策定当初よりが向上している C=計画策定当初よりポイントが向上している指標が半分以下 |

2. 平成19年度の状況

平成19年度は、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールを81校指定、英語指導法開発事業を6件採択、小学校英語活動地域サポート事業を3地域指定する等を行った。

平成14年度に当該達成目標を設定した以後、スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールを延べ169校指定し、平成17年度以降英語指導法開発事業を延べ15件、小学校英語活動地域サポート事業を35地域を指定したこと等により、「英語が使える日本人」を育成する体制の確立を推進してきた。

英語教育改善実施状況調査等によれば、小学校における外国語活動の実施状況及び中学校、高等学校における外国語指導助手（ALT）の活用状況等は、「英語が使える日本人」の育成のための行動計画が開始された平成15年度以降、おおむね順調に伸びており、学校教育において、児童・生徒が英語を学習するにあたっての体制が整備されてきている。

(指標・参考指標)

| | | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-----------|--------------------------------------|------|------|------|------|------|
| ① | 小学6年における英語活動実施状況(%) | 88.3 | 92.1 | 93.6 | 95.8 | 97.1 |
| | ・伸び(ポイント) | 0 | 3.8 | 5.3 | 7.5 | 8.8 |
| ② | 中学3年の授業におけるALTの参加率(%) | 20.2 | 17.8 | 23.3 | 25.5 | 26.3 |
| | ・伸び(ポイント) | 0 | -2.4 | 3.1 | 5.3 | 6.1 |
| ③ | 高校3年の授業におけるALTの参加率(%) i) 国際コース | 21.6 | 23.7 | 23.4 | 24.4 | 25.1 |
| | ・伸び(ポイント) | 0 | 2.1 | 1.8 | 2.8 | 3.5 |
| | ii) その他の学科 | 7.0 | 9.1 | 10.4 | 10.1 | 10.6 |
| ・伸び(ポイント) | 0 | 2.1 | 3.4 | 3.1 | 3.6 | |
| ④ | 英語教員の英語力(中学校教員:英検準1級程度の英語力を持つ教員の割合) | | | | 24.8 | 26.6 |
| | ・伸び(ポイント) | | | | 0 | 1.8 |
| ⑤ | 英語教員の英語力(高等学校教員:英検準1級程度の英語力を持つ教員の割合) | | | | 48.4 | 50.6 |
| | ・伸び(ポイント) | | | | 0 | 2.2 |
| ⑥ | 生徒の英語力(中学生:英検3級程度の英語力を持つ生徒の割合) | | | | 33.7 | 32.4 |
| | ・伸び(ポイント) | | | | 0 | -1.3 |
| ⑦ | 生徒の英語力(高校生:英検準2級~2級程度) | | | | 27.8 | 30.3 |
| | ・伸び(ポイント) | | | | 0 | 2.5 |

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・ 小学校英語活動実施状況調査
- ・ 英語教育改善実施状況調査 (中学校、高等学校)

(注) 指標④～⑦については、H15～17年度は調査を実施していない。

(指標の設定根拠)

「英語が使える日本人」の育成のための行動計画の中に記載されている指標のうち、学校教育において児童・生徒が英語を学習するための体制の整備に関するものを指標とした。また、体制を整備した結果を図る指標として、生徒の学力の向上を取り上げた。

3. 評価結果

A

(判断理由)

①～⑦のうち6つの指標について、計画策定当初より指標が向上していた。判断基準において、指標の8割以上が計画策定当初より向上している場合Aとしているので、評価結果はAとした。

4. 今後の課題及び政策への反映方針

平成15年度からの5ヵ年計画として策定された「英語が使える日本人」育成のための行動計画については、平成19年度が最終年度であった。計画期間中、上記各指標はおおむね向上しており、「英語が使える日本人」を育成する体制の整備にとって一定の成果があったと言える。今後は、向上が見られなかった点も含め、英語教育の更なる推進に向けた施策を検討していく。

5. 主な政策手段

| 政策手段の名称 [19年度予算額(百万円)] | 概要 | 19年度の実績 | 21年度の予算要求への考え方 |
|--------------------------------------|----------------------------|---|----------------|
| 「英語が使える日本人」の育成のための行動計画の着実な推進(474百万円) | 「英語が使える日本人」の育成のための行動計画を推進。 | ・スーパー・イングリッシュ・ランゲージ・ハイスクールを81校指定した。 | 継続(継続校のみ) |
| | | ・地域における英語教育の中核的な役割を果たす人材の育成を図ることを目的に、6件を採択のうえ英語指導法開発事業を実施した | 終了 |
| | | ・現行の小学校英語活動における指導方法や教材作成等の課題に対する充実・改善をサポートするための事業を、1か年または2か年の指定を行った。平成17年度に30地域を、18年度には17年度からの継続25地域を含む30地域を、19年度には18年度からの継続3地域を指定した。 | 終了 |

事例 2-22 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進〔文部科学省実績評価〕

政策目標 5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進

学生が経済面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金制度による意欲・能力のある個人に対する支援を一層推進する。

●主管課（課長名）

高等教育局学生支援課（下間 康行）

●関係課（課長名）

初等中等教育局児童生徒課（磯谷 桂介）

●評価の判断基準

| | |
|------|--|
| 判断基準 | 奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合 |
| | S = 95%以上 A = 80%以上～95%未満 B = 65%以上～80%未満 C = 65%未満 |

●平成19年度の状況

奨学金事業について、対前年度比5.2万人の貸与人員の増員を行った結果、施策目標5-1の下の達成目標については、5-1-1「日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」という観点から想定どおりに達成できている。

なお、高等学校等奨学金事業は、平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。

達成目標を達成することで、意欲ある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。

●評価結果

A

●20年度以降の政策への反映方針

近年では、貸与基準を満たす希望者については年度内にほぼ全員を採用しており、今後とも貸与基準を満たす希望者が奨学金を受けられることができるよう、学生のニーズ等を踏まえ引き続き充実に努めていく必要がある。

●政策評価担当部局の所見

次年度の評価においては、教育研究の特性に配慮しつつアウトカム指標の設定について検討すべき。

学生への貸与による成果（学生の満足度等）を測る指標の設定について検討すべき。

施策目標 5-1 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進

(基準年度：毎年度・達成年度：毎年度)

教育の機会均等の観点から、意欲・能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。

●主管課（課長名）

高等教育局学生支援課（下間 康行）

●関係課（課長名）

初等中等教育局児童生徒課（磯谷 桂介）

●評価の判断基準

| | |
|------|--|
| 判断基準 | 奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合 |
| | S = 95%以上 A = 80%以上～95%未満 B = 65%以上～80%未満 C = 65%未満 |

●平成19年度の状況と総合評価結果

達成目標 5-1-1 A

奨学金事業について、対前年度比5.2万人の貸与人員の増員を行った結果、施策目標 5-1 の下の達成目標については、5-1-1「日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」という観点から想定どおりに達成できている。

なお、高等学校等奨学金事業は、平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。

達成目標を達成することで、意欲ある学生への支援体制の整備という点で学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境の整備に資したと考える。

●必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

奨学金を希望する者は増加しており、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするためにも、奨学金事業の更なる充実を図ることが必要である。また、教育基本法第4条第3項においても「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されており、国が責任をもって実施すべき施策である。さらには平成20年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」においても、「教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業を推進する」と本事業を実施することの重要性が提言されている。

【有効性の観点】

奨学金事業の開始以来、65年間で約918万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、教育の機会均等の実現と我が国の発展を支える人材育成に大きく寄与してきたところである。また、経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金の貸与を社会のセーフティネットとしての役割を担うことで、国民の安心と勉学意欲の涵養を与えている。

【効率性の観点】

(事業インプット)

奨学金事業に必要な経費 122,412百万円 (平成19年度予算額)
【事業費総額 850,335百万円】

(事業アウトプット)

貸与人員 103.7万人 (平成19年度実績)
【無利子貸与事業：34.9万人、有利子貸与事業：68.8万人】

(事業アウトカム)

意欲と能力のある学生への支援体制の整備という点で、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境が整備された。

●今後の課題及び政策への反映方針

【予算要求への反映】

これまでの取組を引き続き推進

【具体的な反映内容について】

近年では、貸与基準を満たす希望者については年度内にほぼ全員を採用しており、今後とも貸与基準を満たす希望者が奨学金を受けることができるよう、学生のニーズ等を踏まえ引き続き充実に努めていく必要がある。

●関係する施政方針演説等内閣の重要施策 (主なもの)

経済財政改革の基本方針 2008 (抄) ～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～
(平成 20 年 6 月 27 日 閣議決定)

第 5 章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

2. 未来を切り拓く教育

- ・教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校の ICT 化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。

教育振興基本計画 (抄) (平成 20 年 7 月 1 日 閣議決定)

第 3 章 今後 5 年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(2) 施策の基本的方向

基本的方向 4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する
能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向 4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

④ 教育機会の均等を確保する

【施策】奨学金事業等の推進

教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業等を推進する。

(4) 特に重点的に取り組むべき事項

◎安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

○教育への機会の保障

就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私学助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。

●関連達成目標

なし

●政策評価担当部局の所見

次年度の評価においては、教育研究の特性に配慮しつつアウトカム指標の設定について検討すべき。

学生への貸与による成果（学生の満足度等）を測る指標の設定について検討すべき。

達成目標 5-1-1

日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。

(基準年度：毎年度・達成年度：毎年度)

1. 評価の判断基準

| | |
|------|--|
| 判断基準 | 奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合 |
| | S=95%以上 A=80%以上～95%未満 B=65%以上～80%未満 C=65%未満 |

2. 平成 19 年度の状況

奨学金事業について、対前年度比 5.2 万人の貸与人員の増員を行った結果、奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合が 80.13%となっており、達成目標 5-1-1 「日本学生支援機構による奨学金事業を充実させ、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、修学機会の確保を図る。」については、想定どおり達成できたものと判断できる。

なお、高等学校等奨学金事業は、平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。

(指標・参考指標)

| 年度 | 19 |
|---|-------|
| 奨学金が受けられなかった場合、修学が著しく困難(不可能)、もしくは修学が困難な学生の割合(%) | 80.13 |

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・ 出典：日本学生支援機構による調査（平成 19 年 12 月～平成 20 年 2 月）

(調査内容)

調査対象：平成 19 年度に奨学金貸与中の者のうち、平成 20 年度以降も継続して貸与を希望する者

調査項目及び結果：奨学金が受けられなかった場合について

- ①修学が著しく困難(不可能)となる(41.72%)
- ②修学が困難となる(38.41%)
- ③修学は可能であるが家庭からの給付、アルバイトが不可欠(19.87%)

(指標の設定根拠)

経済的な理由により修学が困難な学生に支援をするという奨学金の趣旨に鑑み、奨学金が受けられなかった場合、修学が著しく困難(不可能)、もしくは修学が困難な学生の割合を指標として設定する。

3. 評価結果

A

(判断理由)

奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合については、平成 19 年度中に奨学生に対して実施した調査により、80.13%であり、奨学金事業の充実が、学生の修学機会の確保に寄与していると判断できるため。

4. 今後の課題及び政策への反映方針

近年では、貸与基準を満たす希望者については年度内にほぼ全員を採用しており、今後とも貸与基準を満たす希望者が奨学金を受けることができるよう、学生のニーズ等を踏まえ引き続き充実に努めていく必要がある。

意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生を引き続き支援するため、奨学金の充実を図っていくことが必要であり、平成 20 年度予算においては、事業全体で対前年度比 7.5 万人増の 121 万 9 千人の学生等に対し、801 億円増の 9,305 億円の奨学金を貸与することを予定している。

5. 主な政策手段

| 名称（19年度予算額 （百万円）） | 概要 | 19年度の実績 | 21年度の予算要 求への考え方 |
|--|---|---|--------------------|
| (独)日本学生支援機構 奨学金事業の充実 (850,335 百万円) (うち高等学校等奨学金事 業交付金：28,800 百万円) | 教育を受ける意欲と能力 のある学生がより多く奨 学金の貸与を受けられる よう奨学金事業を充実さ せる。 | 奨学金事業を充実させることにより、意欲 と能力のある能力のある学生が経済的な 面で心配することなく、安心して学べるよ う、修学機会の確保を図ることができた。 貸与人員103.7万人（平成19年度実績） 【無利子貸与事業：34.9 万人、 有利子貸与事業：68.8 万人】 | 継続 |

事例2-23 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進（拡充）〔文部科学省事業評価（事前）〕

**【達成目標5-1-1】
6.2. 意欲・能力のある学生に対する奨学金事業の推進（拡充）**

平成21年度要求額：141,244百万円
(平成20年度予算額：130,899百万円)
事業開始年度：平成21年度
事業達成年度：平成21年度

●主管課（課長名）

高等教育局学生支援課（下間 康行）

●関係課（課長名）

初等中等教育局児童生徒課（磯谷 桂介）

●事業の概要等

1. 事業目的

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与その他学生等の修学の援助を通じ、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資する。

2. 事業に至る経緯・今までの実績

奨学金事業の開始以来、65年間で約852万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、教育の機会均等の実現と我が国の発展を支える人材育成に大きく寄与してきたところである。さらに、経済的理由により修学を断念することがないよう、奨学金の貸与を社会のセーフティネットとしての役割を担うことで、国民の安心と勉学意欲の涵養を与えている。近年、高等教育機関への進学率の高まり、学生の親からの経済的な自立意識の高まりなどを反映し、奨学金希望者はなお増加傾向にある。

平成19年度の貸与人員実績は、無利子奨学金が34.9万人、有利子奨学金が68.8万人である（都道府県に移管された高等学校等奨学金事業分は除く）。

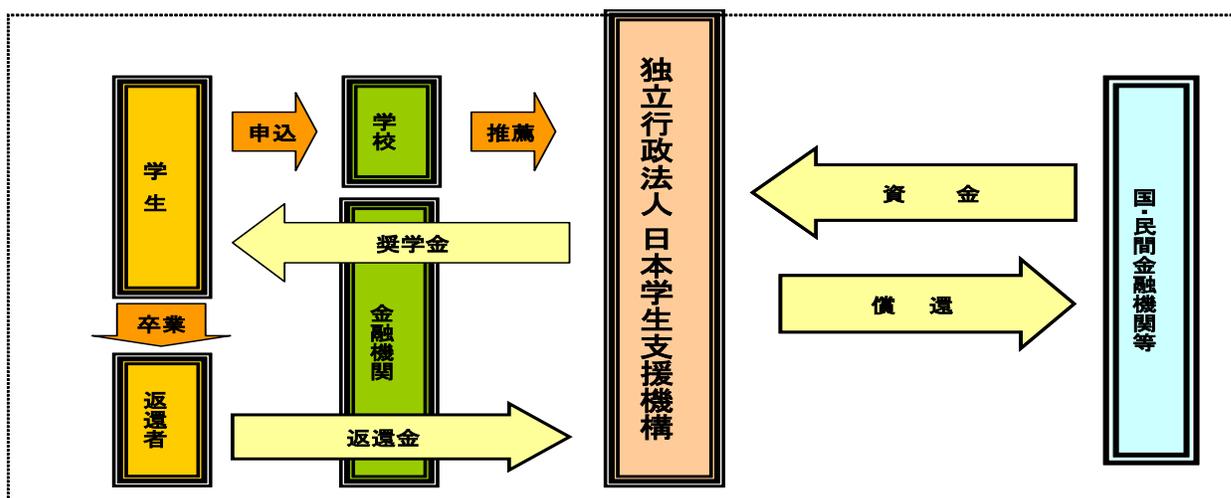
3. 事業概要

意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金を希望する学生を引き続き支援するため、奨学金の充実を図っていくことが必要であり、平成20年度予算においては、事業全体で対前年度比7.5万人増の121万9千人の学生等に対し、801億円増の9,305億円の奨学金を貸与することを予定している。

なお、高等学校等奨学金事業は、平成17年度入学者から順次都道府県へ移管されており、都道府県が実施

する高等学校等奨学金事業の財源として、高等学校等奨学金事業交付金を交付している。

平成21年度要求では、無利子奨学金において学生のニーズ及び返還時の負担軽減の観点から、現行より低い新たな貸与月額を創設し、貸与月額を選択制とすることで事業費の見直しを図る一方で、残存適格者を解消するため、貸与人員の増員等により、事業全体として充実を図ることとしている。



4. 指標と目標

【指標】

奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合（平成20年度：80.13%）

【目標】

経済的な理由により修学が困難な学生を支援するという奨学金の趣旨に鑑み、奨学金が受けられなかった場合、修学が著しく困難（不可能）、もしくは修学が困難な学生の割合を高める。

【効果の把握手法】

独立行政法人日本学生支援機構において、「奨学金の貸与を受けることにより修学可能となった学生の割合」について調査を実施し、修学機会の確保の状況を把握し、検証を行う。

●事業の事前評価結果

A. 19年度実績評価結果との関係

達成目標 5-1-1 「今後の課題及び政策への反映方針」において、「近年では、貸与基準を満たす希望者については年度内にはほぼ全員を採用しており、今後とも貸与基準を満たす希望者が奨学金を受けることができるよう、学生のニーズ等を踏まえ引き続き充実に努めていく必要がある」と記述されており、本事業の拡充は不可欠である。

B. 必要性の観点

1. 事業の必要性

奨学金を希望する者は増加しており、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするためにも、奨学金事業の更なる充実に努める必要がある。また、貸与基準を満たしているにもかかわらず、無利子奨学金において採用できていない学生等に対する支援を充実させる必要がある。

2. 行政・国の関与の必要性（官民、国と地方の役割分担等）

教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学金を貸与することにより、我が国の将来を担う学生が、経済的に自立し、安心して勉学に励めるよう、国が責任をもって実施する必要がある。教育基本法第4条第3項においても「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と規定されており、国が責任をもって実施すべき施策である。さらには平成20年7月に閣議決定された「教育振興基本計画」においても、「教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業等を推進する」と本事業を実施することの重要性が提言されている。

なお、「特殊法人等整理合理化計画」（平成13年12月閣議決定）により、高等学校生等に対する奨学金事業は都道府県において実施し、大学生等に対する奨学金事業は国の責任において日本学生支援機構が実施することとなった。

3. 関連施策との関係

① 主な関連施策 施策目標 6-1

○ 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興（高等教育局私学部私学行政課）

私立学校振興助成法の趣旨に則り、私立学校の教育条件の維持向上並びに私立学校に在籍する幼児、児童、生徒又は学生に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

（平成21年度要求141,244百万円、事業開始年度：昭和45年度、事業達成年度：毎年度）

② 関連施策との関係（役割分担・連携状況）

本事業と同様に学生等を対象とした事業として、「私立学校の振興に向け、教育研究条件を高めるとともに経営の健全性の維持向上を図る事業」を実施しているが、個人補助と機関補助という面で果たす役割は異なるものの、学生等に対する経済的支援体制の強化などについては、互いに連携することで「人材の育成」という共通の目標達成に寄与している。

4. 関係する施政方針演説、審議会の答申等

経済財政改革の基本方針 2008（抄）～開かれた国、全員参加の成長、環境との共生～
（平成20年6月27日 閣議決定）

第5章 安心できる社会保障制度、質の高い国民生活の構築

2. 未来を切り拓く教育

- ・ 教育基本法の理念の実現に向け、新たに策定する「教育振興基本計画」に基づき、我が国の未来を切り拓く教育を推進する。その際、新学習指導要領の円滑な実施、特別支援教育・徳育の推進、体験活動の機会の提供、教員が一人一人の子どもに向き合う環境作り、学校のICT化や事務負担の軽減、教育的観点からの学校の適正配置、定数の適正化、学校支援地域本部、高等教育の教育研究の強化、競争的資金の拡充など、新たな時代に対応した教育上の諸施策に積極的に取り組む。

教育振興基本計画（抄）

（平成20年7月1日 閣議決定）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

(2) 施策の基本的方向

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

能力があるにもかかわらず経済的理由により修学が困難な者に対する奨学のための取組を進める必要がある。

(3) 基本的方向ごとの施策

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

④ 教育機会の均等を確保する

【施策】奨学金事業等の推進

教育の機会均等の観点から、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な学生等に対して、奨学金事業等を推進する。

(4) 特に重点的に取り組むべき事項

◎安全・安心な教育環境の実現と教育への機会の保障

○教育への機会の保障

就園奨励費、幼児教育無償化の歳入改革にあわせた総合的検討、就学援助、奨学金、私助成、税制上の措置の活用を通じた教育への機会の保障を図る。

C. 有効性の観点

1. 目標の達成見込み

本事業は、教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって修学の機会が奪われないよう、学生の多様なニーズ等を踏まえて、事業を充実し、教育負担の軽減を図ってきた。

本事業は、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学環境を整備し、もって次代の社会を担う意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるよう、奨学金事業を充実をすることとしており、奨学金の貸与を受けることにより修学が可能となった学生の割合が80%以上となることを目標としている。

奨学金事業の開始以来、65年間で852万人の学生等に対して奨学金の貸与を行ってきており、平成19年度の進学率において、奨学金事業が約10%の上昇に寄与し、約11万人の進学機会が確保されたという分析結果もある。

2. 上位目標のために必要な効果が得られるか

近年の大学進学率の上昇及び奨学金希望者の増加に対応しつつ、意欲と能力のある人材を幅広く育成する観点から、事業の充実を図ってきている。本事業の実施により、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資すると考えられる。

D. 効率性の観点

1. インプット

| | |
|-------------|-----------------------|
| 奨学金事業に必要な経費 | 122,412百万円（平成19年度予算額） |
| 【事業費総額 | 850,335百万円】 |

2. アウトプット

| | |
|------|---------------------------------|
| 貸与人員 | 103.7万人（平成19年度実績） |
| | 【無利子貸与事業：34.9万人、有利子貸与事業：68.8万人】 |

3. 事業スキームの効率性

本事業の予算規模（850,335百万円）に対して、アウトプットとして、103.7万人の学生に対して奨学金を貸与し、意欲と能力のある学生への支援体制の整備という点で、学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べる環境が整備されたと判断されることから、本事業のインプットとアウトプットの関係は効果的と判断する。

また、学生の利便性に資するため、予約採用制度の拡充や返還金の口座振替制度の導入など効率的な事業運営に努め、今後もその取り組みを充実する必要があると考える。

4. 代替手段との比較

本事業は、独立行政法人日本学生支援機構により行うが、民間企業が実施することとした場合には、

- ① 教育の機会均等の確保という公共性の観点から設けている貸与基準に基づき、大学において適切に奨学生の選考がなされることを公的機関が担保すること、
- ② 経済的理由等による返還猶予、死亡・心身障害による返還免除などの業務を行うこと、
- ③ 主たる家計支持者の所得の低い学生を優先的に採用しており、返還が完了するまでの期間が長期（20年以内）であること

などが、民間企業では適切に実施されない恐れがある。

なお、データ入力などの単純大量業務や回収業務、延滞者への督促架電業務等、より効率的・効果的な業務の実施が可能と見込まれる業務については民間委託を進めている。

E. 公平性の観点

本事業は、貸与基準を満たす学生等であれば奨学金の貸与を申請することが可能であり、公平性は担保できると判断する。

F. 優先性の観点

本事業は、経済的理由により修学に困難がある学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成に資する事業であり、学生のニーズ等を踏まえつつ、その充実を図ってきている。今後も、意欲と能力がある学生等が、経済的な面で心配することなく修学できるよう、本事業は優先すべき政策と考える。

G. 総括評価と反映方針

本事業は、教育の機会均等の確保の観点から、これまでも充実を図ってきており、近年では無利子・有利子合わせて事業全体で見れば、貸与基準を満たす希望者のほぼ全員に貸与できている状況である。今後とも、学生のニーズ等を踏まえつつ、健全性を確保した奨学金事業の充実に努めるため、平成21年度の概算要求においても事業の充実を進めていく必要がある。

●指摘事項と対応方針

【指摘事項】

1. 事業に対する総合所見（官房にて記載）

評価結果は妥当。

2. 外部評価、第三者評価等を行った場合のその概要等

大学等の運営・評価、奨学金、学生支援及び留学生支援の各分野に関し、広くかつ高い見識を有する者からなる評価委員会において、「返還・回収事業の在り方、次期中期計画・中期目標の数値目標の設定について検討する必要がある」との指摘があった。

【指摘に対する対応方針】

平成20年度から回収の外部委託の入札方法や時期、延滞年数などを検討し、費用の低減と効果的な委託に努め、また、社会情勢を踏まえた目標の設定、大学との連携強化についても取り組むこととしている。

事例 2 - 24 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること
〔厚生労働省実績評価〕

(I - 5 - 2)

実績評価書

平成 2 0 年 8 月

| | |
|--------------|-----------------------------------|
| 評価の対象となる施策目標 | 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること |
|--------------|-----------------------------------|

1. 政策体系上の位置付け等

| | | |
|---|---|--|
| 基本目標 | I | 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること |
| 施策目標 | 5 | 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること |
| 施策目標 | 5-2 | 治療方法が確立していない特殊の疾病等の予防・治療等を充実させること |
| 個別目標 1 | 難病対策を推進すること | |
| | (主な事務事業) ・難病情報センター事業 ・重症難病患者入院施設確保事業 | |
| 個別目標 2 | ハンセン病対策を推進すること | |
| | (主な事務事業) ・普及啓発のためのパンフレット事業 ・ハンセン病資料館の運営事業 ・ハンセン病療養所の運営事業 | |
| 個別目標 3 | エイズ対策を推進すること | |
| | (主な事務事業) ・H I V 検査・相談事業 ・H I V 検査普及週間の実施 ・世界エイズデー普及啓発事業 | |
| 施策の概要 (目的・根拠法令等) 1 目的等 健康を脅かす特殊の疾病等の予防・治療等を充実させるため、希少性があり、原因不明で効果的な治療方法が確立しておらず、生活面で長期にわたり支障をきたす疾患について、調査研究の推進や医療の確保等を図る。 また、特殊の疾病等の対策として、ハンセン病療養所の運営や、ハンセン病療養所退所者・非入所者等に対する生活支援、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発等のハンセン病対策とともに、H I V ・エイズに関する普及啓発及び教育、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進する。 | | |
| 2 根拠法令 ○らい予防法の廃止に関する法律 (平成 8 年法律第 2 8 号) ○ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律 (平成 1 3 年法律第 6 3 号) ○感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 1 0 年法律第 1 1 4 号) | | |
| 主管部局・課室 | 健康局疾病対策課 | |
| 関係部局・課室 | 医政局国立病院課 | |

2. 現状分析

<難病対策について>

難病対策については、厚生省（当時）が難病プロジェクトチームを設置し、難病対策の考え方、対策項目などについて検討を行った結果、昭和47年に策定された「難病対策要綱」において、「①原因不明、治療方法未確立であり、かつ、後遺症を残すおそれが多い疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と整理されている。

この要綱を踏まえ、「①調査研究の推進、②医療施設の整備、③医療費の自己負担の軽減、④地域における保健医療福祉の充実・連携、⑤ QOL の向上を目指した福祉施策の推進」の5本の柱に基づき、症例数が少なく原因不明で治療方法も未確立であり、かつ、生活面で長期に渡る疾病を研究する難治性疾患克服研究事業及び難病患者の医療費の助成制度である特定疾患治療研究事業など、各種の施策を推進している。

なお、特定疾患治療研究事業の受給者証件数は、昭和63年度169,906件、平成10年423,124件、平成17年度565,848件と年々増加している状況にあり、引き続き、難病対策の充実・強化が必要である。

<ハンセン病対策について>

ハンセン病対策については、平成8年4月に「らい予防法の廃止に関する法律」が成立し、これまでのいわゆる隔離政策が改正された。また、平成10年に提起された「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」について、平成13年5月の熊本地裁判決を踏まえ、内閣として控訴しないことを決定した。

これを受けて、ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図るため、議員立法により「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」が成立（平成13年6月公布・施行）した。また、これと平行して、原告と和解協議を行い、基本合意書に調印し、漸次和解が成立中である。

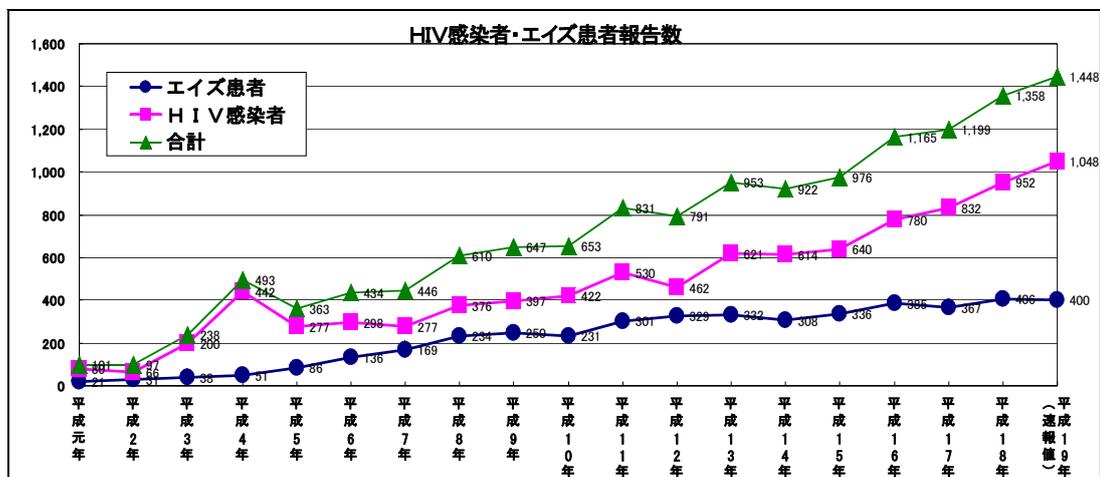
ハンセン病患者・元患者への恒久対策については、厚生労働副大臣を座長とする「ハンセン病問題対策協議議会」において、患者・元患者の代表らと検討を重ね、合意された事項について、①謝罪・名誉回復措置、②在園保障、③社会復帰・社会生活支援、を柱として実施している。

しかし、療養所入所者の社会復帰は、高齢化や社会に今なお偏見・差別が残っていることなどから困難となっており、引き続き、対策が必要となっている。

<エイズ対策について>

エイズ対策については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」第11条第1項の規定に基づき作成された「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（「エイズ予防指針」（平成11年厚生省告示217号）により、予防と医療にかかる総合的施策を患者の人権に配慮しつつ推進してきた。

エイズ/HIV感染の動向を見ると、平成19年の新規HIV感染者・エイズ患者報告数（速報値）の合計が過去最高の数となっており、増加傾向が続いている。近年では地域的、年齢的にも広がりを見せており、依然として予断を許さない状況である。



資料：エイズ動向委員会報告数(厚生労働省健康局調べによる)

3. 施策目標に関する評価

| 施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
|---|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度) | 7,848 【129.2%】 | 10,192 【129.9%】 | 13,336 【130.8%】 | 17,385 【130.4%】 | 17,358 【99.8%】 |
| 2 ハンセン病資料館の入館者数 (単位:人) (前年度以上/毎年度) | 13,164 【91.3%】 | 12,583 【95.6%】 | 5,190 【-%】 | - 【-%】 | 21,120 【-%】 |
| 3 保健所等におけるHIV抗体検査 件数(単位:件) (前年以上/毎年) | 75,539 【122.5%】 | 89,004 【117.8%】 | 100,287 【112.7%】 | 116,550 【116.2%】 | 153,816 【132.0%】 |
| (調査名・資料出所、備考) ・ 各指標は、健康局疾病対策課の調べによる。 ・ 指標1及び2の各年度の数値は年度末時点であり、指標3の各年の数値は年末時点である。 ・ なお、指標2については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館(平成17年9月から平成19年3月末まで)により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。 【参考】 難病情報センターHP http://www.nanbyou.or.jp エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html | | | | | |
| 施策目標の評価 【有効性の観点】 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数が、最近5カ年で2倍以上に増加しているが、このホームページには、診断・治療指針等を掲載し、患者から医療関係者まで、幅広く情報を入手できるものであることから、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。また、これにより、国民の受診機会の増加、また、治療研究の促進に繋がっているものと評価できる。 2 ハンセン病資料館の入館者数については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、休館前と比べて大幅に入館者が増え、多くの国民に情報提供を行うことができおり、国民への情報提供が有効に行われているものと評価できる。 3 保健所等におけるHIV抗体検査件数については、年々検査件数が増えており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、有効に進んでいるものと認められる。 | | | | | |
| 【効率性の観点】 1 難病情報センターのホームページアクセス件数は5年間で2倍以上増えており、難病に対する一般的な情報の他、医療従事者に向けた診断・治療指針も掲載しており、難病に関する情報を一元的に閲覧できるものと考えている。これらの情報を掲載することで、ホームページにより、難病に関する適切な情報提供が有効かつ効率的に行われているものと認められる。 2 ハンセン病資料館の入館者数が大幅に増えていることなどから、ハンセン病の正しい知識についての普及啓発が効率的に進んでいるものと評価できる。 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加(参考指標:「保健所等におけるHIV/エイズに関する相談件数」参照)しており、効率的に普及啓発が行われたものと評価できる。 | | | | | |
| 【総合的な評価】 1 難病患者に対する受診機会の増加及び国民への情報提供は、難病情報センターホームページのアクセス件数の増加などに見られるように、有効かつ効果的に行われている。また、国民への情報提供により、国民の受診機会の増加や治療研究の促進に繋がっており、難病対策の推進が図られているものと評価できる。 | | | | | |

今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。

- 2 ハンセン病対策の推進については、指標については、拡張工事に伴う休館があったため継続的な評価はできないが、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点として多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取り組みが行われていると評価できる。

この他、中学生向けパンフレットの配布事業やシンポジウムの開催等が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。

- 3 HIV・エイズに関する普及啓発及び教育の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加しており、普及啓発の効果及び利用者の利便性に配慮した検査体制の整備について、成果が認められる。

今後とも、より一層、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。

4. 個別目標に関する評価

| 個別目標 1 | | | | | |
|--|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 難病対策を推進すること | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準) | | | | | |
| | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 難病情報センターへのホームページアクセス件数(単位:千件) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標 1 と同じ | 7,848 【129.2%】 | 10,192 【129.9%】 | 13,336 【130.8%】 | 17,385 【130.4%】 | 17,358 【99.8%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は健康局疾病対策課の調べによる。 なお、各年度の数値は年度末時点である。 | | | | | |
| 【参考】難病情報センターホームページ http://www.nanbyou.or.jp | | | | | |
| 参考指標 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 特定疾患治療研究事業の受給者証件数(単位:件) | 530,843 | 541,704 | 565,848 | 585,824 | 集計中 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 指標 1 は健康局疾病対策課の調べによる。 平成 19 年度については集計中であり、平成 20 年 1 1 月ごろに公表予定。 | | | | | |
| 個別目標 1 に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | |
| <p>難病情報センターへのアクセス件数が最近 5 年間で 2 倍以上に増加していることなど、難病対策に関する症状や相談先などの一般的な情報提供はもとより、医療従事者に向けた診断・治療指針についての情報も含め、国民への情報提供は効果的に行われており、受診機会の増加や治療研究の促進に繋がるなど、難病対策の推進が図られているものと評価できる。</p> <p>また、重症難病患者入院施設確保事業についても、各都道府県において拠点病院や協力病院の整備を行っているところであるが、これらの病院の整備についても病院数も増加するなど着実に実行されており、重症難病患者入院施設確保体制の重要性が認識されているものと評価できる。</p> <p>今後とも、難病情報センターにおける情報提供の充実を図るなど、難病に関する情報提供を効果的に行うとともに、調査研究の推進等、難病対策を推進することが重要である。</p> | | | | | |
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | |
| 事務事業名 : 難病情報センター事業 | | | | | |
| 平成19年度 : 29百万円(補助割合:[国(定額10/10相当)]) | | | | | |

| | |
|---------------|--|
| 予算額 | 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 () |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () |
| 概要 | 難病に関する各種一般・専門情報の提供を広く行うことにより、難病患者や家族の療養上の悩みや不安に的確に対応し、その療養生活の一層の支援を図るとともに、医療関係者等に対し、最新の認定基準、治療方針、症例等に関する情報提供を行う。 |
| 事務事業名 | 重症難病患者入院施設確保事業 |
| 平成19年度 予算額 | 108百万円 (補助割合：[国1/2][都道府県1/2]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 () |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () |
| 概要 | 病状の悪化等の理由により、居宅での療養が極めて困難な状況となり、入院治療が必要となった重症難病患者に対し、適時に適切な入院施設の確保等が行えるよう、地域の医療機関の連携による難病医療体制の整備を図る。 |

| | | | | | | |
|---|--|-------------------|-------------------|---------------|-----------|----------------|
| 個別目標2 | | | | | | |
| ハンセン病対策を推進すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率 (実績値/達成水準) | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | ハンセン病資料館の入館者数 (単位：人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標2と同じ | 13,164 【91.3%】 | 12,583 【95.6%】 | 5,190 【-%】 | - 【-%】 | 21,120 【-%】 |
| (調査名・資料出所、備考) | | | | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> 健康局疾病対策課の調べによる。 各年度の数値は年度末時点である。 なお、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館 (平成17年9月から平成19年3月末まで) により、平成17年度については8月31日までの入館者数となっており、平成18年度については実績値は無い。 | | | | | | |
| 個別目標2に関する評価 (主に有効性及び効率性の観点から) | | | | | | |
| <p>ハンセン病対策の推進については、再オープンしたハンセン病資料館が、差別・偏見の解消に向けた拠点とし多くの入館者を集めるなど、目標の達成に向けて有効な取組が行われていると評価できる。</p> <p>この他、中学生向けパンフレットの配布事業や補償金の支給、「ハンセン病問題に関する検証会議」の提言の十分な検討や検討結果の実現に向けた道筋等を明らかにする再発防止検討調査事業や社会復帰を希望する者の生活基盤の確立及び自立の促進に資するために必要な費用の支援を行う社会復帰支援事業が着実に実施されており、今後も元患者等と協議を重ねながら必要な政策の実施を図ることが重要である。</p> | | | | | | |
| 政策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | | | | | | |
| 事務事業名 | ハンセン病資料館の運営事業 | | | | | |
| 平成19年度 予算額 | 170百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 () | | | | | |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局 (監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他 () | | | | | |
| 概要 | 内閣総理大臣談話及びハンセン病補償法に基づき、ハンセン病患者・回復者の過酷な歴史を伝え名誉回復を図るとともに、ハンセン病に関する国民の偏見・差別の解消及び情報の発信を図る。 | | | | | |
| 事務事業名 | 普及啓発のためのパンフレット事業 | | | | | |
| 平成19年度 予算額 | 27百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他 () | | | | | |

| | |
|---------------|---|
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要 | ハンセン病に関する偏見・差別の解消及び正しい知識の普及啓発のため、平成14年度より全国の中学生を対象としたパンフレット「わたしたちにできること」を作成・配布し、学校教育の場において取り組みを行っている。 |
| 事務事業名 | ハンセン病療養所の運営事業（国立ハンセン病療養所） |
| 平成19年度 予算額 | 12,047百万円 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要 | 国立ハンセン病療養所（13施設）の運営管理、入所者への医療の提供・福祉の増進等を行っている。 |
| 事務事業名 | ハンセン病療養所の運営事業（私立ハンセン病療養所） |
| 平成19年度 予算額 | 236百万円（補助割合：[国10/10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要 | 私立ハンセン病療養所（2施設）の運営管理、入所者への医療の提供・福祉の増進等のために必要な補助を行っている。 |

| | | | | | | |
|---|--|--------------------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 個別目標3 エイズ対策を推進すること | | | | | | |
| 個別目標に係る指標 | | | | | | |
| アウトプット指標 (達成水準/達成時期) | | | | | | |
| ※【 】内は、目標達成率（実績値/達成水準） | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 保健所等におけるHIV抗体検査 件数（単位：件） （前年以上/毎年） ※施策目標に係る指標3と同じ | 75,539 【122.5%】 | 89,004 【117.8%】 | 100,287 【112.7%】 | 116,550 【116.2%】 | 153,816 【132.0%】 |
| （調査名・資料出所、備考） ・ 指標1は、健康局疾病対策課の調べによる。 ・ なお、各年の数値は年末時点である。 | | | | | | |
| 【参考】エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html | | | | | | |
| 参考指標 | | | | | | |
| | | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 |
| 1 | 保健所等におけるHIV/エイズ に関する相談件数 | 130,153 | 146,585 | 161,474 | 173,651 | 214,347 |
| 2 | HIV感染者・エイズ患者報告数 | 976 | 1,165 | 1,199 | 1,358 | 1,500 |
| ・ 指標1・2は、健康局疾病対策課の調べによる。 ・ なお、各年の数値は年末時点である。 | | | | | | |
| 【参考】エイズ予防情報ネットHP http://api-net.jfap.or.jp/htmls/frameset-03-02.html | | | | | | |
| 個別目標3に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から） | | | | | | |
| HIV・エイズに関する普及啓発及び教育に加え、夜間・休日検査の実施等利用者の利便性に配慮した検査体制の整備の推進により、HIV検査件数、HIV・エイズに関する相談件数が増加しており、エイズ対策が効果的に推進されている。 今後とも、より一層、普及啓発及び教育の推進に取り組むとともに、検査・相談体制の充実、医療提供体制の再構築など、エイズ対策を推進することが重要である。 | | | | | | |

| | |
|---|--|
| 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要 | |
| 事務事業名 | H I V検査・相談事業 |
| 平成19年度 予 算 額 | 250百万円（補助割合：[国1 / 2][都道府県1 / 2]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：都道府県・政令市・特別区が保健所等で実施するH I V検査及びエイズに関する相談や、世界エイズデー等の際に実施するH I V検査及び相談事業に対し補助を行う。 | |
| 事務事業名 | H I V検査普及週間の実施 |
| 平成19年度 予 算 額 | 一百万円（補助割合：[国 /][/][/]） 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他（ ） 事業としての予算はありません |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：国や都道府県が行う検査・相談体制の充実を図る取組みを強化することにより、国民のH I Vやエイズに対する関心を喚起し、もってH I V検査の浸透・普及を図るため、キャンペーン活動等を実施する。 | |
| 事務事業名 | 世界エイズデー普及啓発事業 |
| 平成19年度 予 算 額 | 37百万円（補助割合：[国10 / 10]） 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他（ ） |
| 実施主体 | 本省、厚生局、労働局（監督署、安定所、均等室）、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他（ ） |
| 概要：UNAIDS（国連合同エイズ計画）が提唱する12月1日の世界エイズデーにあわせて、エイズのまん延防止、患者・感染者に対する差別・偏見等の解消を目的として、各種普及啓発イベントを実施する。 | |

5. 評価結果の分類

| | |
|---|---|
| 1 施策目標に係る指標の目標達成率 | |
| 指標1 | 目標達成率 99.8% |
| 指標2 | 目標達成率 - % |
| 指標3 | 目標達成率 132.0% |
| （目標達成率を算定できない場合、その理由） | |
| 指標2（ハンセン病資料館の入館者数：前年度以上／毎年度）については、ハンセン病資料館の拡充工事に伴う休館（平成17年9月から平成19年3月末まで）により、平成18年度については実績値が無いので、目標達成率を算定できない。 | |
| 2 評価結果の政策への反映の方向性 | |
| i | 施策目標の終了・廃止を検討（該当する場合に○） |
| ii | 施策目標を継続（該当する場合に次のいずれか1つに○） （イ）施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討 （ロ）見直しを行わず引き続き実施 <input checked="" type="checkbox"/> （ハ）施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討 |
| iii | 機構・定員要求を検討（該当する場合に○） |
| （理由） | |
| 難病対策については、平成20年度において、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、難病患者の実態を踏まえ、引き続き平成21年度要求においても難病対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。 なお、難病情報センターについては、難病に関する医療従事者からの相談に対応するために必要な提供情報蓄積及び情報処理能力の向上に資するため、サーバーの増設を行う予定である。また、特定疾患治療研究事業については、受給者の増及び新規疾患追加により、拡充要求を行うこととしている。さらに、難治性疾患克服研究事業については、「5つの安心プラン」において、難治性疾患の診断・治療法の研究開発を促進するため、対象疾患の拡大等事業を大幅に拡充することとしている。 また、H I V / エイズに係る普及啓発については、平成19年度事業において財政的 | |

な制約から申請額を減少させる自治体が増えたことから、各都道府県等での取組が進んでいない状況である。このことを踏まえ、平成20年度においては、当該事業について都道府県等に対し、本補助金の活用周知に努めるとともに、新規患者・感染者の報告数が増加していることを踏まえ、引き続き平成21年度要求においてもエイズ対策の推進に必要な経費を要求することを予定している。

3 施策目標等に係る指標の見直し(該当するものすべてに○)

(施策目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(個別目標に係る指標)

- i 指標の変更を検討
- ii 達成水準又は達成時期の見直しを検討

(理由)

6. 特記事項

①国会による決議等の状況(警告決議、附帯決議等)

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

経済財政改革の基本方針2008(平成20年6月27日閣議決定)
・「難病対策(や肝炎対策)を一層推進する。」

③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況

なし。

④会計検査院による指摘

なし。

⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

7. 本評価書に関連する他の実績評価書

なし。

事例 2 - 26 環境政策の基盤整備（環境基本計画の効果的実施）〔環境省実績評価〕

| | | | | | | | | |
|--------------------|-----|---|-----------|---------|---------|---------|-------|-------|
| | | 環境基本計画の効果的実施 | | | | | | |
| 目標 9-1 | | 各主体における環境配慮の織り込みの推進や環境白書等を活用した普及啓発等を行うなど、環境基本計画の効果的な実施により、環境保全に関する施策の効果的な実施を図る。 | | | | | | |
| 環境・循環型社会白書における位置づけ | | 7章1節 政府の総合的な取組 | | | | | | |
| 関係課・室 | | 環境計画課 | | | | | | |
| 指標の名称及び単位 | | <p>①（参考）第三次環境基本計画の総合的環境指標（一部）</p> <p>a：地球温暖化分野：温室効果ガスの年間総排出量（百万 t-CO₂）</p> <p>b：物質循環分野 b1：資源生産性（万円/トン） b2：循環利用率（%） b3：最終処分量（百万トン）</p> <p>c：大気循環分野 c1：大気汚染に係る環境基準達成率（%） c2：都市域における年間の30℃超高温時間数・熱帯夜日数</p> <p>d：水環境分野 d1：公共用水域の環境基準達成率（%） d2：地下水の環境基準達成率（%）</p> <p>e：化学物質分野：PRTR対象物質のうち環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量（t/年）</p> <p>f：生物多様性分野：脊椎動物、昆虫、維管束植物の各分類群における評価対象種数に対する絶滅のおそれのある種数の割合（%）</p> <p>②（参考）環境白書ホームページアクセス件数</p> | | | | | | |
| | | H15年度 | H16年度 | H17年度 | H18年度 | H19年度 | 目標年 | 目標値 |
| 指標 | ①a | 1,360 | 1,357 | 1,359 | — | — | H22年度 | 1,231 |
| | ①b1 | 31.6 | 33.6 | 33.0 | — | — | H22年度 | 約39 |
| | ①b2 | 11.3 | 12.7 | 12.2 | — | — | H22年度 | 約14 |
| | ①b3 | 40 | 35 | 32 | — | — | H22年度 | 約28 |
| | ①c1 | 85.7 | 89.2 | 91.3 | 90.7 | — | | |
| | ①c2 | 22 | 50 | 37 | 25 | 31 | | |
| | ①d1 | 83.8 | 85.2 | 83.4 | 86.3 | — | | |
| | ①d2 | 91.8 | 92.2 | 93.7 | 93.2 | — | | |
| | ①e | 35,526 | 31,496 | 31,601 | 27,906 | — | | |
| | ①f | 18.1 | 18.1 | 18.1 | 19.7 | 22.9 | | |
| | ② | | 268,768 | 364,376 | 353,392 | 344,669 | | |
| 目標を設定した根拠等 | | 基準年 | 基準年の値 | | | | | |
| | | 根拠等 | 第三次環境基本計画 | | | | | |

| | |
|--------------|---|
| <p>評価・分析</p> | <p>【達成の状況】</p> <p>○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)の効果的实施については、同計画策定以降の環境保全に関する取組状況についてみると進展がみられるが、環境の現状をみると各分野で未だ多くの課題を抱えている状況と言える。また、施策を点検する枠組み構築、環境白書等様々な手段による施策の状況に関する普及啓発、環境指標の検討やその基礎となる環境統計データの充実、環境保全経費の見積り方針の策定やとりまとめ等において進展があった。</p> <p>【必要性】</p> <p>○平成19年6月に「21世紀環境立国戦略」が閣議決定されるとともに、同年度に京都議定書目標達成計画、生物多様性国家戦略及び循環型社会形成推進基本計画の見直しがなされるに当たり、政府全体の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めることについても喫緊の課題となっている。当該課題に対応し、持続可能な社会を実現するに当たっては、環境保全に関する施策が大きな広がりを持ち、長期的な取組を必要とする自然環境・地球環境の保全を対象としていることから、国、地方公共団体、民間事業者や国民一人一人が協力し認識を共有した上で、すべての構成員が環境保全の施策に参画することが求められる。そのためには、政府全体の環境政策の方向と取組の枠組みを明示する環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱である環境基本計画の理念と道筋を各主体が共有し、取組を着実に実施することが必要である。</p> <p>【有効性】</p> <p>○第三次環境基本計画(平成18年4月7日閣議決定)は、次のような各主体が共通認識を持ち環境保全の施策への参画を進めるための必要な枠組み等を構築することを通じ、各主体の総合した成果として、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効果的な展開に資するものである。</p> |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・関係府省は経済主体としての活動分野に加え、政策分野においても環境配慮を推進することとし、政府全体として環境保全の施策に取り組むこと ・国土利用計画などの各種計画と環境基本計画との調和を保つことにより、政府における環境保全施策の総合的な推進について環境基本計画と連動して展開されること ・国民、事業者、地方公共団体等各主体に期待される役割を明確化することにより、各主体の環境保全の取組を進めるうえで有効に利用され、環境教育・環境学習などの場においても広く活用されること <p>○平成18年に閣議決定された第三次環境基本計画の進捗状況について、平成19年に第1回点検と同結果の閣議報告を行ったことにより、同計画がさらに推進され、環境保全に関する施策の効果的な実施に資することとなる。</p> <p>【効率性】</p> <p>○第三次環境基本計画では、環境基本計画の進捗状況についての全体的な傾向を明らかにし、実効性の確保に資するために、環境の状況、取組の状況等を総体的に示す指標(総合的環境指標)を導入している。当該指標を活用し、中央環境審議会による同計画の関連する施策も含めた有効性や効率性を踏まえた総合的な点検・評価を毎年実施することにより、同計画の着実な進捗を図り、もって、持続可能な社会を実現するに当たり必要な環境施策の効率的かつ効果的な展開に資することとなる。</p> <p>○インターネット等を始めとした各種媒体を効果的に活用し、環境白書や環境統計集などの環境情報を提供することを通じて、環境基本計画に係る取組の普及啓発を行い、環境保全に関する施策の効果的な実施に寄与した。特に、環境白書の普及啓発に当たっては、「図で見る環境・循環型社会白書」、「子ども環境白書」、「英語版環境・循環型社会白書」など、利用者のニーズや多様な利用形態を想定した普及を行ったほか、「白書を読む会」を開催することで、受け手側との双方向性を確保し、啓発活動を効率的に進めた。</p> |



<今後の展開>

- 引き続き、第三次環境基本計画に基づいた効果的な施策の実施、同計画の各年毎の点検、必要に応じた計画の変更を行う。
- 引き続き、国のその他の計画であって環境の保全に関する事項を定めるものについては、環境の保全に関しては環境基本計画の基本的な方向に沿ったものとする。
- 第三次環境基本計画を踏まえ環境配慮の方針の見直しを行う。
- 引き続き、啓発対象に合わせた柔軟かつ多様な手法を展開することにより、環境基本計画に係る取組等の普及啓発を効率的に進める。

事例 2-27 経済協力（基礎教育への支援）〔外務省総合評価〕

| | |
|-------------------|---|
| <p>事務事業名</p> | <p>⑦基礎教育への支援</p> |
| <p>事務事業の概要</p> | <p>「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」では、「途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援」、「日本の教育経験の活用」などの基本理念のもと、（１）「教育の『機会』の確保に対する支援」、（２）「教育の『質』向上への支援」、（３）「教育の『マネジメント』の改善」を重点分野とし、新たな取組として（４）「現職教員の活用と国内体制の強化（「拠点システム」の構築）」、（５）「国際機関等との広範囲な連携の推進」、（６）「紛争終結後の国造りにおける教育への支援」を挙げている。</p> |
| <p>有効性（具体的成果）</p> | <p>１．外務省と文部科学省の連携の下に、日本初の基礎教育援助政策であるBEGINを発表したことは、日本が基礎教育援助を重視するという姿勢を国内外に示す上で画期的であったと考えられる。</p> <p>２．基本理念である「途上国政府のコミットメント重視と自助努力支援」では、カウンターパート機関等による費用の一部負担が見られ、「日本の教育経験の活用」では、検討会開催、「日本の教育経験－途上国の教育開発を考える」（日・英・仏・西語版）出版等、相当なインパクトとして評価できる。</p> <p>３．（１）「教育の『機会』の確保に対する支援」における質の高い学校建設への積極的な取組、非キリスト教国である日本による「ジェンダー格差の改善のための支援」は、日本独自の貢献として意味があった。（２）「教育の『質』向上への支援」における日本の経験に基づく現職教員研修等の成果では、体系的とりまとめも進んでいる。（３）「教育の『マネジメント』の改善」において、教育政策アドバイザーを派遣し、相手国の教育政策等への取り上げ事例も多い。（４）「現職教員の活用」において、現職教員の青年海外協力隊参加への飛躍的進展、「拠点システム構築事業」が評価されている。（５）「国際機関との広範囲な連携の推進」において、日本よりユネスコに拠出された各種信託基金が毎年提供されている。（６）「紛争終結後の国造り」における、日本の UNICEF や NGO との教育開発での協力や人間の安全保障の枠組みの中での日本人専門家等による近年の教育分野支援活動は、BEGIN 以降成果があがった分野であると考えられる。</p> |
| <p>事業の総合的評価</p> | <p>○拡充強化 ○内容の見直し・改善 <input checked="" type="radio"/> 今のまま継続 ○縮小 ○中止・廃止</p> <p>（理由と今後の方針）</p> <p>人間の安全保障の確立、国造りの基礎として教育は不可欠な要素であり日本が重視してきた支援分野。特に基礎教育支援については、万人のための教育（EFA）及びミレニアム開発目標（MDGs）に含まれており引き続き国際社会の関心は高い。就学率の改善が進む一方、教育の質の向上が課題となる中、我が国が BEGIN に基づき、教育の量、質、マネジメントの３点を重点項目とし、ソフト、ハード双方を組み合わせた支援を国際機関や NGO 等とも連携して、各国の現状・ニーズに合った支援を引き続き実施していくことが重要。</p> |

評価をするにあたり使用した資料

平成19年度「スリランカ国別評価」報告書

平成19年度「インドネシア国別評価」報告書

平成19年度「中国国別評価」報告書

平成19年度「モンゴル国別評価」報告書

平成19年度「ニカラグア国別評価」報告書

平成19年度「チュニジア国別評価」報告書

平成19年度「成長のための基礎教育イニシアティブ（BEGIN）」評価報告書

平成19年度「TICADプロセスを通じた対アフリカ支援の取り組みの評価」報告書

事例 2-28 ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証〔総務省事業評価（事後）〕

平成 20 年度事後事業評価書

政策所管部局課室名：情報通信政策局 情報通信作品振興課

評価年月：平成 20 年 7 月

1 政策（事業等名称）

ユビキタスネットワーク時代に向けたマルチコンテンツ利用技術の開発・実証

2 達成目標

ユビキタスネットワーク時代に向け、多様な流通形態・利用形態に対応した、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能となる技術基盤の整備を実施することにより、多様なコンテンツの流通・利活用の促進等を実現する。

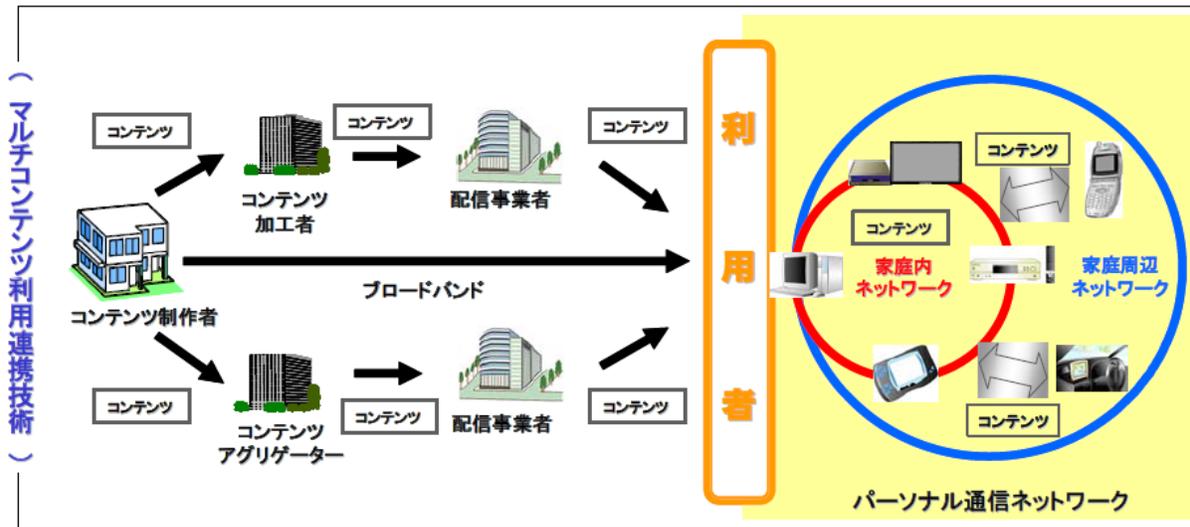
3 事業等の概要等

(1) 事業等の概要

- ・実施期間 平成 17 年度～平成 19 年度
- ・実施主体 総務省
- ・概要 ユビキタスネットワーク時代に対応した多様なコンテンツの流通の促進に向け、家庭内及び家庭周辺のパーソナルネットワーク上でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現等を図るため、コンテンツ管理、配信管理・認証及び機器管理・認証等の技術の開発・検証を行う。

例えば、放送番組その他コンテンツを、マルチキャスト配信、オンデマンド・ストリーミング配信、ダウンロード配信等の様々な形態により配信する場合に必要な技術要件や運用に関わるルール等について検証を行う。

・概要図



・総事業費

(単位：億円)

| 事業年度 | 17年度 | 18年度 | 19年度 | 総事業費 |
|------|------|------|------|------|
| 予算額 | 7.0 | 6.3 | 5.2 | 18.5 |

(2) 事業等の必要性及び背景

我が国は、これまでe-Japan戦略に基づき様々な取組を推進してきたこと等により、ブロードバンドインフラの整備が進展し、ブロードバンドネットワークの利用が拡大するなど、世界最先端のIT国家へと変貌を遂げてきた。また、我が国のコンテンツ市場において、ネットワーク流通市場は急成長を遂げており、今後持続的な市場拡大を果たしていく上でも、ブロードバンドネットワークを活用したコンテンツ流通の拡充が期待されている。

一方、コンテンツの流通促進については、政府として、「今後10年間でコンテンツ市場を約5兆円拡大させることを目指す」との目標を立てており、国家戦略の柱として位置づけられ、様々な目標等を実現するための迅速な環境整備が求められている。

政府の「知的財産推進計画」においても、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証が挙げられており、コンテンツの流通促進の実現に資するサービスモデルを念頭に置きながら取組を進めていくことが求められている。

また、「IT新改革戦略」に基づく「重点計画2006」「同2007」においても、我が国からの情報発信力の強化に向けた具体的な施策として「放送番組コンテンツの活用の促進」が掲げられており、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、暗号化、課金、伝送、端末等に係る技術的要素等の検討・検証を行うことが求められているところで

ある。これらの方針を踏まえ、本事業は、様々なメディアで視聴可能な、いわゆる「マルチコンテンツ」の流通の促進に向け、コンテンツ利用の高い自由度・利便性を確保しつつ、あらゆる利用過程においてコンテンツに係る権利の適切な保護の実現等を図ることを通じ、IT 戦略・知的財産戦略の早期実現に資するものであり、極めて重要である。

(3) 関連する政策、上位計画・全体計画等

- 上位政策 : 政策 1 1 情報通信技術高度利活用の推進
 - 「IT 新改革戦略」(平成 18 年 1 月 19 日 IT 戦略本部)
 - 「重点計画 2006」(平成 18 年 7 月 26 日 IT 戦略本部)
「放送番組コンテンツの活用の促進」として、新たなコンテンツ流通モデルの推進に向け、所要の技術的要素等の検討・検証を行うことが求められている。
 - 「重点計画 2007」(平成 19 年 7 月 26 日 IT 戦略本部)
「新たなコンテンツ流通モデルの推進」
消費者の利便性の向上と権利の適切な保護のバランスを図る観点から、IP マルチキャスト放送の著作権処理のあり方や、放送番組などのコンテンツの保護に係るルールとその担保手法のあり方等、デジタル化時代に相応しい新たなルールの形成を、消費者、権利者、放送事業者、メーカー等幅広い関係者の協力を得て進めるとともに、IPTV やモバイル等、消費者が放送番組などのコンテンツを視聴するメディアに係る選択肢を拡大し、放送番組などのコンテンツに関わる市場の一層の発展を図るため、端末、DRM 等、メディアに応じた新たなプラットフォームの開発、普及を進める。
 - 「知的財産推進計画 2006」(平成 18 年 6 月 8 日 知的財産戦略本部)
 - 「知的財産推進計画 2007」(平成 19 年 5 月 31 日 知的財産戦略本部)
- 第 4 章 コンテンツをいかした文化創造国家づくり
- I. 世界最先端のコンテンツ大国を実現する
 - 4. コンテンツに関する研究開発を推進する
 - (1)世界をリードするコンテンツ関連技術の開発、普及を進める
 - ①技術の開発を促進する
2007 年度も引き続き、以下のコンテンツ関連技術の開発を進める。
 - b)権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けたコンテンツ利用技術の開発・実証
- 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」(平成 18 年 7 月 7 日 閣議決定)
「今後 10 年間でコンテンツ市場を約 5 兆円拡大させることを目指す。」

4 政策効果の把握の手法

本事業は、パーソナルネットワーク上における多様なコンテンツの安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備に資する技術の開発・実証を目的とするものであることから、政策効果については、実証実験に係る報告書等により実施状況を検証することによりその有効性等を把握する。

5 目標の達成状況

本事業では、コンテンツの安全かつ適切な取引・制御が可能な流通基盤の整備に必要な技術について、マルチキャスト配信、オンデマンド・ストリーミング配信、ダウンロード配信等様々な流通形態及び利用形態において、十分な実証が行われた。これにより、本事業の目的である家庭内等のネットワーク上における多様で安全かつ適切なコンテンツ利用に対応した技術が確立され、運用に関わるルールの共有化が図られた。

また、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入や国際標準化に向けた展開に向け、次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果もあげている。

以上のようなことから、十分に目的が達成されていると認められる。

6 目標の達成状況の分析

(1) 有効性の観点からの評価

本事業の実施によって、安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な技術の開発・実証が行われ、その技術が確立したことにより、多彩なコンテンツの流通・利活用形態の実現が促進につながるとともに、当該基盤を活用した民間事業者による実ビジネスへの参入、国際標準化に向けた展開が図られた。

本実証実験の成果は、我が国発の新IT社会及び知的財産立国実現に貢献し、コンテンツ市場の一層の発展に資するものであり、有効性が認められる。

(2) 効率性の観点からの評価

多様なコンテンツの流通のためには、コンテンツの保護と利便性の両立に向けた汎用的なコンテンツ利用連携技術の開発・実証が必要となるが、これは公共的なインフラの役割を果たす基盤的な技術であり、コンテンツの権利者、コンテンツホルダ、配信事業者、端末・家電機器メーカー等多数の関係者の参画を確保しながら合意形成を行うことが不可欠となる。

本事業においては、国がリーダーシップを発揮して検討・合意形成の場を提供し、実証実験の場を提供するとともに、民間企業の既存のノウハウも活用しつつ、連携協力して実施しており、効果的・効率的な執行を行っているといえる。

(3) 今後の課題及び取組の方向性

本事業は、平成 19 年度で終了しているが、本事業の目標であった、ユビキタスネットワーク時代に対応した安全かつ適切なコンテンツ取引・制御が可能な流通基盤の整備については、引き続いての推進が必要である。また、我が国は、「今後 10 年間で 5 兆円のコンテンツ市場の拡大」を政府の目標としており、コンテンツ市場の拡大に向け、新たなプラットフォームの開発は急務である。

以上のような観点から、コンテンツの流通促進の実現に資するサービスモデルの実現に向けて、所要の技術的要素等の検討・検証等について引き続き取組を進めていくことが必要である。

7 政策評価の結果

本事業における実証実験においては、コンテンツに係る権利の適切な保護の実現と家庭等でのコンテンツ利用における高い自由度・利便性の確保の両立に向けた技術について、多様なネットワーク・メディア環境におけるコンテンツの流通の円滑化、ユーザーインターフェースの効率化の観点から検証が行われ、円滑なコンテンツ利用に資する技術が確立され、所期の目標が達成されており、また、その後の次世代ブロードバンドネットワークにおける標準化活動等への動きを活発化させる等の成果をあげており、一定の有効性が認められる。

8 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

○本施策は「情報通信ソフト懇談会」（平成 15 年 3 月～平成 15 年 12 月）のデジタルコンテンツワーキンググループ最終報告書における提言等も活用して検討されたものであり、政策効果の評価に当たっても活用した。

・「第 7 条 流通構造を改革すること」について

「デジタルコンテンツの流通を促進するため、利用者にとって、ストレスのないインフラ環境を整備する必要がある。このため、ブロードバンド・インターネット、無線 LAN、デジタル放送などあらゆるデジタル通信インフラを動員し、・・・ユーザーフレンドリー・・・が確保された世界一のコンテンツ流通環境を整えるべきである。」

- ・「第10条 コンテンツから見た技術政策を展開すること」について
- ① 「ユビキタスなどの新しい技術や新しい表現形式やジャンルを生んでいく。デジタル時代のコンテンツの発展にふさわしい技術政策を展開する必要がある。」
- ② 「コンテンツ関連技術の開発・普及政策は、コンテンツの制作者と利用者の恩恵を第一義に考えるべきであり、生産力向上、利用促進を図ることが肝要である。」、「制作者や利用者から見ると、やすく使いやすいことが大切」
- ③ 「技術とコンテンツの相乗効果を促し、新しい技術を新しいコンテンツに結びつけていくビジネス環境を用意すべきである。」

9 評価に使用した資料等

- ・ 「情報通信ソフト懇談会」デジタルコンテンツワーキンググループ新しいコンテンツ政策を考える研究会最終報告書（平成15年12月）

http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/031225_8.html

事例 2-29 科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる〔文部科学省実績評価〕

達成目標 10-6-3

科学衛星を開発・運用し、宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げ、宇宙科学の分野での世界的な研究拠点となる。

(基準年度 15年度・達成年度：24年度)

1. 評価の判断基準

| | |
|------|--|
| 判断基準 | 科学衛星の開発、運用の進捗状況 |
| | S = 当初計画以上に進捗している。 A = 当初計画どおりに進捗している。 B = 当初計画からやや遅れが見られる。 C = 当初計画から大幅に遅れが見られる。 |

2. 平成 19 年度の状況

科学衛星について、平成 19 年度の当初計画は、月周回衛星「かぐや」(SELENE)の打上げ・運用を行うとともに、既に打ち上げられている人工衛星(第 22 号科学衛星「ひので」(太陽観測衛星)等)の運用を行うこととしていた。

月周回衛星「かぐや」(SELENE)については、H-IIA ロケット 13 号機により、平成 19 年 9 月に打上げに成功し、14 種類の観測機器により、月表面の元素分布、鉱物分布、地形・表層構造、重力分布、磁場分布の観測を行っている。同年 10 月には世界初となるハイビジョンカメラによる月上空 100 キロメートルからの月面撮影、また、同 11 月には、「地球の出」及び「地球の入」の撮影に成功している。

第 22 号科学衛星「ひので」(太陽観測衛星)については、搭載された 3 種類の最新鋭望遠鏡を用いて、観測を重ね、その成果は、同年 12 月発行の米科学誌「サイエンス」で特集され、表紙も飾っている。また、これと前後して、Astronomy and Astrophysics (ヨーロッパを代表する天文学の学術雑誌)でも特集が組まれた。

第 24 号科学衛星(PLANET-C)については、当初計画どおり平成 22 年度の打上げに向けて開発を進めた。また、第 25 号科学衛星(ASTRO-G)については、研究開発を進めた。さらに、日欧が共同して水星を探索する BepiColombo プロジェクトについては、宇宙開発委員会の事前評価をふまえ、平成 20 年度から開発に移行することとなった。

(指標)

| | 16 | 17 | 18 | 19 |
|-------------------------------------|----------------|---|-------------------------|----------------|
| JAXA が開発し打ち上げた科学衛星 | — | 第 23 号科学衛星「すざく」(X線天文衛星) 第 21 号科学衛星「あかり」(赤外線天文衛星) | 第 22 号科学衛星「ひので」(太陽観測衛星) | 月周回衛星「かぐや」 |
| 成果の外部発表数(うち査読付き論文数)(※科学衛星と利用衛星の合計値) | 3,655 (399) | 3,188 (289) | 3,806 (472) | 3,103 (404) |
| 特許等の出願数(※科学衛星と利用衛星の合計値) | 109 | 113 | 120 | 138 |

(指標に用いたデータ・資料等)

JAXA 調べ

(指標の設定根拠)

指標としては、直接のアウトプットである衛星の打上げ実績と、アウトカムとして出現する、開発過程における特許等の出願数、運用した結果発表される論文数とした。

3. 評価結果

A

(判断理由)

当初計画どおりに衛星を開発し、打上げに成功した。打上げ後の運用も計画通りに進捗している

4. 今後の課題及び政策への反映方針

宇宙天文学や宇宙探査の分野において、今後も、世界第一線級のサイエンス・センターを目指し、信頼性を第一に据えた開発を行う。第24号科学衛星(PLANET-C)については平成22年度の打上げに向けて、また、BepiColomboプロジェクトについても平成25年度の打上げに向けて、それぞれ開発を進める。第25号科学衛星(ASTRO-G)については引き続き研究開発を進める。

また、現在、運用中の衛星についても、観測データを世界中の科学者、関係機関に公開するなど、学術研究の進展に貢献し、世界的な研究拠点となることを目指す。

→予算、機構定員等への考え方

宇宙天文学や宇宙探査の分野で学術的に意義の大きな成果を挙げるため、引き続き、科学衛星の開発・運用に必要な予算、人員の確保を図る。

5. 主な政策手段

| 政策手段の名称 [19年度予算額(億円)] | 概要 | 19年度の実績 | 21年度の予算要求 への考え方 |
|--|------------------|---|--------------------|
| JAXAによる宇宙分野の研究・開発・利用 (JAXA運営費交付金 1,288億円の内数) | 世界最高水準の宇宙科学研究の推進 | 月周回衛星「かぐや」の打上げに成功し、本格観測を開始した。また、第22号科学衛星「ひので」(太陽観測衛星)、第21号科学衛星「あかり」(赤外線天文衛星)、第23号科学衛星「すざく」(X線天文衛星)等についても順調に運用を継続中である。 | 継続 |

事例 2 - 30 政策 水産物の安定供給の確保 目標① 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進（水産物の安定供給の確保）〔農林水産省実績評価〕

平成19年度政策の実績評価書

評価実施時期：平成20年3月、6月
評価書公表時期：平成20年7月

担当部局名：水産庁企画課

【施策名】

| | |
|-------------|------------------|
| 水産物の安定供給の確保 | 政策体系上の位置付け VII-⑬ |
|-------------|------------------|

【施策の概要<目指す姿>】

国民に対して、新鮮で良質な水産物を安定的に供給するため、限りある水産資源の適切な管理と持続的な利用を確保する

【施策に関する目標】

① 我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準^{※1}にある状況に対応して、水産資源の回復・管理を推進する。

| 目標 ① | 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 | | | |
|--|---------------------------|-------------------------------|--------------------------------|----------|
| | <達成目標> | <19年度目標値> | <実績値> | <達成状況> |
| 水産資源の回復・管理の推進について総合的に判断する | | | | (C) |
| (7)資源回復計画 ^{※2} の着実な実施（漁獲努力量削減実施計画の早期策定）（毎年度：100%） | | 100% | 6/17 | 35% (C) |
| (4)国際機関 ^{※3} による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大（目標：毎年度：75魚種、50協定） | | 75魚種 50協定 | 77魚種 50協定 | (A) |
| (9)主な栽培漁業 ^{※4} 対象魚種及び養殖業等の生産量の確保 （基準値：平成18年度：1,754千トン →目標値：平成23年度：1,798千トン） | | 1,761千トン （基準値から 7千トン増加） | 1,790千トン （基準値から 36千トン増加） | 514% (A) |
| (1)平成23年度の海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面 ^{※5} における生産量の割合70%の確保 （基準値：平成18年度：63.5% →目標値：平成23年度：70%） | | 64.8% （基準値から 1.3%増加） | 75.2% （基準値から 11.7%増加） | 900% (A) |

<目標達成のための主な政策手段>

① 資源管理体制・機能強化総合対策費 【285 (290) 百万円】
資源回復計画の作成、漁獲可能量の適切な管理等を推進。

② 漁業協定等実施費補助金海外漁場等操業秩序維持推進事業 【82 (87) 百万円】
我が国周辺海域における安定的な操業秩序を確保するため、我が国周辺諸国との間の民間協定の締結等を支援するとともに、地域漁業管理機関等における適切な資源管理等を推進するため、海外漁場に関係する国や機関の漁業情報について、民間団体が行う収集・分析等を支援。

③ 水産増養殖等振興対策費 【1,017 (1,095) 百万円】
食料の安定供給のため、栽培漁業対象種の海域レベルでの適地種苗放流や効率的なさけ・ます資源の造成を推進する取組を実施するとともに、内水面漁業・養殖業の被害防止に向けた緊急的・広域的なカワウ・外来魚の防除対策及びウナギ資源の適正管理の推進を行う。
また、養殖生産に関する消費者への適切な情報提供や環境に優しい貝類の養殖技術開発等を促進する。

<目標に関する分析結果>

(7) 漁獲努力量削減実施計画の早期策定については、19年に作成された資源回復計画17のうち、漁獲努力量削減実施計画が早期に作成されたのは6計画で、達成状況は35%であった。これは、漁獲努力量削減実施計画が、禁漁区・禁漁期間を設定するため、漁業者にとって直接、経営上の痛みを伴うものであることから、漁業者間の調整がつかなかったことによる。

(4) 管理対象魚種については、昨年度より2魚種（マカジキ・メカジキ）増えて77魚種となった。これは、19年度において中西部太平洋まぐろ類条約対象水域におけるマカジキ及びメカジキの資源評価を行った結果、国際機関により管理対象魚種に選定されたためである。
なお、漁業協定数については、19年度は、前年度と同数の50協定となった。

(9) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量については、平成19年度において基準値を36千トン上回り、達成率514%で目標を大幅に達成した。これは、①さけ・ます類の栽培漁業生産量が、健苗放流や適期放流、

| | | | |
|---|--|----------------------------|----------------------------|
| <p>民間ふ化場への技術指導等を実施したことにより、増加したことに加えて、②ホタテガイやのり類の養殖生産量が海況に恵まれて大幅に増加したこと等によるものである。</p> <p>(エ) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合については、19年度において基準値から11.7%増加し、23年度の達成目標（70%）を上回る75.2%となり、目標を大幅に達成した。これは、養殖生産者を指導する都道府県担当者等に漁場改善計画の導入手法・必要性を周知した結果、行政担当者と養殖生産業者が養殖漁業者向け手引書等を利用し、一丸となって、新たに全国でも主要なノリ・ワカメ及びホタテ養殖漁場を含む14計画を策定したことによるものである。</p> <p>以上のことから、「低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進」の目標については、(ア)資源回復計画の着実な実施がCランクとなったことから、目標達成状況の判定方法に照らしCランクとなった。</p> <p>なお、強い水産業づくり交付金により地域の実情に応じた目標を示した上で、自主性・裁量性を発揮しながら各般の施策を総合的に推進する取組を支援することで、効率的な施策の推進を図っている。</p> | | | |
| <p><改善・見直しの方向性></p> <p>当目標においては、上記により達成は困難なことから、水産基本計画を踏まえ引き続き以下の取組を行っていくこととする。</p> <p>(ア) 都道府県水産主務課長会議において、漁獲努力量削減実施計画の作成が遅れている都道府県に対して指導を行うほか、早期作成について個別指導を行う。</p> <p>(イ) 今後とも、水産物の安定供給の確保を図るため、我が国排他的経済水域だけでなく、排他的経済水域外での持続的な水産資源の利用と管理が必要であり、地域漁業管理機関における協議、諸外国との協定の締結に向けた交渉等を通じ、国際的な水産資源管理枠組みの連携体制の強化等を推進する。</p> <p>(ウ) 国内漁業を取り巻く状況は、資源状況や漁場環境の悪化等により大変厳しくなっており、早急に資源を回復・増大させることが重要である。適地種苗放流については、効率的なさけ・ます資源の造成をする取組を行うとともに、内水面では漁業者が行う外来魚・カワウの食害被害防止活動に対する支援及びウナギ資源の適正管理を行う。また、養殖水産物の安定供給や生産情報の提供を求める消費者の声に適確に対処するため、環境にやさしい持続的な養殖生産によって安定的な養殖水産物の供給を推進する。</p> <p>(エ) 持続可能な養殖生産を実現するため、漁場改善計画策定海面における生産量の割合を平成23年までに8割とすることとし、平成20年8月の漁業権一斉更新に併せて計画内容の改善等を促す。</p> <p>なお、今年度大幅に目標を達成している指標のうち、(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業の生産量の確保については、自然変動に左右されやすく実績値を3カ年平均としている。19年度は想定以上の海況に恵まれ3カ年平均しても平準化されていない面があるものの、来年度についても引き続き、当該目標により評価を行うのが適当と考えている。また、(エ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合の確保については、今年度実績を踏まえ目標値を見直すこととする。</p> | | | |
| <p>② 産地の販売力を強化するとともに、消費と生産の橋渡しを担う水産物流通の構造改革を計画的に推進し、消費者が求める新鮮かつ安価な水産物の安定供給の確保を図る。</p> | | | |
| 目標 | 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開 | | |
| | <達成目標> | <19年度目標値> | <実績値> |
| | 消費地と産地の価格差の縮減 (基準値：平成18年度：3.98倍 →目標値：平成23年度：3.78倍) | 3.94倍 (基準値から 0.04減少) | 4.14倍 (基準値から 0.16増加) |
| | | | <達成状況> (B) |
| <p><目標達成のための主な政策手段></p> <p>① 水産物流通構造改革事業 【491(0)百万円】 拠点となる産地市場を整備する観点から、規模の零細な産地市場の統廃合などにより、一産地市場の取扱量の増大や、品揃えの充実を進め、産地の販売力を強化。</p> <p>② 国産水産物安定供給推進事業 【1,400(0)百万円】 産地と消費地の小売業者等との間の安定供給契約の締結を促し、直接取引による流通コストの縮減を推進。</p> | | | |
| <p><目標に関する分析結果></p> <p>19年度の消費地と産地の価格差は、4.14倍となり目標値3.94倍を達成できなかった。</p> <p>これは、産地価格がマイワシやスルメイカなどの魚種の水揚げ数量の増大によって下落した一方、小売価格は原油価格の高騰により梱包資材や輸送費などの流通経費が増加したため下がらなかったことにより、産地と消費地の価格差が広がったことによるものである。水産物流通構造改革事業により、魚箱を統一した地域において、物流資材費の低減が図られた。</p> <p>なお、流通コスト縮減の取組については、販路流通を調査した上で、流通実態に最も適している物流資材の開発を行うなど、効率的な施策の推進を図っている。</p> | | | |
| <p><改善・見直しの方向性></p> <p>19年度は、目標値を達成できなかったことから、産地の販売力を強化するとともに、消費者が求める新鮮かつ安価な水産物の安定供給に資するため、拠点市場の確立と産地の販売力強化を促進する「水産物流通構造改革事業」及び「国産水産物安定供給推進事業」において、漁業関係者や流通関係者等に対し、一層PRに努める</p> | | | |

とともに、両事業の実施による流通コストの削減を図っていく。
 なお、流通段階における価格差を的確に捉える指標の追加を検討することとする。

【施策に関する評価結果】

水産物の安定供給のためには、適切な資源管理、計画的生産及び適正な魚価の確保が必要である。
 その中で、水産資源の管理では、国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の目標は達成されたが、漁獲努力量削減実施計画の早期策定については、漁業者間での調整が必要なことから、関係都道府県に指導を行い、早期の計画策定に取り組んでいく必要がある。
 計画的生産では、行政と生産者との連携で新たな漁場改善計画が策定されたことにより目標を達成したが、19年度の実績が23年度までの目標値を上回るものとなったため、今後は目標値の見直しとともに計画内容の改善等を行い、より持続可能な養殖生産を実現していくことが重要である。
 適正な魚価の確保では、引き続き、消費者が求める新鮮で安価な水産物の安定供給を図るとともに、産地の販売力強化と流通の効率化・高度化を図っていく必要がある。

【施政方針演説等内閣の重要方針及び水産基本計画における位置づけ】

| 関係する施政方針演説等 | 年月日 | 記事事項（抜粋） |
|-------------|------------|---|
| 水産基本計画 | H19. 3. 20 | 第3の1 低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進 3 水産物の安定供給を図るための加工・流通・消費施策の展開 |

【政策評価総括組織（企画評価課長）の所見】

水産資源の回復・管理の推進のための資源回復計画の着実な実施については、達成状況がCランクとなった要因として、漁獲努力量削減実施計画が、禁漁区・禁漁期間を設定するため、漁業者にとって直接、経営上の痛みを伴うものであることから、漁業者間の調整がつかなかったことを挙げているが、この目標達成のために講じている政策手段について、必要性、有効性、効率性の点で十分であったかどうかについて、詳細な分析を行う必要がある。また、その分析の結果、問題のある政策手段については、廃止を含めて抜本的に見直す必要がある。
 また、消費地と産地の価格差の削減については、流通コストの削減を図ることが重要であり、引き続き水産物の流通の見直しに取り組んでいく必要がある。

【政策評価会委員の意見】

- ・ 総合規制改革会議において、漁業者間の漁獲競争を激化させるオリンピック方式による漁業管理はやめるべきとの方針が出されたが、施策との整合性はどうなっているのか。（立花委員（第1回））
- ・ 消費地と産地の価格比率を削減する目標については、流通の段階で高付加価値化することは良いことであり、倍率が高いと悪い評価結果となる目標設定には違和感を感じる。（立花委員（第1回））
- ・ 流通コストが削減しなくても、産地価格が高付加価値化すれば目標を達成することになるので、絶対的な流通コストの削減を目標とするべきである。（八木座長（第1回））
- ・ 燃油高騰対策として102億円の補正予算が盛り込まれたが、省エネ型船舶への転換など燃油高騰に対する体質改善は不可避であることから、どのように体質改善を図っていくかについて検討するべきである。（合瀬委員（第3回））

1 データ、資料等

目標①低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進

<目標設定の考え方>

水産資源は、適切な管理により持続的な利用が可能であり、その適切な保存・管理は、国民に対する水産物の安定供給の確保及び我が国水産業の健全な発展の基盤である。特に、我が国の排他的経済水域^{注6}の水産資源については、国連海洋法条約^{注7}により我が国が保存・管理の責務を有し、その合理的利用を推進することが必要となっている。このため、我が国周辺水域や公海の水産資源の多くが低位水準にある状況に対応して、水産資源の回復・管理を推進することを目標とする。

(各指標の目標値について)

(7) 資源回復計画の着実な実施

平成16年までの当課題における目標は「資源回復計画の対象魚種数」を指標とし、累計で50種程度で資源回復計画を作成することとしていたが、最終的には76魚種で策定され、資源回復計画の普及という当初の目標が達成された。このため17年度からは、策定された資源回復計画が確実に実施されているかをもって判断することとした。同計画の実施は同計画に基づき、漁獲圧力を下げるための適切かつ具体的な手段を漁業者自身が定める漁獲努力量削減実施計画^{注8}が早期(半年以内)に策定されることによって担保される。したがって、「資源回復計画の着実な実施(漁獲努力量^{注9}削減実施計画の早期策定)」を指標とする。

(4) 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大

公海の水産資源、まぐろ類等の回遊性の高い水産資源等については、関係国が協力して、漁獲能力の管理やIUU^{注10}(違法・無報告・無規制)漁船対策を積極的に進め、その持続的な利用の確保に努めることが肝要であることから、国際的な管理を要する水産資源の適切な保存及び管理が図られるよう「国際漁業機関による管理対象魚種の維持・増大」を、また、我が国漁業の漁場の維持及び開発が図られるよう「漁業協定数の維持・増大」を指標とする。

(5) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

水産基本計画^{注11}においては、漁業生産面における関係者の努力と政策的取組によって、平成29年度の食用魚介類の持続的生産目標を495万トンと設定している。このうち主な栽培漁業対象魚種及び養殖魚等の生産量については、漁業生産量の約4割を占めるものであり、水産基本計画の平成29年度の持続的生産目標495万トンの内数として、それぞれ378千トン、1,551千トン、計1,929千トンを設定している。この目標値1,929千トンを達成するため、毎年一定割合で生産量を増大させるものとし、平成23年度目標値を1,798千トンとする。

(6) 海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画^{注12}策定海面における生産量の割合

漁場環境の悪化を招かない持続的な養殖生産を実現するため、地域における主体的な養殖漁場の改善を図る漁場改善計画の策定を促進し、同計画の対象となる海面養殖の生産量の割合を一層高める必要がある。

水産基本計画では、海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の比率を23年度に70%とすることとしており、現在公表されている最新値は18年の63.5%であることから、目標値を達成するため毎年1.3%ずつ上昇(70.0-63.5%/5年)させることとし、19年度目標値は64.8%とした。

<目標値と実績値の推移>

(7) 資源回復計画の着実な実施

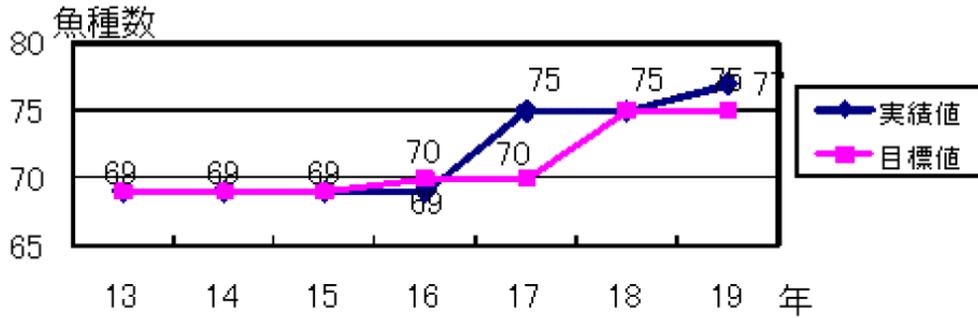
| | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 |
|--|-------|-------|-------|-------|
| A ; その年(1月~12月)に作成された資源回復計画数 | 4 | 9 | 13 | 17 |
| B ; Aに基づき作成された漁獲努力量削減実施計画数(資源回復計画作成後、半年以内に作成された漁獲努力量削減実施計画数) | 3 | 6 | 10 | 6 |

(把握の方法)

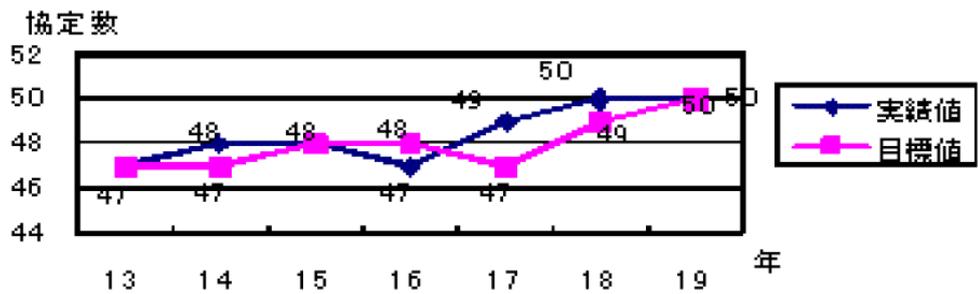
都道府県を通じて把握

(イ) 国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大

国際漁業管理機関における管理対象魚種数



漁業協定数の推移

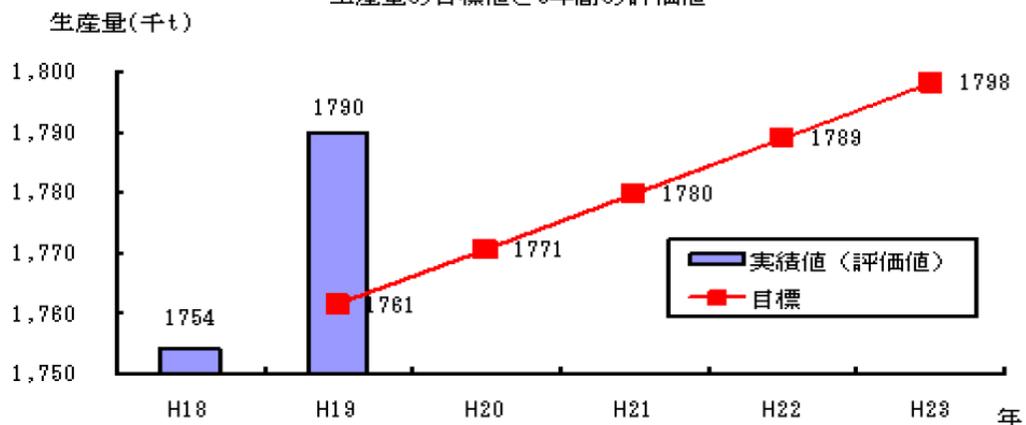


(把握の方法)

実績値

(ロ) 主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の目標値と3年間の評価値



主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の実績値

(単位：千トン)

| 項目 | 17年度 (実績値) | 18年度 (実績値) | 19年度 (実績値) | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|---------------------------|---------------|---------------|---------------|-------|------|------|-------|
| 合計 | 1,813 | 1,754 | 1,802 | | | | 1,798 |
| 海面漁業のうち 主な栽培漁業対象 魚種 | さけ・ます類 | 246 | 231 | 235 | | | 239 |
| | ヒラメ | 6 | 7 | 8 | | | 6 |
| | マダイ | 15 | 16 | 16 | | | 15 |
| | クルマエビ | 1 | 1 | 1 | | | 1 |
| | がざみ類 | 3 | 3 | 3 | | | 4 |
| | ホタテガイ | 287 | 272 | 258 | | | 272 |
| | あわび類 | 2 | 2 | 2 | | | 3 |
| 養殖 | 海面養殖 | 1,211 | 1,181 | 1,237 | | | 1,215 |
| | ぶり類 | 160 | 154 | 158 | | | 155 |
| | ホタテガイ | 203 | 212 | 247 | | | 223 |
| | かき類 | 217 | 208 | 201 | | | 216 |
| | のり類 | 387 | 367 | 396 | | | 373 |
| | その他 | 244 | 240 | 235 | | | 246 |
| | 内水面養殖 | 42 | 41 | 42 | | | 44 |
| | ウナギ | 20 | 21 | 23 | | | 21 |
| | その他 | 22 | 21 | 20 | | | 26 |

四捨五入の関係で、合計数値は各魚種の数値の合算値と一致しない場合がある

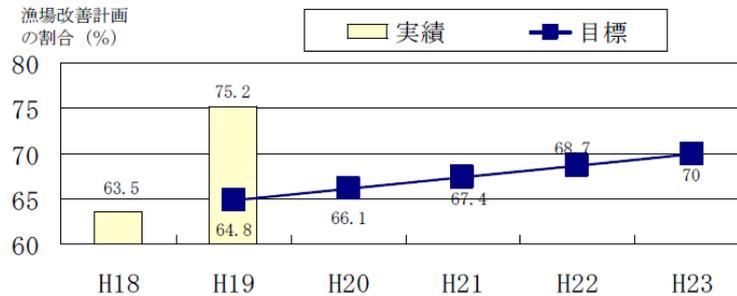
注1) 養殖のうち海面養殖の「その他」に含まれる魚種…ギンザケ、マダイ、ヒラメ、クルマエビ、ほや類、こんぶ類、わかめ類、真珠、その他

注2) 養殖のうち内水面養殖の「その他」に含まれる魚種…ます類、アユ、コイ、フナ、ティラピア、えび類、スッポン、貝類、藻類、淡水真珠、その他

(把握の方法) 主な栽培漁業対象種及び養殖業等の生産量については、毎年4月下旬から5月初旬に農林水産省 統計部より公表される「漁業・養殖業生産統計年報」の速報値により把握する。

(エ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合

漁場改善計画の海面養殖業の総生産量に占める割合



(把握の方法)

漁場改善計画策定海面での生産量を、都道府県を通じて把握。

<目標達成状況の判定方法>

低位水準にとどまっている水産資源の回復・管理の推進について、(ア)の漁獲努力量削減実施計画数、(イ)の管理対象魚種数及び漁業協定数、(ウ)の生産量、(エ)の割合に基づき、総合的に有効性を判断する。

この場合、(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)のすべてがAとなった場合はAとし、一つでもCとされたものがある場合はCとし、それ以外の場合は、Bとする。

(達成度合の判定方法)

(ア)資源回復計画の着実な実施

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

漁獲努力量削減実施計画の早期策定(半年以内)達成率 = $B / A \times 100$

A ; その年(1~12月)に策定された資源回復計画数

B ; Aに基づき策定された漁獲努力量削減実施計画数(ただし、資源回復計画策定後、半年以内に策定された漁獲努力量削減実施計画に限る)

(イ)国際機関による管理対象魚種及び漁業協定数の維持増大

目標値を上回るときは達成(A)、その他のときは未達成(C)とする。

(ウ)主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

達成率 = $(\text{直近3年間の実績平均値} - 18\text{年度基準値}) \div (\text{当該年度の目標値} - 18\text{年度基準値}) \times 100 (\%)$

※ 毎年度の生産量は、気象状況により大きな変動が生じることから、3年間の平均値を実績値として評価に用いている。

(エ)海面養殖業の総生産量に占める漁場改善計画策定海面における生産量の割合

農林水産省政策評価基本計画第5の1の(3)の力の①に示すとおり。

(達成度合の計算方法)

達成率 = $(\text{当該年度の実績値} - 18\text{年度基準値}) \div (\text{当該年度の目標値} - 18\text{年度基準値}) \times 100 (\%)$